

自己点検・評価報告書

平成 27 (2015) 年 3 月

日本赤十字広島看護大学

序 章

1. 本学の沿革

日本赤十字広島看護大学は、赤十字看護教育の120余年の伝統と実績を生かしながら看護教育のさらなる高度化を図る一環として、平成12年4月に日本赤十字学園の中国・四国ブロックの拠点校として開学した。赤十字の理想とする人道の理念に基づき、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授、研究し、知的、道徳的及び応用的能力を育むことにより、国内外の保健・医療・福祉の分野で幅広く活躍できる人材を育成し、看護学の発展及び人類の福祉の向上に寄与することを目的としている。

平成16年4月には、看護専門職者としての高度な実践能力並びに研究・教育能力の育成を目指して看護学研究科修士課程を開設した。開設当初から土日の開講を導入するとともに、平成19年度からは長期履修制度も導入し、看護職としての仕事と大学院での学びの両立を図っている。

また、平成21年4月には、ヒューマン・ケアリングセンターを設置し、住民の健康増進に向けた活動と看護専門職の継続教育に取り組むとともに、認定看護師教育課程（摂食・嚥下障害看護）を開設した。また、多様な看護人材の養成を図るため、学部に通産師教育課程を開設するとともに、大学院修士課程に専門看護師コースを開設した。平成24年度には、国内外の災害救援や開発協力を担う看護人材の養成を図るため、学部に通産師教育課程を開設するとともに、社会人のための学士2年次編入学制度を導入した。

現在、日本赤十字学園の5大学と連携しながら共同大学院の設置に取り組み、同学園の中国・四国ブロックにおける看護教育の拠点として、人材育成を中心に地域や社会の「ヒューマン・ケアリングの実践」に貢献する大学を目指して、教育・研究・地域貢献・大学経営に取り組んでいる。

2. 自己点検・評価に対する基本姿勢

大学が自らの責任で、教育・研究・地域貢献・大学経営についての自己点検・評価を行い、その結果をもとに新たな改善・改革につなげていく、内部質保証の実質化に取り組むことが重要であると認識し、その仕組みづくりを進めてきた。

その一環として、平成25年には、全学的な観点から教学マネジメント及び内部質保証に取り組む「教育の質保証委員会」を設置するとともに、本学の中期計画（平成26～30年度）において、外部評価や教員業績評価の導入など、内部質保証の取組みの方向を明らかにし、内部質保証システムの構築とその実質化に努めている。

3. 前回の認証評価の結果を受けて講じた改善・改革活動

前回の平成20年度の認証評価の際、大学基準協会から示された7つの問題点の指摘に対して、平成24年に改善報告書を提出し、審査を受けた。その結果、学生の受け入れ及び専任教員の年齢構成の2点について、「一層の努力が望まれる」との指摘があった。この指摘を踏まえて、入学者数の募集定員に対する比率の適正化及び専任教員の年齢構成の若年化に努めており、その効果が徐々に現れつつある。

第1章 理念・目的

1. 現状の説明

(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

<大学・看護学部>

○ 日本赤十字広島看護大学の目的は、「建学の精神である赤十字の理想とする人道的任務の達成を図るため、看護に関する学術を中心として、広く知識を授け、深く専門の学術を教授、研究するとともに、知性、道徳及び応用的能力を養い、もって国内外で活躍できる実践力をもった看護専門職の育成及び看護学の発展に寄与する」と定めている（資料1-1、第1条）。

○ 教育理念・目的については、平成25年9月にアドミッション・ポリシーなど3つの方針とともに、経営会議、教授会で適切性を検討した（資料1-2）。目的については、「赤十字の理想とする人道の理念に基づき、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的及び応用能力を育むことにより、国内外の保健・医療・福祉の分野で幅広く活躍できる有能な人材を育成し、看護学の発展及び人類の福祉の向上に寄与する」と一部見直した。

また、教育理念については、「豊かな人間性と幅広い教養を涵養し、学問的基盤に立ち、生命の尊厳と人類の叡智を基調とした真のヒューマン・ケアリングの意味と価値について教授学習し、将来、ヒューマン・ケアリングの実践、教育・研究の領域において、リーダーシップを発揮できる基礎的能力の育成を目指す」と定めた（資料1-3、表紙裏）。

○ 本学の教育理念・目的の実現に向けて、これからの社会の変化に対応できる質の高い看護職を育成するために、学園本部が策定した「第二次中期計画」（平成26～30年度、資料1-4）を踏まえて、平成26年3月に、本学の「中期計画」（平成26～30年度、資料1-5）を策定し、本学が目指す教育・研究・地域貢献・大学運営の方向と取組みを明らかにしている。

○ 本学は、赤十字の基本原則である「人道（人間のいのちと健康・尊厳を守るため、苦痛の予防と軽減に努めること）」を基盤として、ヒューマン・ケアリングの実践者としてリーダーシップを発揮できる基礎的能力の育成をめざしている。赤十字の理想とする人道の精神を大学教育において具現化するものであり、この点が本学の個性であり、特徴である。

<看護学研究科>

○ 看護学研究科の目的は、「本学の建学の精神である赤十字の理想とする人道的任務の達成を図るため、看護に関する学術の中心として、広く看護の実践と教育・研究に関する理論と専門技術を教授研究し、深い学識及び卓越した感性と人間性を備えた高度な看護専門職の育成を図り、看護学の発展とともに世界の人々の健康と福祉の向上と豊かな生活の創造に寄与する」と定めている（資料1-6、第1条）。

また、「広い視野に立って深い学識を教授し、人間性を涵養するとともに、看護学における研究能力又は高度な専門性を必要とする看護職者としての高い能力を培うことを目的とする。」と定めている（資料1-6、第6条）。

- この目的の実現に向けて、教育理念を次のとおり定めている（資料 1-7、p. 1）。
 - i) 赤十字の理想とする人道の精神に基づき、豊かな人間性と幅広い教養を育成し、学問的基盤に立ち、生命（いのち）の尊厳と人類の叡智を基調とした、真のヒューマン・ケアリングの意味と価値について教授し、将来、実践・教育・研究の領域において、リーダーシップを発揮できる人材の育成を目指す。
 - ii) 看護を取り巻く状況が高度化・複雑化・専門化する中であって、修士課程では、学士課程で培われた教育を基盤として受け継ぎ、深化・発展させ、より質の高い看護を提供するために、看護教育、看護研究、看護実践領域における学際的・実践的な指導者の育成に努める。
- 本研究科は、赤十字の基本原則である「人道」を基盤として、ヒューマン・ケアリングの実践者としてリーダーシップを発揮できる専門的な看護人材を育てる教育研究者、高度な実践者の育成をめざしている（資料 1-7、p. 1）。赤十字の理想とする人道の精神を大学院教育において具現化するものであり、この点が本研究科の個性であり、特徴である。

(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか。

<大学・看護学部>

- 本学の理念や目的は、大学のホームページの「大学情報の公開」（資料 1-8）や「大学案内」（資料 1-9）で周知している。また、本学の教育理念・目的と教育課程の教育内容・方法との関連性を盛り込んだ、学生の履修のための「学修ガイドライン」（資料 1-3）や「履修ガイド」（資料 1-7）を作成し、入学時及び授業開始時におけるコースガイダンスで説明するとともに、学生全員及び教職員に配布している。
- 学生に対しては、入学時のガイダンスや看護学実習開始時のオリエンテーションにおいて、「大学案内」（資料 1-9、p. 4-7）や「学修ガイドライン」（資料 1-3、p. 10-14）など冊子を活用して、教育理念・目的と教育課程との関連性を説明している。また、実習要項を作成・活用し、看護学実習を開始する際に、どのような看護学実習を行うのかを、教育理念・目的と関連づけて説明している（資料 1-10、p. 3）。

臨地実習施設の関係者や実習指導者に対しては、毎年 7 月に「実習連携会議」を開催し、効果的な実習ができるように連携・協議する機会を設け、本学の教育理念・目的について周知している（資料 1-11）。

本学受験希望者や保護者など社会に対しては、オープンキャンパスや進学説明会（資料 1-12）、高校生への大学体験授業（資料 1-13）において、「大学案内」（資料 1-9）や募集要項（資料 1-14、1-15）を配布し、教育理念・目的と教育課程との関連、当該授業科目との関連について説明している。

<看護学研究科>

- 学生及び教職員に対しては、「大学案内」（資料 1-9）に加えて、「履修ガイド」（資料 1-7、p. 1）により、教育理念・目的を周知しているとともに、出願時や入学時、各授業科目の開始時に、教育理念・目的と教育内容や方法との関連についてオリエンテーションを行っている。平成 24 年度から、本学大学院の教育理念・目的や教

育課程を理解し、大学院で学ぶことを促す目的で、「履修ガイド」の配布やホームページによる公表を行っている。また、オープンキャンパスや入学説明会で説明してきた(資料1-12)。

(3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

<大学・看護学部>

- 本学の教育理念・目的については、教授会や教務委員会において、教育理念・目的を含め本学の教育研究活動の適切性について確認している(資料1-16<資料4>)。また、平成25年9月に教育の質保証委員会(資料1-17)を設置し、人材育成目標及び教育プログラムなどの基本的事項について審議する体制を整えた(資料1-16<資料11>)。

<看護学研究科>

- 本研究科の教育理念や目的については、研究科委員会において、教育課程にあわせて確認している(資料1-2)。また、教務小委員会では「履修ガイド」の作成時に、授業科目の担当教員はシラバス作成時などに、その適切性について確認している(資料1-16<資料2>)。

2. 点検・評価

看護学部・看護学研究科の教育理念・目的を明確に定め、それらを大学構成員及び社会に対し公表している。また、教育理念・目的の適切性について、学内の各委員会において検証しており、基準1「理念・目的」を充足している。

(1) 効果が上がっている事項

<大学・看護学部、看護学研究科>

- 教育理念・目的を明確に定め、それらを大学構成員及び社会に対し公表している。
- 教育理念・目的の適切性について、教育の質保証委員会、教授会、教務委員会、研究科委員会及び教務小委員会において検証している。
- 教育理念・目的の実現に向けて、中期計画を策定し、本学が目指す教育・研究・地域貢献・大学運営の方向性を明らかにしている。
- 平成25年度までに、89名の修了生が看護教育・研究、高度実践の場を担う専門職として、社会に貢献している。修了生の中には、専門看護師、看護教育・研究者として活躍しており、本研究科の教育理念・目的は適切であると考えている。

(2) 改善すべき事項

<大学・看護学部、看護学研究科>

- 時代の変化や社会の要請に対応して、教育理念・目的を検証していく必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

<大学・看護学部、看護学研究科>

- 教育理念や目的について、大学のホームページや「大学案内」、シラバス等を活用し、大学構成員や社会により分かりやすい内容での公表・周知に努める。

(2) 改善すべき事項

＜大学・看護学部、看護学研究科＞

- 地域包括ケアやチーム医療の要請など保健・医療・福祉を取り巻く環境変化に適応できる人材の育成に向けて、教育理念・目的を検証するとともに、それを踏まえて人材育成目標の明確化と教育課程の再編成に取り組む。

4. 資料

- 1-1 学則（大学規程 1-1）
- 1-2 経営会議等議事録（関係分抜粋）
- 1-3 学修ガイドライン「Campus Life HandBook 2014」
- 1-4 日本赤十字学園第二次中期計画（平成 26～30 年度）
- 1-5 日本赤十字広島看護大学中期計画（平成 26～30 年度）
- 1-6 大学院学則（大学規程 1-2）
- 1-7 履修ガイド「大学院履修ガイド 2014」
- 1-8 「大学情報の一覧」（大学HP＞情報公開＞大学情報の一覧）
http://www.jrchcn.ac.jp/00root/id_list.html
- 1-9 大学案内「GUIDE BOOK 2014」
- 1-10 平成 26 年度実習要項
- 1-11 実習施設連携会議の開催状況（平成 21～26 年度）
- 1-12 オープンキャンパス・進学説明会・大学院説明会の開催状況（平成 21～26 年度）
- 1-13 高校生に対する大学体験授業の一覧（平成 21～26 年度）
- 1-14 看護学部学生募集要項（平成 26 年度）
- 1-15 看護学研究科学生募集要項（平成 26 年度）
- 1-16 平成 25 年度委員会活動報告
- 1-17 教育の質保証委員会規程（大学規程 2-6）

第2章 教育研究組織

1. 現状の説明

(1) 大学の学部・学科・研究科・専攻及び附属研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

○ 本学は1学部1研究科の単科大学であり、教育研究の基本組織として、看護学部看護学科及び大学院看護学研究科（修士課程）を設置している（資料2-1、2-2）。

看護学部の教育研究組織は、大学設置基準第12～13条に基づき、一般教養、専門基礎及び専門領域である看護学の3つに区分している。専門領域である看護学の教育研究組織については、さらに9つの領域に区分している（資料2-1、2-3）。

看護学研究科の教育研究組織は、教育研究者コースと専門看護師（CNS）コースの2コースがあり、大学院設置基準第9条に基づき、教育研究者コースは9専門領域、専門看護師（CNS）コースは4専門領域を開講している（資料2-4、資料2-5 p.2-5）。研究科を担当する教員は、看護学部と兼務である。

○ 付属施設として、ヒューマン・ケアリングセンター、図書館及び情報センターを設置している（資料2-1、2-2）。

ヒューマン・ケアリングセンターは、地域及び専門職への貢献を目的に、地域支援室と認定看護教育課程を整備している（資料2-6 p.21-22、資料2-7）。図書館は、学生・教職員に対して、学修・教育・研究上必要な資料や学術情報の収集、整備及び提供をしている（資料2-8）。情報センターでは、教育研究の充実及び情報リテラシーの普及を目的にICT（情報通信技術）施設・設備を管理・運営している（資料2-9）。

その他の学内教育施設として、看護シミュレーションセンター、語学学習支援センター、赤十字資料館などを開設し、教育理念や目的の具現化を図っている。

○ 平成21年度から、少子社会の改善への寄与を目的にして、助産師教育課程を開始した。併せて、助産師不足を早急に補うため、学士4年次編入制度を導入した。

また、平成22年度に、公益社団法人日本看護協会認定看護師教育機関の承認を受け、高齢社会の進展に対応するため、西日本地域で唯一の教育課程である摂食・嚥下障害認定看護師教育課程（定員30人）を開設している（資料2-10）。

平成24年度に、高齢社会における看護職の確保という社会的要請に対応して、看護学部の入学定員数を115人から125人に増員した。入学定員の増加に対応して、現状の教員で質の高い教育活動を実践するため、各領域の教員配置を見直すとともに、非常勤助手や臨床看護師の協力を得て、教育の質の確保に努めている。

○ 平成25年度に看護教育開発委員会を設置し、通年にわたる客観的臨床能力試験（Objective Structured Clinical Examination、以下「OSCE」という。）の管理・運営を行っている（資料2-11）。

(2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証しているか。

○ 教育課程に対応した教育研究組織の改編について、学長のリーダーシップのもとで、経営会議、教授会及び研究科委員会で審議している。これまで、看護学部にお

ける助産師教育課程の開設（平成 21 年度）や学士編入学（2 年次）の開設（平成 24 年度）、大学院における専門看護師教育課程の開設（平成 22 年度）を行った。

- 退職教員の後任の採用に当たっては、教育研究組織の全体最適の観点から、採用領域や職位の検討を行っている（資料 2-12）。
- 地域包括ケアの時代となり、創造的に役割を担う看護職の育成をめざして、小講座制から大講座制への再編を検討している（資料 2-12、2-13）。

2. 点検・評価

本学の教育理念・目的に沿って、教育研究組織を設置し、学術の進展や社会の要請に対応して、教育研究組織の適切性を検証し、必要に応じて、その充実を図っており、基準 2「教育研究組織」を充足している。

(1) 効果が上がっている事項

- 本学の教育理念・目的に沿って、教育研究組織として看護学部、看護学研究科、附属施設を設置している。また、学術の進展や社会の要請に対応して、教育研究組織の適切性について検証し、適宜、教育研究組織の充実を図っている。

(2) 改善すべき事項

- 保健・医療・福祉を取り巻く環境変化に対応して、教育課程や教育研究組織の見直しを検討する必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

- 看護学部では、専門職を育成する看護系大学教育としての質保証の必要性を認識し、全学的な教育研究体制の構築に取り組む。
- 看護学研究科では、教育研究者を育成する大学院教育としての質保証を図るとともに、共同大学院博士後期課程設置に向けて、教育研究体制の再編を検討する。

(2) 改善すべき事項

- 地域包括ケアやチーム医療の要請など保健・医療・福祉を取り巻く環境変化に対応できる人材の育成に向けて、教育課程や教育研究組織の見直しを検討する。

4. 資料

- 2-1 日本赤十字広島看護大学の現況
- 2-2 組織分掌規程（大学規程 2-1）
- 2-3 教員編成一覧
- 2-4 大学院案内「2015 大学院案内」
- 2-5 履修ガイド「大学院履修ガイド 2014」（既出資料 1-7）
- 2-6 大学案内「GUIDE BOOK 2014」（既出資料 1-9）
- 2-7 ヒューマン・ケアリングセンター規程（大学規程 2-27）
- 2-8 図書館規程（大学規程 7-1）
- 2-9 情報センター規程（大学規程 2-25）

- 2-10 認定看護師教育課程の概要（大学HP＞認定看護師教育課程）
<http://www.jrchcn.ac.jp/04human/cns.html>
- 2-11 看護教育開発委員会規程（大学規程 2-19）
- 2-12 経営会議等議事録（関係分抜粋）
- 2-13 大講座制の目的

第3章 教員・教員組織

1. 現状の説明

(1) 大学として求める教員像及び教員組織の編制方針を明確に定めているか。

<大学・看護学部>

○ 本学の求める教員像は、本学の目的（資料 3-1、第 1 条）の実現に貢献できる人材、即ち、赤十字の理念を深く理解し人道的見地から行動できる人材、本学の教育・研究・地域貢献・大学運営に貢献する意欲と能力を有する人材であり、選考基準（資料 3-2、3-3）に基づき、教員の募集・採用・昇格の選考を行っている。

○ 教員組織の編制方針については、学長のリーダーシップのもと、経営会議、教授会、研究科委員会で審議して定めている。

看護学部の教員組織は、教育課程に対応し、一般教養、専門基礎及び専門領域である看護学の 3 つに分け、教員を配置している。また、看護学の教育研究組織は 9 つに区分して、領域ごとに教授、准教授・講師、助教・助手の定数を定めて配置している（資料 3-4）。

専任教員数は、法令に定められた必要数を満たしている。専任教員の年齢構成は平成 26 年 5 月現在、60 歳代 6 名（11.5%）、50 歳代 13 名（25.0%）、40 歳代 19 名（36.5%）、30 歳代 14 名（26.9%）となっている（資料 3-5）。

入学者数が多い場合は、非常勤助手を雇用するなど、教育の質の確保を図っている。

○ 看護学部の運営については、教員会議での協議や教授会での審議を踏まえて、学部長を責任者として行っている。

教授会は、本学に所属する教授で構成され、学士課程の教育課程の編成、単位認定、論文審査等の教育研究に関わる審議を行っている（資料 3-6、第 14 条）。看護学部の教務に関する事項を担当する委員会として教務委員会を設置し、教授会の審議事項の原案の審議や基礎資料の作成などを行っている（資料 3-7）。

教員会議は専任教員全員で構成され、大学の運営全般に関する連絡・調整を行っている。この教授会及び教員会議において、教員の組織的な連携を図っている（資料 3-8）。

<看護学研究科>

○ 看護学研究科の教員組織は、教育課程に対応し、9 つの専門領域と共通科目担当の教授、准教授及び講師 25 名で編制している（資料 3-9）。専門領域には領域ごとに、学内の審査に合格した修士論文研究指導教員 1 名、修士論文研究副指導教員 1 名程度、授業科目担当教員若干名を配置している。

看護学研究科の教員は学部との兼任であり、研究科教員としての審査は大学院設置基準第 9 条を踏まえて、「資格審査に関する内規」（資料 3-10）を設け、当該教員の経歴、業績等により審査している。

○ 研究科の運営については、研究科教員会議の協議や研究科委員会で審議を踏まえて、研究科長を責任者として行っている。

研究科委員会は、研究科に所属する教授で構成され、修士課程の教育課程の編成、

単位認定、論文審査等の教育研究に関わる審議を行っている(資料 3-6、第 14 条)。研究科の教務に関する事項を担当する委員会として教務小委員会を設置し、研究科委員会の審議事項の原案の審議や基礎資料の作成を行っている(資料 3-11)。

研究科教員会議は研究科に所属する専任教員全員で構成され、研究科の運営全般に関する連絡・調整を行っている。この研究科委員会及び研究科教員会議において、教員の組織的な連携を図っている(資料 3-12)。

(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

<大学・看護学部>

- 専任教員は、一般教養、専門基礎、専門のいずれかの領域に所属している。平成 26 年 5 月現在、専任教員数は一般教養 3 名、専門基礎 4 名、専門 45 名、合計 52 名である(資料 3-4、3-13)。専任教員数は、法令に定められた必要数を満たしている。
非常勤講師は担当する授業科目に相応しい教員を必要とする場合に募集・採用しており、平成 26 年 5 月現在、看護学部担当の非常勤講師数は 26 名である(資料 3-14)。
- 教員選考は、授業科目と担当教員の適合性を判断するため、教員選考委員会、教授会の議を経て決定し、本学の授業科目を担当するに相応しい能力を備えているかを書類審査及び面接により審査し、選考している(資料 3-15)。
- 教育課程に相応しい教育組織であるかについては、経営会議、教授会、看護系領域長会議、教務委員会で審議し、確認している(資料 3-16)。

<看護学研究科>

- 看護学研究科を担当する教員は、看護学部の教授、准教授、講師の職位にある者に加え、大学の非常勤講師、実習施設の指導者などを配置し、教育理念や目的、教育課程に相応しい教員組織を整備している。
平成 26 年 5 月現在、教授 14 名、准教授 6 名、講師 5 名である。研究指導教員 14 名、研究副指導教員 6 名、授業科目担当教員 25 名と大学院設置基準第 9 条が規定する教員数を上回っている(資料 3-9)。
- 教員は看護学部との兼任である。9 つの専門領域それぞれに、「資格審査に関する内規」を設け、研究指導教員、研究副指導教員を配置している。共通科目担当の教員については、研究科委員会で審査し、研究科担当教員としている。授業科目と担当教員の適合性を判断するため、看護学研究科を担当する教員については、研究科委員会で審査・検討し、適合性について判断する仕組みをとっている(資料 3-10)。
非常勤講師についても、研究科の授業科目を担当するに相応しいか「資格審査に関する内規」(資料 3-10)に基づいて審査・採用している。
- 教育課程に相応しい教員組織であるかについては、経営会議、研究科委員会、看護系領域長会議、教務小委員会で審議し、確認している(資料 3-16)。

(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

<大学・看護学部>

- 教員の募集・採用は、大学設置基準に定める資格のほか、教員選考基準規程(資料 3-3)及び教員選考規程(資料 3-15、3-17)に基づき、原則として公募により行

い、透明性・公正性の確保に努めている。教員の昇格は、前述の規程のほかに、各職位への昇任・昇格に関する申し合わせ事項(資料3-18~21)に基づき行っている。

- 教員の募集・採用、昇格については、経営会議の審議を経て、教員選考規程に基づき、教員選考委員会において書類選考、面接選考を行った後、教授会の議を経て経営会議で審議し、学長が決定している。

書類選考では、履歴書、教育研究業績、研究業績等に関する事項により、学歴や学位の有無、教育歴とその活動状況、著書、原著、報告書、学会発表などの研究業績、社会貢献の状況を審査し、本学の教員組織に相応しい人材かどうかを審議している(資料3-22、資料3-23<資料17>)。

教員の募集に当たっては、採用する教員像を明確にした上で、教員の職位、主な担当予定科目、応募資格などを決定し、公募要領を作成し、本学ホームページ、研究者・人材データベース「JRECIN」を活用して、募集している(資料3-24)。

<看護学研究科>

- 看護学研究科を担当する教員は、「資格審査に関する内規」(資料3-10)により、資格審査委員会において審査した上で、研究科委員会が選考している。看護学研究科を担当する教員の募集・採用は、学部を担当する教員と兼務となることから、学部教員の募集・採用に併せて実施している。その際、公募要領に看護学研究科との兼任であることや担当する授業科目を明記している(資料3-24)。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

<大学・看護学部>

- 教員の教育研究活動等の評価については、教育、研究、社会連携、大学運営の4分野について、各教員が自己評価した上で、所属長等が指導・助言する教員業績評価制度を導入している(資料3-25、3-26)。
- 教員の資質・能力の向上を図るため、FD/SD委員会を中心に、FD活動を推進している(資料3-27)。FD活動の内容は、教育や研究能力、学生支援、倫理的課題、大学運営など多面的な能力を育成することである(資料3-23<資料10>)。特に、科学研究費など研究助成獲得をめざす研究計画書作成のための研修会を開催し、助手・助教や講師への支援を行っている(資料3-28)。平成25年度からは、新たに看護教育開発委員会を設置し、看護教育力を高めるための研修等を企画・実施している(資料3-23<資料6>)。
- 教員の研究活動を支援するため、奨励研究や共同研究の研究費助成について、共同・奨励研究費規程(資料3-29)、個人研究費の配分に関する申し合わせ(資料3-30)を定め、FD/SD委員会において審査の上、決定している。また、海外研修助成制度を設け、国際学会での発表や参加、海外研修を対象に、海外旅費助成規程に基づき、助成している(資料3-31)。
- 博士の学位取得を希望する教員には、職務専念義務免除制度により大学院博士課程への進学・履修を認めている(資料3-32、3-33)。平成26年5月現在、教授1名、准教授4名、講師1名、助手1名が博士の学位を目指している(資料3-28)。

また、出産や育児中の教員は退職することなく、労働基準法に基づく育休・育短

を活用し、本学教員としてのキャリアを継続している。

- 看護系教員の臨床看護実践能力を育成するために「臨床研修要項」(資料 3-34)を作成し、年に1~2回研修を実施している(資料 3-28)。教員は、看護学実習で担当する施設において実習打ち合わせと兼ねて研修を行い、臨床看護実践能力を育成し、実習指導の事前準備としている。また、助教を対象に、授業科目担当者が年2~12コマ程度の授業案の作成指導を行うとともに、授業を実施・評価し、授業案の洗練化を図っている。
- 教員の資質については、毎年1回、各教員が作成する「教員業績調書」(資料 3-26)により、確認している。また、学生による授業評価を授業科目ごとに実施し、教員は、その結果に基づき課題を明らかにし、次年度の取組みに活用している。

<看護学研究科>

- 教員の教育研究活動の評価については、毎年度末に学生を対象に授業の内容や理解度、指導の状況、大学生活などの評価を含めたアンケートを実施し、その結果を学内で共有している(資料 3-35)。
- 教員の教育力向上を図るため、非常勤講師が担当する講義を、当該講師の承諾を得た上で専任教員が受講できるようにしている。また、研究科担当教員が退職した場合、退職した元授業科目担当教員を客員教授として1年間雇用し、後任の担当教員と共同で担当させ、後任教員の教育能力向上を支援している。
- 教員の資質については、毎年1回、各教員が作成する「教員業績調書」(資料 3-26)により、確認している。

2. 点検・評価

大学として求める教員像、教員組織の編制方針を明確にした上で、本学の教育理念や目的及び教育課程に相応しい教員組織の整備、教員の募集・採用・昇格、教員の資質向上に取り組んでおり、基準3「教員・教員組織」を充足している。

(1) 効果が上がっている事項

<大学・看護学部>

- 本学が求める教員像、教員の編制方針を明確化し、教員業績評価を適切に行うことで、本学の教育理念や目的に相応しい教員組織を整備することができている。
- 編制方針に沿った教員組織が整備できている。教員数は、法令に定められた必要数を満たしている。
- 専任教員や非常勤講師の採用等について諸規程を定め、責任主体、手続きを明確にし、審査の透明性と迅速性を確保している。また、教員の採用・昇格に当たっては、教員組織の年齢構成に配慮し、特定の範囲の年齢に著しく偏らないよう配慮している。専任教員の昇任人事では、教育・研究業績のみならず学内活動や社会活動への貢献も加味して評価し、公正な人事に努めている。
- 教員の資質の向上については、自由参加としているFD研修会や講演会の参加率がほぼ100%であり、活発に討議が行われている。また、准教授や講師の職位にある教員に専門領域での学位取得を促している。

- 個人及び共同研究費取得者は増加し、文部科学省の研究費や外部研究費の採択状況も増加の傾向にある(資料3-36)。平成25年度には、科学研究費補助金の基盤(B)の採択者が3名となった。

<看護学研究科>

- 看護学研究科が求める教員像、教員組織の編制方針を明確化している。
- 看護学研究科の教育理念や目的、教育課程に相応しい教員組織を整備することができる。
- 専任教員や非常勤講師の採用等について諸規程を定め、責任主体、手続きを明確にし、審査における透明性を確保している。
- 学部のFD/S D研修に加えて、大学院独自に教員の資質向上に取り組んでいる。

(2) 改善すべき事項

<大学・看護学部>

- 教育内容や方法の洗練化を視野に入れた、教員組織の編制を検討する必要がある。また、新しい教育課程のもとで、多様なコースで学ぶ学生が、質の高い学修ができるよう、教員配置について、定期的に検証し改善する必要がある。
- 大学院博士課程の開学に向け、教員の質の一層の向上が必要である。
- 出産や育休中の教員の代替教員として非常勤助手の教育力の強化が必要である。

<看護学研究科>

- 学部教育との兼任であるために、研究科担当教員の負担が大きい。また、現在の領域別専門科目の編成では、少人数による授業となり、学修効果が十分とはいえない。このため、大学院博士課程の設置に併せて、修士課程の教育課程や教育内容を抜本的に見直すとともに、教員組織の再編を行う必要がある。
- 本学教員は、大学院博士課程の教育経験者が少なく、研究指導歴を担保する等の仕組みづくりが急務である。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

<大学・看護学部>

- 教員の資質の向上を図るため、専任教員が博士や修士の学位を取得できる体制や研修制度を充実していく。
- 教員の募集・採用に当たっては、教育能力の確認するため、主要な担当予定科目の授業計画案や学生による授業評価アンケート結果を提出させるとともに、模擬授業の実施について検討する。

<看護学研究科>

- 共同大学院博士後期課程の設置に向け、各教員の博士学位取得を支援する。

(2) 改善すべき事項

<大学・看護学部>

- 時代や社会の変化に対応した教育課程の見直しに併せて、大講座制を視野に入れた教員組織の再編を検討していく。また、教員配置のあり方について、定期的に検証し、改善していく。

- 教員の資質の向上を図るため、教員業績評価のあり方について検証し、教員業績評価を的確に実施するとともに、FD/SD活動についても定期的に検証し、効果的な研修を企画・実施していく。また、非常勤助手の教育力の強化に取り組む。

<看護学研究科>

- 教員の負担軽減及び効果的な教育を展開するため、教育課程改正を行うとともに、それに対応した教員組織の再編を行う。
- 博士後期課程開設に向けて、博士（看護学）の学位をもつ教員をさらに増やすとともに、教員の教育研究能力を強化するFD研修を実施する。

4. 資料

- 3-1 学則（既出資料 1-1）
- 3-2 看護大学・短期大学における教育職の選考基準（学園規程 3-37）
- 3-3 教員選考基準規程（大学規程 3-11）
- 3-4 教員編成一覧（既出資料 2-3）
- 3-5 専任教員の年齢構成の推移（平成 21～26 年度）
- 3-6 組織分掌規程（既出資料 2-2）
- 3-7 教務委員会規程（大学規程 2-17）
- 3-8 教授会・教員会議運営規程（大学規程 2-4）
- 3-9 平成 26 年度大学院教員一覧
- 3-10 大学院看護学研究科教員の資格審査に関する内規（大学規程 3-19）
- 3-11 教務小委員会規程（大学規程 2-22）
- 3-12 研究科委員会・研究科教員会議運営規程（大学規程 2-5）
- 3-13 専任教員の教育・研究業績
- 3-14 非常勤講師一覧（学部・研究科、平成 26 年 5 月 1 日現在）
- 3-15 教員選考規程（大学規程 3-12）
- 3-16 経営会議等議事録（関係分抜粋）
- 3-17 非常勤講師の招聘・選考に関する規程（大学規程 3-24）
- 3-18 准教授の教授への昇任に関する申し合わせ事項（大学規程 3-13）
- 3-19 講師の准教授（看護系教員）への昇任に関する申し合わせ事項（大学規程 3-14）
- 3-20 助手の助教への昇任に関する申し合わせ事項（大学規程 3-16）
- 3-21 助教の 1 級から 2 級への昇格に関する申し合わせ事項（大学規程 3-15）
- 3-22 教員選考審査書類様式
- 3-23 平成 25 年度委員会活動報告（既出資料 1-16）
- 3-24 教員公募（大学HP>教員公募）
<http://www.jrchcn.ac.jp/newslst/2015/01/post-155.html>
- 3-25 日本赤十字学園職員勤務評価実施要綱（学園規程 3-97）
- 3-26 平成 25 年度教員業績評価の実施について
- 3-27 FD/SD委員会規程（大学規程 2-9）
- 3-28 FD活動の状況（平成 21～25 年度）
- 3-29 共同・奨励研究費規程（大学規程 5-2）

- 3-30 個人研究費の配分に関する申し合わせ
- 3-31 海外旅費助成規程（大学規程 5-1）
- 3-32 教員の自主計画研修取扱要領（大学規程 3-27）
- 3-33 教員の自主計画研修取扱要領の運用に関する申し合わせ事項（大学規程 3-28）
- 3-34 臨床研修要項
- 3-35 平成 25 年度大学院授業評価アンケート結果の概要
- 3-36 科学研究費等の外部資金研究費の採択状況（平成 21～26 年度）

第4章 教育内容・方法・成果

4-1 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

1. 現状の説明

(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

<大学・看護学部>

- 本学は、学士課程から修士課程まで一貫して、生命の尊厳と人類の叡智を基軸とした「ヒューマン・ケアリング」を教育理念としている。この教育理念に基づき、本学部の教育目標を6項目掲げ、学則に明示している（資料4-1-1、第5条）。平成25年度には、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを明文化し、「学修ガイドライン」（資料4-1-2、p.10-13）に明示した。
- ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーに基づき、卒業認定に必要な単位として126単位（保健師教育課程選択者137単位。助産師教育課程選択者151単位）と定めている。また、「学長は、本学を卒業した者に対し学士（看護学）の学位を授与する」と卒業認定と学位授与の要件を定めている（資料4-1-1、第37・40条）。
- 修得すべき学修成果については、「学修ガイドライン」（資料4-1-2、p.14-21）に、修得単位、授業科目の組み立て、4年生への進級要件、卒業要件を明示し、4月のガイダンスで全学生に説明を行っている。

<看護学研究科>

- 修士課程の教育目標は、修了時に修得すべき能力として6項目掲げ、「履修ガイド」に明示している（資料4-1-3、p.1）。学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は、「修士課程に所定の期間在学し、本研究科の修了要件となる単位数を修得するとともに、学位論文審査及び最終試験に合格し、教育目標を満たした者に修士（看護学）の学位を授与する」としている（資料4-1-3、p.48）。また、学修の評価、修了認定基準等については、大学院学則（資料4-1-4、第26～30条）に定めている。
- 「所定の期間」「修了要件となる単位数」については、「2年以上在学し、専攻領域毎に指定された授業科目について30単位（専門看護師（CNS）コースは32単位）以上を修得すること」としている（資料4-1-4、別表第1）。専門看護師コースの学位授与方針は、専門看護師教育課程認定課程及び同細則が定める教育課程の基準に適合している。
- 授業については、授業科目ごとに到達目標を「履修ガイド」に明示している（資料4-1-3、p.53-128）。また、修士論文については、審査基準を「履修ガイド」に明示している（資料4-1-3、p.39-40）。

(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

<看護学部>

- 教育目標・学位授与方針を踏まえて、次のとおりの教育課程の編成・実施方針を定めている。教育目標及び学位授与方針、教育課程の編成、実施方針は、年度毎に

作成する「学修ガイドライン」に明示している（資料 4-1-2、p10-13）。

- i) 教育理念の基軸を《生命の尊厳》と《人類の叡智》を基調とした《ヒューマン・ケアリング》としている。
 - ii) 教育理念にもとづき、教育課程を「人間」を理解する領域、「知」を深める領域、「関係」を深める領域、「技」を駆使する領域の4領域から編成している。
 - iii) 上記の4領域に対して、授業科目と単位数を配置して教育課程を編成している。
- 科目区分は、「一般教養科目」、「専門基礎科目」、「専門科目」の3つである。履修科目は、必修科目、選択必修科目、選択科目に区分している。卒業要件及び必修・選択科目の量的配分については、「学修ガイドライン」に明示している（資料 4-1-2、p.14-15）。科目区分、必修・選択の別、単位数は、「学修ガイドライン」の授業科目一覧表に明示している（資料 4-1-2、p.42-45）。

<看護学研究科>

- 教育目標・学位授与方針を踏まえて、次のとおりの教育課程の編成・実施方針を定めている。教育目標及び学位授与方針、教育課程の編成、実施方針は、年度毎に作成する「履修ガイド」に明示している（資料 4-1-3、p.1-5）。
 - i) 教育理念の基軸を《生命の尊厳》と《人類の叡智》を基調とした《ヒューマン・ケアリング》としている。
 - ii) 教育理念にもとづき、教育課程を9つの専攻領域からなる「教育・研究者コース」と4つの専攻領域からなる「専門看護師（CNS）コース」として教育課程を編成している。
 - iii) 上記の2つのコースに対して、授業科目と単位数を配置して教育課程を編成している。
- 科目区分は、「共通基礎」、「共通専門」、「領域別専門」の3つである（資料 4-1-3、P.6-8）。
- i) 共通基礎科目は9科目で、コースにより8単位以上または10単位以上を修了要件と定めている。平成25年度からは共通基礎科目の「看護研究Ⅰ」及び「ケアリング哲学・倫理」を本学の教育理念及び教育目標に対しては必須の科目であるとして、選択科目から必修科目に変更した。
 - ii) 共通専門科目は7科目で、すべて選択科目とし、コースにより4単位または6単位以上を修了要件と定めている。
 - iii) 領域別専門科目は、各領域で授業科目5～6科目編成し、平成26年度のカリキュラム改正では4～5科目を必修科目、1科目を選択科目としている。修士論文として、教育・研究者コースは「特別研究」を、専門看護師コースは「課題研究」を課している。専門看護師コースは、実習6単位を必修科目としている。
- 共通基礎科目は4科目8単位以上、共通専門科目は3科目6単位以上で、領域別専門科目は5科目10単位以上が必修科目となっている（資料 4-1-3、P.6-8）。科目区分、必修・選択の別、単位数は、「履修ガイド」に明示している（資料 4-1-3、p.9-23）。

- (3) 教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員及び学生等）に周知され、社会に公表されているか。

<看護学部>

- 教職員及び学部生に対して、学部の教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を記載した「学修ガイドライン」（資料 4-1-2）を配布し周知している。社会に対しては、「大学案内」（資料 4-1-5、p. 4-10）や大学のホームページ（資料 4-1-6）で、教育目標や学位授与方針について公表している。

<看護学研究科>

- 教職員及び大学院生に対して、大学院修士課程の教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を記載した「履修ガイド」（資料 4-1-3）を配布し、入試説明会や新入生ガイダンス等で周知をしている。社会に対しては、これらの情報を大学ホームページ（資料 4-1-6）のほか「大学案内」（資料 4-1-5、p. 19-20）等の印刷物を通じて広く公表している。

- (4) 教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

<看護学部>

- 教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針については、教務委員会が年度初めに年間活動計画を、年度末に活動報告を教授会に報告している（資料 4-1-7<資料 4>、資料 4-1-8<資料 4>）。また、翌年度のシラバス作成時に、教務委員会で、教育課程の編成・実施方針と各科目内容との整合性について第三者チェックを実施し、必要時、科目内容の修正を担当教員に依頼している（資料 4-1-9）。さらに、時間割の作成時、学生用の「学修ガイドライン」の作成時、自己点検・評価活動等において、教育目標、教育課程の編成・実施方針の適切性について確認を行っている（資料 4-1-10）。
- 教務委員会及び教授会での検証をもとに、看護教育や社会の要請に合わせて、平成 21 年度、24 年度にカリキュラムを改正した。平成 21 年度のカリキュラムは、必修及び選択必修科目、選択科目の単位数は、保健師助産師看護師法の養成所指定規則及び大学設置基準に基づく配分で、必修科目が多く、選択科目が少ない傾向であった（資料 4-1-2、p. 44-45）。文部科学省における「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会」の最終報告を踏まえ、平成 24 年度のカリキュラム改正では、専門科目の統合を行い、一般教養科目、専門基礎科目の選択科目を増やし、幅広い教養や知識の習得が出来るように改正した（資料 4-1-2、p. 42-43）。
- 平成 24 年度に開始した学士 2 年次編入課程について、入学後のカリキュラムの実施状況及び学生の学修状況を教務委員会で検証した（資料 4-1-7<資料 4>、資料 4-1-11）。学部 4 年間の学修を 3 年間で履修するため、時間割が過密であること、基礎的学修能力の不足等により一部の学生が卒業延期になったこと、時間割を調整することに困難さがあったため、学士 2 年次編入課程については、平成 28 年度から募集を停止することとした。

<看護学研究科>

- 教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針については、研究科委員会や教務小委員会において協議するとともに、翌年度のシラバス作成時に確認している（資料4-1-7<資料2>）。また、自己点検・評価活動等においても、教育目標、教育課程の編成・実施方針の確認を行っている。

2. 点検・評価

教育目標に基づき、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を定め、大学構成員及び社会に周知・公表するとともに、定期的に検証を行っており、基準4-1「教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針」を充足している。

(1) 効果が上がっている事項

<看護学部>

- 教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性を検証し、完成年次の平成16年度以降、カリキュラムの改正を3回行っている。
- ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを明文化して「学修ガイドライン」に明示するとともに、年度初めのオリエンテーションで説明し、学生の理解を促している。

また、教育課程修了にあたって修得しておくべき学修成果、その達成のための卒業要件を、「学修ガイドライン」に明確に記述している。教職員に対しては、入職時に、オリエンテーションの中で周知している。

- 平成26年2月に実施した「学部4年生及び教職員に対するアンケート調査」において、「大学の教育理念、教育目的・目標にそった教育課程編成であるか」の問いに対して学生の92.8%と教職員の88.8%が「そう思う」との回答を示し、また、「教育課程編成は適切性であるか」の問いに学生の88.1%と教職員の86.1%が「そう思う」との回答を示しており、教育課程編成の適切性が評価されている（資料4-1-12）。

<看護学研究科>

- ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを明文化して、「履修ガイド」に掲載するとともに、履修ガイダンスにおいて説明し、学生の理解を促している。また、ホームページで学内外に周知・公表している。
- 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針については、新入生ガイダンスを充実させたこと等により、学生からは「授業内容についての理解が深まり、履修計画が立て易くなった」との反応が得られ、履修登録者数も増加した（資料4-1-13）。

(2) 改善すべき事項

<看護学部>

- 臨床現場で新卒看護師の看護実践能力の向上が求められており、学生の知識や技術、看護実践能力を評価し、教育上の課題を明確にし、教育課程を編成していく必要がある。

<看護学研究科>

- 大学ホームページにおいて、研究科の教育目標、学位授与方針等が記載されてい

るページへのアクセスが必ずしも容易でなく、改善が必要である。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

<看護学部>

- 教育目標に沿った学位授与方針をより適切なものとするため、ディプロマ・ポリシーについての学生の理解度を検証する。
- 平成 27 年度に新カリキュラムが完成年次を迎えた後に、新カリキュラム導入後の学生の各学年時の到達度などを評価・検証し、必要に応じてディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを見直し、新たな教育課程の編成について検討する。
- 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針については、「大学案内」や大学のホームページに、より分かりやすい形で掲載し、社会一般に周知・公表していく。

<看護学研究科>

- 平成 24 年度から 26 年度にかけて取り組んだ教育目標や学位授与方針の明文化、カリキュラムの改正などの効果を検証し、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーをより適切なものとしていく。

(2) 改善すべき事項

<看護学部>

- 社会的な医療制度改革に対応した、医療や看護を担う看護専門職の育成をめざすための方向性を検証し、新たな教育課程の編成について検討する。

<看護学研究科>

- 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針については、大学のホームページを再構築し、卒業生や大学院進学に関心のある方が見やすい掲載方法に改善する。
- 修士の学位に相応しい自己学修能力を育むことができる教育課程、教育内容・方法を検討する。

4. 資料

- 4-1-1 学則 (既出資料 1-1)
- 4-1-2 学修ガイドライン「Campus Life HandBook 2014」(既出資料 1-3)
- 4-1-3 履修ガイド「大学院履修ガイド 2014」(既出資料 1-7)
- 4-1-4 大学院学則 (既出資料 1-6)
- 4-1-5 大学案内「GUIDE BOOK 2014」(既出資料 1-9)
- 4-1-6 「大学情報の一覧」(大学HP > 情報公開 > 大学情報の一覧)
http://www.jrchn.ac.jp/00root/id_list.html (既出資料 1-8)
- 4-1-7 平成 25 年度委員会活動報告 (既出資料 1-16)
- 4-1-8 平成 26 年度委員会活動計画

- 4-1-9 平成 26 年度シラバス作成要領
- 4-1-10 自己点検・評価の実施状況（平成 21～25 年度）
- 4-1-11 学士 2 年次編入課程についての検証結果
- 4-1-12 学部 4 年生及び教職員に対するアンケート調査結果
- 4-1-13 大学院における履修登録者の推移（平成 21～26 年度）

第4章 教育内容・方法・成果

4-2 教育課程・教育内容

1. 現状の説明

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

<看護学部>

○ 平成21年度カリキュラム改正では、従来の保健師教育課程に加えて、助産師教育課程を設置した(資料4-2-1、p.19-21)。また、保健師教育に関わる科目の充実、国内外でのボランティア活動の基盤となる知識や技術を学修する「ヒューマン・ケアリング特論」の配置、授業科目の進捗の変更を行った(資料4-2-1、p.44-45)。

平成24年度カリキュラム改正では、看護実践能力の向上を目指して、OSCE(客観的臨床実践能力試験)を導入し、看護援助演習を1学年から4学年まで授業科目として配置した(資料4-2-1、p.43)。また、2年次編入及び国際救援・開発協力看護師コースを設置した(資料4-2-1、p.21)。

○ 平成24年度生からは、「平成21年保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律」の一部改正に伴い、2年次後期に学内選抜を実施し、履修者を決定する保健師教育課程に変更した(資料4-2-1、p.19)。また、教育課程については、平成24年度保健師助産師看護師学校養成所指定規則改正に則り、改正した(資料4-2-1、p.23-25)。

○ 順次性のある授業科目の体系的配置を図るため、1年次に基礎的な科目の配分を多くし、学年の進行に従って、より専門的な科目を配置している。

1年次では人間形成及び学問全般の基盤となる一般教養科目、保健・医療・福祉など看護学を学ぶための基盤となる専門基礎科目を配置している。専門科目の中でも「看護学概論Ⅰ・Ⅱ」、「基礎看護学実習Ⅰ」、「成人看護学Ⅰ」など基礎的な科目を学び、看護学に関心をもつことができるように配慮している。また、「情報リテラシー」、や「文章表現法」、「基礎ゼミ」などにおいて、コンピューターやネットワークを活用した文書作成や文献検索など、大学で学修する方法を修得できるようにしている(資料4-2-1、p.22-27)。

2年次からは専門基礎科目と専門科目が増える。これらは看護学を理論と実践が統合されたものとして学修し、学問として探究する資質を育むための科目である。3年次では各専門領域の「看護学実習」や「看護管理学」、「研究方法」などの科目を学修し、4年次では「看護教育学」や「卒業研究」、「総合看護実習」など、4年間にわたる学んだことの統合をめざした科目を設けている(資料4-2-1、p.22-27)。

なお、専門基礎科目、専門科目においては履修の系統性を持たせて学年指定を行い、必修・選択必修による制限を設けて、看護学領域で必要な科目を系統的に履修できるように配慮している(資料4-2-1、p.42-43)。

○ 本学の教育課程は、「人間」を理解する領域、「知」を深める領域、「関係」を深める領域及び「技」を駆使する領域の、4領域から編成している。それぞれの領域に

おける授業科目は、一般教養科目、専門基礎科目及び専門科目に区分している（資料 4-2-1、p. 11-13）。

- i) 一般教養科目は、人間形成及び学問全般の基盤となる分野である。
- ii) 専門基礎科目は、保健・医療・福祉など看護学を学ぶための専門的基盤となるものである。
- iii) 専門科目は、看護学を理論と実践が統合されたものとして学修し、学問として探究する資質を育むための科目で、この専門科目は、さらに、基礎看護学、発達看護学、応用看護学の3つに区分されている。そのうち、発達看護学は、母性看護学、小児看護学、成人看護学、老年看護学に、応用看護学は、精神看護学、地域看護学、在宅看護論、広域看護学(看護管理学、看護教育学、国際看護学、災害看護学)に区分されている。

- 教育課程の編成については、一般教養・専門基礎・専門の教員により構成された教務委員会において、教育課程の運用、検証を行っている（資料 4-2-2 <資料 4 >）。

<看護学研究科>

- 専門領域の学修の基盤となる知識及び修士論文作成に向けた基本的知識・技術を習得するために、共通基礎科目として「看護研究Ⅰ」や「看護教育論」、「看護管理論」など9科目を開設している。また、高度医療に対応できる専門的知識や技術を修得するために共通専門科目として「臨床薬理学」や「病態治療学」、「生体機能学」など7科目を開設している。これらの共通基礎科目、共通専門科目には専門看護師教育課程の共通科目として認可された科目を含めている。さらに、専門領域ごとに専門分野の理解を深めるための科目を開設している（資料 4-2-3、p. 6-8）。

平成 25 年度からは専門領域の「看護管理学」を「看護教育・管理学」に変更したことに伴い、共通基礎科目の「看護教育論」及び「看護管理論」を、それぞれ「看護教育・管理学特論Ⅰ」、「看護教育・管理学特論Ⅱ」に変更している（資料 4-2-3、p. 6-8）。

- 修士論文の作成については、教育・研究者コースでは専門領域ごとに看護学演習及び特別研究を、専門看護師コースでは看護学演習及び課題研究を開設し、2年間あるいは3年間で修士論文が作成できるようにしている（資料 4-2-3、p. 6-8）。
- 共通基礎科目及び共通専門科目は1年次前期、後期にバランスよく配置し、前期では基礎的内容を習得し、後期では前期で習得した内容を応用して、深く探究できるように順次性を持たせて配置している。学位論文の作成についても指導計画は、専門科目の演習として、1年次後期に配置し、課題研究や特別研究は2年次の1年間を通して開設し、専門的知識及び能力を修得させるよう配慮している（資料 4-2-3、p. 1-8）。
- コースワークとリサーチワークのバランスをとるため、修士課程における前期はコースワークに重点を置いて履修ができるようプログラムを組んでいる。共通基礎科目や共通専門科目、専攻の領域の専門科目の履修を通して関連領域における幅広い視野と専門分野に関連する基礎的素養を身につけるとともに高度の専門知識及び能力を修得させるよう配慮している。後期からはリサーチワーク中心のプログラ

ムで、修士論文の作成に向けて指導担当教員を中心に複数の教員がかかわり研究指導を行っている（資料 4-2-3、p.1-8）。

- 本学では、大学院設置基準第 14 条に基づく長期履修制度を導入している。長期履修生とフルタイム学生は同一の授業時間割で履修している。どちらの学生にとっても、教育理念や教育目標に示している方向性を目指すことができるように、金曜日・土曜日みの開講とし、1 日 6 コマを組み入れた時間割としている。また、授業の一部を夏期休暇中の集中講義とするなどの調整をしている（資料 4-2-3、別刷り時間割表）。
- 学生には、入学時や 2 年次の開始時期にガイダンスを行い、大学院での学修方法について理解して、主体的に学修や研究に取り組むことができるようにしている。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

<看護学部>

- 看護学部の教育課程は、「人間」を理解する領域、「知」を深める領域、「関係」を深める領域、「技」を駆使する領域の 4 領域で編成している。各科目は、その目標・内容に応じて、ヒューマン・ケアリングという教育理念のもとで互に関連付けられ、体系的に 4 つの領域に配置されている。一般教養、専門基礎、専門といった科目区分による順次性にとどまらず、すべての授業科目が 4 つの領域に位置づけられていることによって、より科目間の関係性が明確となり、教養教育から専門教育へとつながる学士課程教育としての実質化を図っている（資料 4-2-1、p.11-13）。
- 教養教育から専門教育への導入に関しては、1 年次の履修科目に赤十字の理念や歴史について学ぶ「赤十字の歩みと活動 I」、ヒューマン・ケアリングについて自らの活動をポートフォリオに記録しながら実践的に学ぶ「看護学概論 I」などの科目をおき、専門教育への動機づけを図っている（資料 4-2-1、p.22-27）。
- 看護学部の教育課程は基礎的な看護実践能力の獲得を目指して編成しており、カリキュラム・ポリシーに明示している（資料 4-2-1、p.11-13）。具体的には、人間の本质や生命の尊厳を理解し、科学的かつ研究的思考能力を身につけ、人間と人間との関係を築くためのコミュニケーションを学び、学習を統合してヒューマン・ケアリングの実践ができる能力の獲得を目指している。これらの能力は、大学設置基準第 19 条に示されている学士課程教育の趣旨とも合致している。
- 社会のニーズに対応した、「ヒューマン・ケアリング」を実践する看護師を育成するため、2 つの特色ある取組みを行っている。
 - i) 平成 21~23 年度文部科学省教育支援事業の学生支援プログラム「看護学生のための早期離職予防シミュレーション・ナビゲーター」（資料 4-2-4）により、次の 4 つの新たな教育方法を取り入れている。① ICT を活用して VOD (Video On Demand : 看護技術学修用動画) 教材を作成して、学生が自宅からも視聴できるシステムを整備した。② 看護シミュレーションセンターを新設して、医療現場を再現した環境で、患者の病状を再現できるシミュレーターや医療機器、ならびに教育用に独自にカスタマイズした電子カルテなどの機器を用いて学修できる環境を整備し、シミュレーション教育を進めている。③ 本学独自のプログラムを開発

して模擬患者の養成を行い、演習及びOSCEに活用している。④1年次から4年次まで、各看護学実習OSCE及び卒業前OSCEを行っている。本学のOSCEは成長実感型OSCEと名付けて、実施後のフィードバックを重視し、学生自らが成長を実感し課題を明確にできるようにしている。また、OSCE評価は臨床看護師の協力を得て、教員と二者で行っており、学生がより臨床に密着した実践的な学びをできるように工夫している。

- ii) 平成 21～23 年度文部科学省教育支援事業の大学支援プログラム「もっと世界とクロスする救済ナースの育成」(資料 4-2-5) に取り組み、国際救済・開発協力看護師としての基礎的能力を育成するための教育課程を編成した。その結果、平成 24 年度には、本学の特色の一つである「国際救済・開発協力看護師コース」を開設した(資料 4-2-6)。国際救済・開発協力看護師コースは、特化した科目 14 科目について履修モデルを作成し、学部 4 年間にわたるように履修している。また、国際救済・開発協力看護師コースは学年及び教科ごとの達成目標を作成している(資料 4-2-7)。平成 26 年度は、4 年次 24 名、3 年次 17 名、2 年次 17 名、1 年次 16 名の学生が意欲的に履修している(資料 4-2-8)。
- 入学に際してはアドミッション・ポリシー 4 項目を提示している。同時に高等学校における科目履修においては、「国語・数学 I・数学 A・生物 I・化学 I・英語」の 6 科目の選択が望ましいことも提示している(資料 4-2-9)。また、理科の 2 科目については、いわゆる理系・文系といった高等学校における科目群選択の結果、すべての入学生が履修しているわけではないため、「生物学概論」、「化学概論」の 2 科目を高等学校から大学への導入的科目として位置づけ、入学時の教務オリエンテーションやチューターによる個別履修指導などで、周知している。
- 初年次教育については、平成 23 年度までは、1 年次に一般教養の担当教員による「基礎ゼミ I」、2 年次に専門基礎の担当教員による「基礎ゼミ II」として開講していた。導入教育から専門教育への連携が図られていた一方で、科目担当者の配置の関係で各学年の前後期に分けての開講となっており、後期に受講する学生にとっては大学教育への円滑な導入という点で問題があった。そこで平成 24 年度より、「基礎ゼミ」の初年次教育としての効果を高めるという観点から 1 科目に統合し、1 年生の前期に配置した(資料 4-2-1、p. 42-43)。
- 本学の特色である赤十字の理念に関する学修をより深めるため、平成 24 年度のカリキュラムにおいては、「赤十字の歩みと活動」を「I」と「II」に分け、導入とまとめという役割を持たせて 1 年生前期と 4 年生後期に配置した(資料 4-2-1、p. 42-43)。本学の教育理念であるヒューマン・ケアリングは、初年次教育である「看護学概論 I」で学修している。また、少人数でのきめ細かな授業を行うことで、本学における学修の目的を明確にしている。
- 教育課程に相応しい教育内容を提供していくため、学生の学修成果をポートフォリオ(資料 4-2-10)やOSCE(客観的臨床実践能力試験)の導入による看護実践能力の多面的な評価によって測定している。卒業前OSCEの評価結果は、看護教育開発委員会で報告書にまとめて全教員に配布して周知し、各科目での教育内容の改善に活かしている(資料 4-2-11)。

- チーム医療の推進がなされているが、本学は単科大学であり、学内で多職種連携の学修をし難い状況にある。そのため、地域包括ケアとチーム医療を学生が体験的に学べるよう、文部科学省の平成 26 年度課題解決型高度医療人材養成プログラム「施設と地域をつなぐ看護教育モデルの創成ーアクティブ・ラーニングを基盤とした共育ー」の申請に全学をあげて取り組んだ（資料 4-2-12）。申請は不採択であったが、必要な教育内容であるため、引き続き取り組むこととしている。
- 各課程に相応しい教育内容を提供しているかについては、教務委員会や教授会において定期的に検証している（資料 4-2-2<資料 4>）。

<看護学研究科>

- 専門分野の高度化に対応した教育内容を提供するため、平成 21 年度にカリキュラムの改訂を行い、赤十字の人道とヒューマン・ケアリングの視点に立ち、教育・研究分野でのリーダーシップを発揮できる人材を育成する「教育・研究者コース」、臨床現場での高度な看護実践者を育成する「専門看護師（CNS）コース」を設置した（資料 4-2-2、p. 2-5）。
- 「教育・研究者コース」は、精深な学識を授け、専攻分野における高度の専門性を要する看護専門職者としての高度な能力を培うとともに、研究及び教授能力を養うことを目的としている。本コースには、基礎看護学、看護教育・管理学、母性看護学、小児看護学、成人看護学、老年看護学、精神看護学、地域看護学及び災害看護学の看護専門分野 9 領域が開設されている。特に、教育・研究者コース専攻の学生は、共通基礎科目、共通専門科目、領域別専門科目に加え「特別研究」（4 単位）を履修し、学術研究のための体系的なアプローチと研究能力の向上を図っている。
- 「専門看護師（CNS）コース」は、看護分野において卓越した看護実践能力を有し、問題解決を図ることができる実践・教育・相談・調整・研究・倫理調整能力を持った専門看護師の育成を目指している。特に、臨床現場での高度な実践能力を獲得するための実習（6 単位）及び課題研究（2 単位）を履修し、実臨床現場における専門知識・技術の向上と開発を図るための研究課題に取り組んでいる。平成 21 年度よりがん看護専門看護師コース、精神看護専門看護師コース、22 年度より小児看護専門看護師コースを開講した。平成 24 年度には、社会ニーズに対応し本学の特色あるコースとして、全国の大学に先駆けて、災害看護専門看護師コースを開講した。
- 各課程に相応しい教育内容を提供しているかについては、教務小委員会や研究科委員会において定期的に検証している（資料 4-2-2<資料 2>）。

2. 点検・評価

教育課程の編成・実施方針に基づき、教育課程を体系的に編成するとともに、各課程に相応しい教育内容を提供しており、基準 4-2「教育課程・教育内容」を充足している。

(1) 効果が上がっている事項

<看護学部>

- 教育課程の編成については、教育理念・目的に対応した科目で構成されている。

1年次からの履修科目を体系的に配置しており、かつ専門科目と一般教養科目、専門基礎科目をバランス良く学ぶことができる。カリキュラムは年次進行とともに看護の専門性に結びついた科目の割合が高くなっている。看護の専門性は「実践」において発揮されることを求められるものであり、専門科目においても知識や技能の教育に偏重することなく、豊かな人間性や課題探求能力などの育成に配慮した教育を行なっている。

- 必修科目として開講している「基礎ゼミ」や「赤十字の歩みと活動」、「看護学概論Ⅰ」などで取り入れている少人数のグループ・ワークは、ともに学修する仲間作りに役だっており、大学生活への適応や学修への動機づけに効果をあげている（資料4-2-13）。
- 学部4年生及び教職員に対するアンケート調査において、「カリキュラムが体系的に編成されているか」の問いに、学生の80.9%と教職員の75.0%が「そう思う」の回答を示し、適切性が評価されている（資料4-2-14）。

<看護学研究科>

- 教育・研究者コース、専門看護師コースにおいて、それぞれ専攻分野における教育・研究能力、及び高度な専門知識と技術をもった実践能力を養うための体系的な教育課程を編成している。
- 専門看護師コースにおいて、逐次修了生を輩出し、修了生の多くは専門看護師としての認定試験に合格している（資料4-2-15）

(2) 改善すべき事項

<看護学部>

- 医療改革により病院医療から在宅医療への転換や地域包括ケアシステムの推進がなされており、教育内容をこれらの視点から強化する必要がある。
- 3年次に看護学実習、4年次に「卒業研究」や保健師・看護師国家試験対策や就職試験対策で余裕がなくなり、将来に役立つ選択科目を履修することを避ける傾向が見られる。

<看護学研究科>

- 学生定員は充足しているが、入学定員10人に対して9つの専門領域に分かれているため、領域により学生数の偏りがあり、院生相互の切磋琢磨による効果的な共同学修が難しい領域がある。
- 非常勤講師が担当する科目で、履修学生が1～2名であり、効果的な授業ができない科目がある。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

<看護学部>

- 教育課程の体系的編成に向けて、新カリキュラムの点検・評価を行い、授業内容や開講時期について検討し、改善につなげていく。
- カリキュラムの見直しに当たっては、1年次に開講されている科目全体について、初年次教育としての位置づけを明確にし、科目間の連携を深めていく。また、学生

の高等学校における学習状況なども考慮した履修指導の体制づくりを一層推進していく。

- 教育課程に相応しい教育内容の提供していくため、新カリキュラムについて、OSCEなど多面的な評価方法の導入によって、学修成果の測定・把握を行い、教育効果について検証する。また、教育理念・目的を教育課程、教育内容・方法に関連づけ、その適切性を検証するために、新たな評価指標を開発していく。
- 教育課程に相応しい教育内容を提供していくため、臨床での学修を「教養」に結びつける方策などを具体的に検討し、「教養から専門へ、そして専門から教養へ」という往還型の教育プログラムを実現していく。

<看護学研究科>

- 平成28年度に予定している博士課程の開設、専門看護師教育課程の必修単位数の38単位化及び大講座制への移行にあわせて、修士課程の教育課程を見直し、博士課程との整合性のある教育課程を体系的に編成していく。
- 専門看護師教育課程の必修単位数38単位への移行に対応するため、日本看護系大学協議会より発表された新基準に基づいて、教育課程・教育内容について検討し、平成28年7月に日本看護系大学協議会に申請する。また、38単位化で実習単位が増えるために、専門看護師の資格をもつ実践家を新たな授業科目を担当する教員として確保するなど、教育体制の強化を図る。

(2) 改善すべき事項

<看護学部>

- 地域包括ケアとチーム医療を、学生が体験に基づき体系的に学べるよう、アクティブ・ラーニングを基盤とした教育プログラムの開発に取り組む。
- 学生が将来に役立つ選択科目をできるだけ幅広く履修するよう、引き続き、きめ細かい履修指導を行う。

<看護学研究科>

- 院生の学修効果を高めていくため、大講座制への移行とそれに伴う教育課程の再編を検討する。
- 非常勤講師が担当する科目について、平成25年度から隔年開講を実施しており、その効果を検証していく。

4. 資料

- 4-2-1 学修ガイドライン「Campus Life HandBook 2014」(既出資料1-3)
- 4-2-2 平成25年度委員会活動報告(既出資料1-16)
- 4-2-3 履修ガイド「大学院履修ガイド2014」(既出資料1-7)
- 4-2-4 大学教育・学生支援推進事業「学生支援推進プログラム」最終報告書
- 4-2-5 大学教育・学生支援推進事業「大学教育推進プログラム」最終報告書
- 4-2-6 国際救援・開発協力看護師コースのリーフレット
- 4-2-7 国際救援・開発協力看護師コースの達成目標
- 4-2-8 国際救援・開発協力看護師コースの履修状況(平成24~26年度)
- 4-2-9 看護学部学生募集要項(既出資料1-14)

- 4-2-10 学修ポートフォリオの記載様式
- 4-2-11 平成 25 年度卒業前 O S C E 評価報告書
- 4-2-12 平成 26 年度課題解決型高度医療人材養成プログラム申請書
- 4-2-13 雑誌掲載論文 看護教育 2014, 55 (3), p. 249-250
- 4-2-14 学部 4 年生及び教職員に対するアンケート調査結果 (既出資料 4-1-13)
- 4-2-15 C N S コース修了生数及び専門看護師認定試験合格者数 (平成 22~25 年度)

第4章 教育内容・方法・成果

4-3 教育方法

1. 現状の説明

(1) 教育方法及び学修指導は適切か。

<看護学部>

- 授業形態については、講義から演習、演習から実習へとつながるよう、体系的にカリキュラムを編成している。導入教育・教養教育としての1、2年次の講義、演習については、基盤となる科目の学修効果を高めるために1学年を2クラスに分けて授業を行うダブルクラスにするとともに、基礎ゼミでは10人程度の少人数クラスで授業を行っている（資料4-3-1 p.22-27、資料4-3-2）。
- 演習科目においては、12～20人程度の学生に対し1人の教員を割り当てて指導を行っている。これらの演習科目において、教育機関と臨床現場との循環型教育の取組みとして始まった「赤十字看護教育サポーター」の制度（資料4-3-3）を活用し、臨床看護師からも演習のサポートを得ている。また、臨床看護師によるミニレクチャーを行うなど、臨床現場の実践を学生に伝える場にもなっている。
- 看護学実習においては、看護専門職に必要な基礎的な知識・技術・態度の修得及び倫理観の形成のための教育指導を重視し、5～7人で1グループの少人数制をとり、個々の学生に応じて指導している。各看護学実習前には、自己課題を明確にさせるためにポートフォリオを活用するとともに、成長を実感し自らの課題を明確にして看護学実習に臨めるように実習前OSCEを行っている。
また、平成23年度より、卒業前OSCEを導入している。その目的は、臨床現場のリアリティを取り入れた課題を設定し、優先順位を判断し、複数の対象者に対して必要な看護ケアと報告を行うなど、卒業前の自己の成長と課題を明確にできることある（資料4-3-4）。
- 本学教育の特色の一つとしてOSCEを導入している。OSCEは学生自身が実習前に自らの看護実践能力を知る機会であり、自己学修にも役立っている。看護実践能力の評価については、臨床実習評価とあわせて評価している。また、学生を中心に、看護系教員、臨床看護師、地域住民が連携して看護教育にかかわる教育方法が確立でき、授業方法の改善につながっている。OSCEの実施に関しては、より臨床実践に近い場を再現するため、SP（Simulated Patient、模擬患者）の養成を計画的に行い、活用している（資料4-3-5）。
- 履修科目登録の上限については、本学では看護師等の国家試験受験資格を取得するための必修科目が卒業要件の83%を占めることから、設定していない。
- 学修指導については、限られた授業時間内で学生に多くの看護技術を習得させるため、教員によるオフィスアワーを設け、演習の補講や上級生のボランティアによる演習サポートによるピアサポートが行う機会を設けている（資料4-3-1、p.55）。また、実習指導の充実として、看護学実習終了後に個人面談の時間を設け、自らの課題を明らかにし、次の看護学実習に進めるようサポートしている。

- 本学では、チューター制をとっており、一人の教員が 15 人程度の学生を担当している。セメスターの初めに個人面談とともに、科目履修の確認を行い、履修指導を行っている。また、オフィスアワーにより学修のみならず大学生活における相談にも随時答えられる環境を整えている。また、授業の出席状況をモニターする制度を設けており、欠席で試験受験資格を喪失する前に、科目担当者とチューターが連携して学修指導ができるようにしている（資料 4-3-6、p. 10-12）。
- 学生の主体的参加につながる、自己学修を促すため、次の 3 つの特色ある取組みを行っている。
 - i) VODシステムを導入し、看護技術やOSCEに関するものなど、100 個以上のVODコンテンツが完成している。VODは演習前に学内で視聴するだけでなく、自宅に帰ってからの復習に利用することもでき、学生の自己学修の幅が広がっている。特に、基礎看護技術演習では、反復視聴・練習による事前学修を行った上で演習を行うことで、演習は手順を習う場から、自己の技術のチェックを受け、課題を明らかにする場へと変わってきている。VODのコンテンツは、学年毎の年間閲覧回数や、実習室での巡回などにより活用状況を確認している（資料 4-3-7）。
 - また、実習室での自己学修を自由に行えるよう、環境を整えている。講義・演習の事前課題にも、臨床実践に近い事例を提示し、演習を進めるなど、学生の主体的学修を促す方法を工夫している。図書館や情報処理室及び実習室には、ICT（情報通信技術）学修ができるように機器の整備がなされている（資料 4-3-8、p. 32）。また、活用方法について学生に資料を配布し、周知している（資料 4-3-9）。
 - ii) 看護シミュレーションセンターでは、学生はいつでも自由に納得できるまでモデル人形等を用いて観察技術やアセスメントを学修し、医療機器を用いて看護技術を学修できる環境を整えている。授業と連動して課題を出すなど、シミュレーターを活用した学修ができる工夫もしている。また、臨床に即して教育用に整備した電子カルテを設置し、授業や自己学修に活用している（資料 4-3-10）。看護シミュレーションセンターの学生の利用状況を毎年調査しており、より多くの学生が効果的に利用できるよう改善を図っている（資料 4-3-11）。
 - iii) 教育方法では、講義形式だけでなく、グループワークを取り入れ、学生が主体的に学修できるよう工夫している。また、教員や上級生のサポートにより、すべての学生が看護技術を確実に習得できるよう、看護学実習後の評価・課題を明らかにした上で、次の看護学実習での目標・課題を明確にするよう取り組んでいる。
- 看護学実習における主体的参加を促すため、次の 2 つの特色ある取組みを行っている。
 - i) 1 年次から、各実習指導担当教員は、ポートフォリオシート（資料 4-3-12）を活用し、実習前、実習中、実習終了時に面接を行い、学生が主体的に参加し目標を到達できるよう実習環境を整えている。本学の实習指導体制は、実習期間中 1 グループに 1 教員の配置という体制であり、きめ細やかな指導を行っている（資料 4-3-13）。
 - ii) 看護の統合と実践の場として、4 年次には総合看護実習を行っている。すべて

の領域別実習を終えた4年生が、より臨床実践に近い形で学修し、知識・技術を統合する内容で、チームの一員として複数の患者を受け持つ。実習前に自己の目標と実習計画を立案し、臨床指導者に提示することによって、臨床側は、学生個々の実習目標が到達できるようにオリエンテーション内容の準備を整えることができる。学生が、臨床指導者や看護師へ個別に自分が何を学びたいのか交渉を行い、実習計画を立てるようにしている。実習担当教員は、事前・実習中・実習終了後に、臨床側と綿密に連絡をとり、教育環境を整えるようにしている。

<看護学研究科>

- 本研究科では、講義、演習、実習の授業形態を取り入れている。講義科目では、各授業科目の目的に合わせて、講義と学生によるプレゼンテーションや討議などを組み合わせて実施している。特論の演習科目に関しては、学生が自己の課題に関連したテーマについて発表し、討議するという授業形態をとっている。この演習をとおして修士論文の研究計画への方向づけができるようにしている。実習科目では臨地（病院や地域）実習や事例検討などを実施している。（資料 4-3-14 p.32-34、資料 4-3-15）。
- 履修科目登録の上限設定については、本研究科では週2日、1日6コマ開講であり、半期で履修できる単位は最大24単位である。半期ごとの履修科目登録時は指導教員が個別に履修相談に応じている。4月第1週に履修ガイドオリエンテーションを行い、学修指導を行っている。
- 学生の主体的参加を促すため、シラバスやオリエンテーションで予習・復習を明記し、大学院生のプレゼンテーションやディスカッションの実施などを促している。（資料 4-3-14、p.53-128）
- 修士論文の作成では、教育・研究者コースは「特別研究」（4単位）、専門看護師（CNS）コースは「課題研究」（2単位）を履修し、修士論文を作成する。特別研究は、「特別研究計画書」に基づき研究に取り組む。また、課題研究は、専門看護師としての役割に関連した課題を選択し、「課題研究計画書」に基づいて研究に取り組む。研究指導は、専攻領域（分野）毎に研究指導教員1人・研究副指導教員1人の計2人で行っている。研究計画書の審査及び修士論文の一次審査では、専攻領域以外の教授1人、専門看護師コースにおいては他の領域の専門看護師コースの教授1人を主査とし、研究指導教員及び専攻領域以外の研究科委員1人を副査として、合計3人で審査を行っている（資料 4-3-14、p.35-41）。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。

<看護学部>

- シラバスは統一した書式を用いて、授業の目的、授業内容・方法、授業計画、成績評価方法・基準を記載している。授業担当者は、シラバス作成要領（資料 4-3-16）に沿って、担当科目についてシラバスを作成し、ウェブ上でシラバスを公開している（資料 4-3-17）。学生は、授業科目を選択する際に「学修ガイドライン」やウェブ上でのシラバスを熟読することにより、履修科目の内容を確認して、科目を選択できる。

- 「学修ガイドライン」に「教育目標及びディプロマ・ポリシー」や「履修モデル」を掲載し、本学の教育理念の基軸や教育課程の基本的考え方を把握できるようにしている（資料 4-3-1、p. 10-18・42-45）。

カリキュラムを構成する各科目についての詳細な内容として、シラバスに「授業科目名」、「担当教員」、「開講年次」、「セメスター」、「時間数（単位数）」、「必修・選択」、「授業の目的及びねらい」、講義回数に対応した「授業内容」、「必須文献、参考文献」、「評価の方法」「受講生へのメッセージ」を具体的に記載している。平成 25 年度からは、学生の主体的な学修の促進のために、「到達目標」と「予習・復習内容」の記載を追加した。

- 授業内容に関しては、シラバスに沿った授業展開を実施しており、具体的な授業内容については科目開講時に学生へ提示している。科目担当者が作成したシラバスについては、教務委員会による第三者チェックを行い、内容の記載が不十分な点について修正を求めている。

また、各セメスターの終了時に実施される学生による授業評価により、シラバスと授業内容の整合について確認している（資料 4-3-18）。評価内容の結果に関しては、各授業担当者へフィードバックし、改善に役立てている。

<看護学研究科>

- 授業の目的、到達目標、授業内容・方法、1 年間の授業計画、成績評価方法・基準等を明らかにしたシラバスを、作成要領（資料 4-3-16）に沿って作成し、学生に「履修ガイド」及び学内ポータルで公表している。また、入学時にシラバスに基づき、授業の目的、到達目標、授業内容・方法をオリエンテーションし、周知を図っている。
- 授業内容に関しては、シラバスに沿った授業を展開しており、具体的な授業内容については 4 月第 1 週の履修ガイダンスで大学院生へ提示している。

(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか。

<看護学部>

- 授業科目ごとの学修目標と評価方法・基準はすべてシラバスに明記し、成績評価を適切に行っている（資料 4-3-17）。また、各授業科目の単位認定は、評価点を教授会において開示し、成績評価の客観性や評価の公正性が保たれるようにしている。
成績評価の基準は、「履修規程」に定められ、学生に提示している（資料 4-3-1、p. 115-117）。演習や実習科目においては、その評価項目が多岐にわたることになるため、授業のオリエンテーションで具体的な基準を学生に提示している。実習科目については、「実習要項」に看護学実習ごとの評価項目を具体的に示している（資料 4-3-19、p. 33-107）。
- 成績評価の方法については、シラバスに具体的な評価方法や評価基準を明記している。多くの科目が定期試験に加えて、出席状況やレポート課題を含めた総合的な観点から評価している。

学生に対する成績の通知に際しては、評価点（100 点満点）も併せて通知しており、学生自身が評価状況を把握できるようにしている（資料 4-3-20）。

- 平成 22～24 年度に G P A (Grade Point Average : 各学生のセメスターごとの成績評価を点数化し、その平均をもって成績管理を行うシステム) の導入について検討し、平成 26 年度前期から成績通知書に G P A を記載するようにした。「学修ガイドライン」に G P A に関する説明を掲載するとともに、チューターが成績通知書を学生に配布する際に説明するようにした (資料 4-3-1、p. 33)。
- 教育効果を測定する仕組みとして、学生による授業評価の結果を各担当教員にフィードバックしている。その後、各担当教員は、評価点を分析し、今後の課題としてコメントを提出している。
- 単位認定については、セメスターごとに、学生個別の成績を教務委員会において確認し、教授会が決定している。出席不足や不合格になった学生はチューターと教務委員会が連携して学生と共に履修計画を作成し、学修を支援している。平成 26 年度からは、セメスター毎の単位認定の際に、教務委員会で各科目の成績評価の分布を検討したうえで、教授会で成績評価の適切性を検証している。
- 既修得単位については、大学設置基準に基づき「既修得単位認定規程」(資料 4-3-21) を定め、60 単位を上限に、本学入学前に他の大学、短期大学などにおいて履修した授業科目を修得単位として認定している。既修得単位の認定は、入学後各学生からの自己申請により行い、提出されたシラバス、成績証明書などで履修内容を詳細に確認しながら厳正に行っている。既修得単位認定者の履修指導については、オリエンテーションを行うとともに、学生個別にも履修計画の指導を行っている。

<看護学研究科>

- 成績評価については、各科目責任者が科目ごとにシラバスで提示している内容・方法に基づき、成績評価を行っている。講義、演習、実習の単位は、大学設置基準に定められた単位制度に沿って設定している。また、単位認定の際には、単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性を研究科委員会で審議し、決定している。単位認定は前期・後期の 2 期に実施し、単位認定終了後、学生に成績表を配布している。
- 既習得単位の認定に関しては、大学院既修得単位認定規程 (資料 4-3-22) に基づいて、認定を申請した授業科目の内容、授業形態、単位等を教務小委員会で検討した後、研究科委員会において決定している。

(4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

<看護学部>

- 平成 18 年度から、教務委員会が主導し、全授業科目において学生による授業評価を実施してきた (資料 4-3-23)。学生による授業評価の目的は、i) 教員の授業改善に対する意識を高めその資源とする、ii) 授業に対する学生の参加意識を高める、iii) 教育に関する自己点検・評価に資する、の 3 点である。

調査用紙 (資料 4-3-18) は、講義用 17 項目、実習用 16 項目、卒業研究用 14 項目の 3 種類の様式である。評価は 5 件法とした。調査方法は、最終講義終了後又は実習終了時に、学生による自己記入方式である授業評価は、学生のプライバシーの保護のために、無記名式で行う。学生らが評価用紙の回収を行い、教務係で管理・

保管し・集計している。授業評価の結果は、該当する科目の集計、領域別及び区別の集計を成績表の提出後に該当教員に文書で知らせている。

- 全般的に実習科目の満足度は高い。これは、学生の関心及び授業への取り組み意欲が反映しているといえる。また、全般的に演習や実習科目が授業態度や満足度において評価が高い（資料 4-3-23）。
- 授業評価の集計後、教務委員会が各科目担当教員へ、4.0 以上または 3.0 未満の評価を受けた評価項目を中心にコメントや今後の課題の記載を依頼し、提出を求めている。このコメントと授業科目ごとの評価項目別の平均点による集計表についてはファイルにまとめ、学生や教員が事務局で自由に閲覧できるように公開している。平成 26 年度からは、学内 WEB で公開し、より自由に閲覧しやすくした（資料 4-3-24）。
各教員が集計結果についてコメントを提出しており、担当科目について自己点検・自己評価をして、授業改善のための課題を探究し、学生にフィードバックする有効な方法となっている。
23 年度前期までは、紙媒体のアンケート用紙であったため授業評価の集計に半年から 1 年を要していた。しかし、23 年度後期から、WEB 上での授業評価となったので、集計期間が半年以内と短縮され、教員へのフィードバックが早くなった。
- 授業の予習・復習をより促進するよう学修指導の改善を図るために、平成 26 年度に学修行動調査を行った。「講義・演習の課題・予習・復習をした 1 週間ののべ時間数」が、全学年 1～5 時間と 6～10 時間が多かった。また、「シラバスに記載されている予習内容の学修」は全学年「しなかった」が大半を占めていた（資料 4-3-25）。
- 平成 26 年度には、教務委員会で、平成 24～25 年度の入学生の「英語」、「生物学」、「化学」、「生化学」、「人体の構造と機能」の成績を入試区分別に検証した。推薦入試入学生（地域特別推薦 B と公募推薦）の科目別平均点は一般入試入学生に比べて 10～30 点低かった（資料 4-3-26）。そのため、平成 27 年度推薦入試合格者に対して、入学前学習の推奨として、合格通知とともにシラバス、理数系科目の復習内容、参考文献の提示を行った（資料 4-3-27）。

<看護学研究科>

- 授業内容及び方法の改善を図るため、修士論文の発表会及び第 2 次審査をとおして、教育成果を検証するとともに教員の教育研究指導力の向上に結び付けている。また、修士課程修了生の就職状況や専門看護師認定審査の合格率などにより教育成果を判断している（資料 4-3-28）。
- 教育内容・方法の改善は、学生の学修成果により担当教員の責任において検証し、教育内容や授業方法の改善に結び付けている。また、FD 研修には教育内容・方法の質的向上を目的としたプログラムを組み込んでいる（資料 4-3-29<資料 10>）。

2. 点検・評価

シラバスに基づいて教育、学修指導、授業を展開するとともに、適切な成績評価と単位認定に努めている。また、教育成果について定期的な検証を行い、教育課程や教育内容・方法の改善を図っており、基準 4-3 「教育方法」を充足している。

(1) 効果が上がっている事項

<看護学部>

- 学生個々が豊かな人間性を育み自己成長できるよう、適切な教育課程を編成し、少人数制による学生との対話を重視して、細やかな学修指導を行っている。
- 学部4年生及び教職員に対するアンケート調査において、教育内容・方法としてシラバスの活用、授業の適切性などについて調査し、学生は各項目概ね 78.5～90.4%が「そう思う」との回答であり、適切性に関する総合的な評価も 92.9%が「そう思う」との回答を示し、教育内容・方法の適切性が評価されている(資料4-3-30)。
- シラバスに基づく授業展開については、学生による授業評価を各semester終了時に実施し、授業内容・方法とシラバスとの整合性について確認している。その結果、一般教養・専門基礎・専門科目とも、8割以上整合性がとれていると評価を受けている(資料4-3-30)。
- 平成21年度から平成25年度の授業評価の結果を概観すると、おおよそ4.0点前後であり、学生からの授業評価は肯定的である。特に、演習や実習科目が授業態度や満足度において評価が高く、少人数による学生参加型授業であることから、学生が主体的に学修でき達成感も高いといえる。

<看護学研究科>

- 院生への研究指導については、少人数あるいはマンツーマン体制で行い、院生各自の研究計画に基づき、院生の能力に応じて、指導教員が個別に指導できている。
- 平成24年度までの時間割では、1科目1コマの毎週開講であったため、演習やプレゼンテーション、討議を組み合わせる科目では、内容を十分に深めることができなかった。平成25年度から時間割を各科目2コマ連続の隔週講義に変更した。これにより、討論が深まり教育効果が上がっている。
- 大学院生による授業評価を実施し、授業内容・方法とシラバスとの整合性について確認している。その結果、共通基礎・共通専門、領域別専門科目とも、6割以上の学生から整合性がとれているとの評価を受けている(資料4-3-31)。

(2) 改善すべき事項

<看護学部>

- 本学では、大学教員が必ず実習指導を行っている。実習指導がきめ細やかであるがゆえに、現代学生特有の甘えや依存を引き起こし、卒業後の適応に苦勞する例があると、就職先からの情報がある。学生が主体性を持って学べるように、実習指導方法を改善していくことが必要である。
- 講義や演習の予習・復習が十分とはいえないので、予習・復習に学生が主体的に取り組んでいくよう、指導していく必要がある。
- 成績評価の適切性について学生の評価が低い実習については、学生の納得性を高める取組みが必要である。
- 授業評価において、学生の評価が低い授業の改善については、大学組織全体として、授業評価にを授業改善にどのように繋げていくかが重要な課題である。
- 授業評価については、平成24年度より、WEB上での評価としたことで、回収率が低下しており、授業評価が効果的に行えていない現状にある(資料4-3-23)。

- 推薦入学試験のあり方や推薦入試入学生への入学前教育の充実について、検討が必要である。

<看護学研究科>

- 大学院生の自己学修能力の低下傾向が懸念される状況となっている。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

<看護学部>

- 看護の専門性の確立を目指すと同時に、幅広い教養を身につける大学教育として、学生をひきつける魅力ある科目、教育内容を提示していく。特に、学生の主体性を育む授業方法であるアクティブ・ラーニングの充実を図る。
- GPAやOSCEの評価結果を活用して、教育方法・学修指導の適切性について継続的に検証していく。
- シラバスに基づく授業展開を徹底するため、各授業科目における学修課題をより明確にするなど、シラバスを充実していく。また、教務委員会において教育内容と方法の適切性を評価する指標を検討し、第三者による質的チェックを強化していく。

<看護学研究科>

- 各授業科目における学修目標や課題をより明確にするなど、シラバスを充実していく。
- 学生へのアンケート調査の結果を検証し、教育方法や授業の改善につなげていく。

(2) 改善すべき事項

<看護学部>

- 学生の主体的な取組みを促す実習指導方法について検討するとともに、教員の指導力・教育力の継続的な強化に取り組む。
- 学生の主体的学修を促すため、今後、各科目でシラバスの活用と予習の推奨を行うとともに、年度開始時の履修ガイダンスでも周知していく。
- 各授業科目の成績評価の適切性について、GPC (Grade Point Class Average : ある授業科目の成績評価を点数化し、その平均をもって成績管理を行うシステム) などの指標を活用して検証していく。また、実習における成績評価の適切性について検証していく。
- 授業評価をより効果的に活用し、授業改善につなげていくため、教員が授業評価をどのように活用しているかについて調査し、中間時アンケートの実施や内容見直しを検討する。また、GPCなどを活用して、各教員の成績評価についての適切性も検証していく。
- 学生に授業評価の意義や目的を適切に伝え、協力を求めるなど、授業評価アンケートの回収率を上げていく方策を検討し、改善していく。
- 平成 27 年度推薦入学試験合格者に対して行った入学前学習の効果を検証するため、入学後に学生にアンケート調査を行う。

<看護学研究科>

- 入学者選抜試験の面接において、入学希望者の自己学修能力についての確認を図

る。

- 修士課程のカリキュラム改正にあわせて、これまで取り組んできた教育方法の改善について、その効果を検証し、教育方法の更なる改善を検討する。

4. 資料

- 4-3-1 学修ガイドライン「Campus Life HandBook 2014」(既出資料 1-3)
- 4-3-2 看護学部授業時間割 (平成 26 年度)
- 4-3-3 雑誌掲載論文 看護教育 2014, 55(3), p. 248-254
- 4-3-4 O S C E実施要綱 (平成 26 年度)
- 4-3-5 S P (模擬患者) の養成状況 (平成 21~26 年度)
- 4-3-6 チューターの役割について
- 4-3-7 V O D利用状況 (平成 21~25 年度)
- 4-3-8 情報センター活動報告書 (平成 25 年度)
- 4-3-9 学生向け操作研修資料
- 4-3-10 看護シミュレーションセンターの利用方法
- 4-3-11 看護シミュレーションセンター利用状況 (平成 21~25 年度)
- 4-3-12 学修ポートフォリオの記載様式 (既出資料 4-2-10)
- 4-3-13 教員実習配置表 (平成 26 年度)
- 4-3-14 履修ガイド「大学院履修ガイド 2014」(既出資料 1-7)
- 4-3-15 大学院授業時間割 (平成 26 年度)
- 4-3-16 平成 26 年度シラバス作成要領 (既出資料 4-1-9)
- 4-3-17 ウェブシラバス (大学 H P > 在学生の皆さんへ > 学務ポータル)
<https://portal.jrchn.ac.jp/campus/Secure/login.aspx?ReturnUrl=%2fcampus%2fMyCampus.aspx>
- 4-3-18 授業評価アンケート調査用紙
- 4-3-19 平成 26 年度実習要項 (既出資料 1-10)
- 4-3-20 成績通知について
- 4-3-21 既修得単位認定規程 (大学規程 4-2)
- 4-3-22 大学院既修得単位認定規程 (大学規程 4-18)
- 4-3-23 「授業評価アンケートの集計結果」(平成 21~25 年度)
- 4-3-24 「授業評価アンケート結果」(学務ポータル)
<https://portal.jrchn.ac.jp/campus/Secure/login.aspx?ReturnUrl=%2fcampus%2fMyCampus.aspx>
- 4-3-25 学生の学修行動調査結果 (平成 26 年度)
- 4-3-26 入試区分別の成績の検証結果
- 4-3-27 平成 27 年度推薦入試合格者への入学前学習
- 4-3-28 修了生の就職状況、専門看護師認定審査の合格状況 (平成 21~25 年度)
- 4-3-29 平成 25 年度委員会活動報告 (既出資料 1-16)
- 4-3-30 学部 4 年生及び教職員に対するアンケート調査結果 (既出資料 4-1-13)
- 4-3-31 平成 25 年度大学院授業評価アンケート結果の概要 (既出資料 3-35)

第4章 教育内容・方法・成果

4-4 成果

1. 現状の説明

(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。

<看護学部>

○ 学修成果を測定するための評価指標として、学生が卒業するまでに習得が必要な項目を学年ごとに抽出・整理し、看護職（看護師、保健師、助産師）に求められる看護実践力の指標として、5つの期待される能力と各学年の到達目標・評価基準を明らかにした「看護実践力を俯瞰するマップ」を作成した（資料4-4-1、p.54）。

平成23年度からこのマップに基づき評価を行っている。また、学生の学修成果を測定するための評価指標として、実習前OSCEと卒業前OSCEの評価を活用している。

学修成果については、科目終了時の授業評価により、学生が自己評価している。実習においては、実習目標に対する成果を学生が自己評価し、その後教員による相互評価を行っている。また、4年間の実習を中心とした学修成果を学生がポートフォリオ（資料4-4-2）にまとめ、教員の助言を受けながら自己評価に活用している。

○ 平成25年度の卒業生の就職先は、病院が96%、保健所等が0.1%であった。また、助産師教育課程等への進学が0.3%であった（資料4-4-3）。卒業生の就職先での評価については、毎年1回開催している実習施設連携会議や赤十字第5ブロック看護部長会議において、情報交換をしている（資料4-4-4）。

○ 卒業生および臨床指導者による評価は、平成25年度に2名の卒業生および臨床指導者にインタビュー調査を行い評価した。実習前OSCEの実施により個々の実習への自己の課題が明確になったことや実習への動機づけになったという意見や、OSCE実施時に模擬患者や臨床の評価者からのコメントが自身をエンパワメントされたという意見、シミュレーションセンターやVODの活用でいつでもどこでも時間の合間に技術チェックができ、効果的だったという評価であった（資料4-4-5）。

<看護学研究科>

○ 学修成果はレポートで評価している。また、年度末に授業評価とともに大学院生の学修面に対する自己評価をアンケート調査している。質問項目「予習を十分に行なうことができた」に対して「出来た」「やや出来た」をあわせて46%、「主体的な学びができた」は同様に66%、「今後の看護活動に役立つ」は100%が学修の成果があったと回答していた（資料4-4-6）。

○ 大学院教育においては、研究成果の社会への公表が重要な要素である。修了生には、修士論文の学会発表や学術雑誌への投稿などを推奨するとともに、その支援をしている。平成25年度までの修了生の89名の内、修士論文の一部を看護系学術雑誌に投稿し、掲載されたもの7名、学術学会で発表したもの13名である（資料4-4-7）。

○ 看護教育・管理学専攻領域の修了生は、平成22年度以降、認定看護管理者として7名認定されている。専門看護師コースの修了生9名のうち、平成25年度までに

専門看護師として認定されたもの5名である(資料4-4-7)。

- 本学の専門看護師課程の修了生が、試験に合格し、専門看護師として実践の場で活躍している者は平成25年度現在3名である。また、教育・研究者コースの修了生は看護系の大学に就職し、看護教員として活躍している。

(2) 学位授与(卒業・修了認定)は適切に行われているか。

<看護学部>

- 学士の学位は、本学に4年以上在学し、卒業認定に必要な単位(126単位。保健師教育課程は137単位、助産師教育課程は151単位)を修得した者に与える。4年生の2月に教授会で卒業判定を行い、学位授与を決定している(資料4-4-8、p.14-17)。

<看護学研究科>

- 修士(看護学)の学位は、修士課程に2年(長期履修制度の適用を受ける学生については3年)以上在学し、授業科目30単位(専門看護師コースは32単位。ただし災害看護学は34単位)以上を習得し、かつ必要な研究指導を受けた上で、修士論文の一次審査、二次審査ならびに最終試験に合格した者に授与される(資料4-4-9、p.48)。修士論文の審査基準は「履修ガイド」に明記し(資料4-4-9、p.39-40)、年度初めには、履修ガイダンスにおいて周知を図るとともに、学生揭示版に掲載している。
- 修士論文については、従来、教育・研究者コース及び専門看護師コースの学生に修士論文を課し、同一の審査基準で審査していた。しかし、専門看護師コースの学生は実習6単位が必修であり、時間的にタイトであることから、平成26年度から修士論文に替えて課題研究とし、審査基準を新たに設定した(資料4-4-9、p.40)。
- 修士論文の審査は、一次審査、二次審査によって行われている。最終試験は、一次審査にあわせて実施し、論文内容や表現力、大学院での学び等に対する質問への回答等により総合的に判定している。なお、専門看護師コースの場合には、最終試験に専門看護師の役割に関する試問が含まれる(資料4-4-10)。

一次審査は主査1名、副査2名の計3名の教員により、修士論文の審査基準(資料4-4-11)に基づき実施している。一次審査結果の通知は、主査が研究科委員会に文書をもって報告し、審査後速やかに教務学生課が学生に通知している。平成24年度までは、一次審査の主査は研究指導教員、副査は研究副指導教員と学生の専攻領域以外の研究科委員としていたが、平成25年度からは学位審査の客観性・厳格性を高めるために、主査は学生の専攻領域以外の研究科委員、副査の内1名は研究指導教員、他の1名は専攻領域以外の研究科委員が務めることとした。

二次審査は、修士論文発表会(発表時間は15分、質疑応答10分)を実施した後に、修士論文審査委員会が審査を行う。平成21年度より二次審査に修士論文発表会の結果を反映させ、学位審査の客観性・厳格性を高めている。

- 修士論文及び修士論文計画書をより良い内容にするため、事前検討会を平成25年度より開始した。大学院生が、修士論文の研究計画書及び修士論文の提出前に研究計画・研究内容・研究の進捗状況を報告し、指導担当する教員以外から多角的な

意見を聴く場が設定されている。また、院生とともに指導教員に対しても、様々な研究方法を理解する機会にもなっている。

2. 点検・評価

教育目標に沿った成果が上がるよう取組みを進めるとともに、適切な学位授与に努めており、基準4-4「成果」を充足している。

(1) 効果が上がっている事項

<看護学部>

- 卒業要件となる科目の単位修得の認定以外に、ディプロマ・ポリシーに明示している能力が身についたかについての客観的な評価は、i) 卒業前OSCEにおける評価、ii) 看護基本技術項目と達成レベルの評価、iii) 実習における学修ポートフォリオの3点により、多面的に行っている。
- 学部4年生に対するアンケート調査において、「ディプロマ・ポリシーの各項目が卒業時に身についたか」の問いに対して、各項目73.8~97.7%の学生が「そう思う」との回答を示しており、教育目標に沿った成果が評価されている（資料4-4-12）。

<看護学研究科>

- 修士論文の審査基準を明確にし、大学院生及び教員に周知を図っている。また、修士論文の二次審査に学内発表の評価を含めることにより、学位審査及び修了認定の透明性や客観性が確保している。
- 修了生は、勤務していた施設で専門看護師や認定看護管理者に認定されるなど、臨床看護実践や教育現場で活躍している。

(2) 改善すべき事項

<看護学部>

- 学部4年生に対するアンケート調査において、ディプロマ・ポリシーのうち「国際的な看護の場で貢献する力が身についたか」の問いへの「そう思う」との回答が50%に留まっていた（資料4-4-12）。
- 卒業生の評価について、就職先からの客観的な評価は実施していない。

<看護学研究科>

- 博士課程開設に併せて、修士課程から博士課程へと接続に配慮した、修士課程の学位授与基準を検討する必要がある。
- 修了生による学術雑誌への投稿、学術学会での発表が活発とはいえない状況にある。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

<看護学部>

- ディプロマ・ポリシーに明示している能力が身についたかについての客観的な評価はについて、就職先の評価や卒業生の評価などを調査し、さらに多面的な評価指標を開発していく。
- 質保証・出口管理の観点から、通算GPAの目標値の設定を検討する。

○ 卒業生の評価について、就職先へのアンケート調査の実施について検討する。

<看護学研究科>

○ 教育成果を把握するため、修了生の動向の把握に取り組む。

(2) 改善すべき事項

<看護学部>

○ 国際救護コースの選抜外の学生についても、できるだけ国際救援・開発協力看護師コースの授業科目を履修するよう促していく。また、国際的な看護の場で貢献する力を学修する教育課程のあり方について、検討する。

<看護学研究科>

○ 修士課程から博士課程へと接続に配慮した、修士課程の学位授与基準、教育課程のあり方を検討する。

○ 修了生による学術雑誌への投稿数、学術学会での発表数の向上に向けて、方策を検討し、取り組む。

4. 資料

4-4-1 大学教育・学生支援推進事業「学生支援推進プログラム」最終報告書（既出資料 4-2-5）

4-4-2 学修ポートフォリオの記載様式（既出資料 4-2-10）

4-4-3 卒業生の進路状況（平成 21～25 年度）

4-4-4 実習施設連携会議の開催状況（既出資料 1-11）

4-4-5 雑誌掲載論文 看護教育 2014, 55(8), p. 794-800

4-4-6 平成 25 年度大学院授業評価アンケート結果の概要（既出資料 3-35）

4-4-7 修了生の論文発表の状況、CNS 合格者数、認定看護管理者数(平成 21～25 年度)

4-4-8 学修ガイドライン「Campus Life HandBook 2014」（既出資料 1-3）

4-4-9 履修ガイド「大学院履修ガイド 2014」（既出資料 1-7）

4-4-10 研究計画書及び論文審査について

4-4-11 修士論文の審査基準

4-4-12 学部 4 年生及び教職員に対するアンケート調査結果（既出資料 4-1-13）

第5章 学生の受け入れ

1. 現状の説明

(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。

<看護学部>

- 看護学部の学生の受入方針（アドミッション・ポリシー）は、募集要項で次のように明示している（資料 5-1、p.1）。また、大学ホームページや入試説明会、高校の進路指導担当教員を対象とした進路相談会等で、学内外に周知している。
 - i) 看護学を学ぶための基礎的な学力や真摯に学修を継続できる力を有する人
 - ii) 赤十字の理念や諸活動に関心があり、国内外の保健・医療・福祉の分野で看護職として活躍したい人
 - iii) 人間やその生活及び社会に関心を持ってかかわることができる人
 - iv) 主体的に考え、発言し、行動できる人
- 入学時に修得しておくべき知識等の内容については、看護学を学ぶ上で基盤となる国語、数学Ⅰ・数学A、生物Ⅰ、化学Ⅰ、英語の5科目は高校の段階で履修しておくことが望ましいとして、募集要項で明示している（資料 5-1、p.1）。また、入学後の修学に必要な水準の問題を一般入学試験で出題し、入学者の選抜を行っている。推薦入学試験では、高等学校での学業成績の評点平均（公募推薦は 3.8 程度、地域特別推薦A・Bは 4.0 程度）を設定している（資料 5-1、p.13-14）。
- 障がいのある学生の受入については、出願前に受験及び修学上特別な配慮を必要とするかどうかを、本学に相談するように募集要項に記載している（資料 5-1、p.4）。

<看護学研究科>

- 志望学生に対して、修士課程の教育理念や教育目的、期待する大学院生像を大学院募集要項やホームページ等で次のように明示している（資料 5-2、p.1）。
 - i) 専攻したい領域における基礎知識を身につけていること
 - ii) 自らすすんで積極的に課題に取り組む意欲や探究心があること
 - iii) 将来、教育・研究の分野あるいは臨床看護実践の分野で、教育者や研究者、看護管理者または高度実践看護師として貢献する意志があること
- 障がいのある学生の受入については、障がいの種類と程度を把握し、本学での学修が可能かどうか判断するため、出願前に相談するよう、募集要項に記載している。

(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか。

<看護学部>

- 学生募集のための広報活動は、学生募集委員会と事務局入試課とが中心となって企画し、全教職員と学部学生ボランティアが協力して実施している（資料 5-3<資料 3>）。
- 全学的な取組みとして、教員と入試課職員がチームを組んで広島県内及び中国・四国地域の高等学校を個別訪問して、本学の教育理念やアドミッション・ポリシー、教育の特色を説明している（資料 5-4）。また、中国・四国地域及び近畿圏内の受験

者を確保するため、業者主催の進学説明会への参加や、県看護協会、高等学校などからの要請に基づく出前進路説明会を行っている（資料 5-5）。

- 受験者、保護者及び高校教員を対象にオープンキャンパスを、夏休み期間中に 3 回実施している（資料 5-6）。また、10 月の学園祭に合わせてミニオープンキャンパスを実施している。内容は総合ガイダンスとして、本学の理念・目標・教育課程などを説明するとともに、模擬授業体験、看護技術体験コーナーを設けている。また、本学が赤十字の中国四国ブロックの拠点校であることから、中国・四国地域の高校を対象として進学説明会を中四国の赤十字病院で開催している。さらに、高校の進路指導担当教員を対象に進学説明会を実施している（資料 5-7）。
- ホームページにおいて、本学の概要と教育理念・学則をはじめ教育の特徴などを公開している。平成 23 年度からはホームページから大学案内パンフレットや学生募集要項をテレメールによって請求できるシステムを導入している。また、ホームページの情報は情報センターが随時更新し、大学案内パンフレットの電子版を公開するなど、最新の情報を掲載するよう努めている。最新の情報を盛り込んだ「大学案内」を作成し、配布している（資料 5-8）。
- 入学者選抜については、多様な入学者選抜方法を設け、優秀な学生を確保するよう努めている（資料 5-1、p. 3）。
 - i) 推薦入学試験は 3 タイプある。「地域特別推薦入試 A（定員 40 名）」、「地域特別推薦入試 B（定員 7 名）」、「公募推薦入試（定員 15 名）」を実施している。「地域特別推薦入試 A」は、中国・四国地域の高等学校を対象として実施している。「地域特別推薦入試 B」は地元廿日市市の高等学校 5 校及び隣接する大竹市の高等学校 1 校及び両市在住者を対象に実施している。また、全国の高等学校を対象とした公募推薦入試も実施している。これらの推薦入試は、小論文、面接及び書類審査により総合的に合否を決定している。推薦入試の指定校については、入学試験委員会で定期的に見直し検討し、教授会で審議を行うことで、一般入試と推薦入試の公正が保てるよう配慮している。
 - ii) 一般入学試験では、「国語総合（近代以降の文章）、現代文」と「英語Ⅰ・英語Ⅱ」の 2 科目と、「数学Ⅰ」「化学Ⅰ」「生物Ⅰ」から 1 科目の選択（平成 27 年度一般入学試験から「数学Ⅰ・数学 A」の 1 科目）としている。
 - iii) 平成 26 年度入試から、センター試験利用入試は、【前期】（募集定員 15 名）と【後期】（募集定員 5 名）としている。【前期】は、大学入試センター試験の「国語（近代以降の文章）」、「数学Ⅰまたは数学Ⅰ・数学 A」、「化学Ⅰまたは生物Ⅰ」、「英語（リスニングを含む）」の 4 教科 4 科目入試である。【後期】は【前期】の試験科目から 3 教科 3 科目を選択するアラカルト方式を採用している。
- 3 年次編入学制度は、看護系の大学の急増でそのニーズが少なくなり社会的役割は終了したことから、平成 22 年度入試をもって廃止した。

助産師教育課程（定員 10 名）を開設し、平成 21 年度より 4 年次編入学試験（募集定員 5 名）を実施している。選抜方法は、専門科目と面接及び書類審査である。助産師教育課程は学部教育としたため、4 年次編入学試験は、平成 26 年度入試をもって廃止した。

また、平成 24 年度から 2 年次編入学試験（募集定員 5 名）を導入している。選抜方法は、小論文（英文読解を含む）と面接及び書類審査である。2 年次編入学試験は、募集定員を充足したことがなく、カリキュラム編成も困難なことから、平成 27 年度入試をもって廃止する予定である。2 年次編入の廃止に伴う社会人入試のあり方については、検討中である。

- 入学者選抜試験の実施に当たっては、学長、学部長などの管理者、入学試験委員会が総括し、入試課を担当課として実施しており、すべての教職員が入学試験業務に従事している。入学試験委員会では、入学試験ごとに、実施要領（資料 5-9）や面接試験マニュアルの検討を行うとともに、入学者選抜のあり方について、毎年検証している。

入試問題の作成については、問題作成のスケジュール管理、入試問題の校正にいたるまで、限定された者のみ関わるようにし適切かつ厳正に管理している。入試実施後は、採点、採点チェック体制、教授会による合否判定、合格発表にいたるまで公正かつ適切な入試実施体制を整備している。

<看護学研究科>

- 平成 23 年度までは、各教員による広報活動によって受験者を確保していたが、多くの受験生を確保し、質の高い大学院教育を行うために、平成 24 年度からは「大学院入試説明会」を開催している（資料 5-10）。説明会では、大学院の概要（コースの種類、科目構成、入学試験、特徴等）を説明し、施設見学や在校生からのメッセージ等も含めて、具体的に大学院で何をするのか、どのような学修環境なのかをイメージできるようにした。その上で、専攻領域が決まっている人を対象とした個別相談と、専攻領域が未定の人の相談窓口を作り丁寧に対応をしている。
- 平成 24 年度入試までは、入学試験と社会人入学試験とを実施していた。入学試験は大学卒業者を対象とし、社会人入学試験は大学卒業者以外で出願資格を認定した者を対象としていたが、入学者選抜方法は同じであることから、平成 25 年度入試から社会人入学試験は廃止し、一本化した。
- 入試の実施に当たっては、試験問題の設問ごとに採点基準を設け、公平性の確保に努めている。合否判定については研究科委員会で決定をしており、体制は確立できている。平成 25 年度入試から面接基準を明確にした面接票の作成を行い、透明性を確保している。

(3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

<看護学部>

- 入学定員については、平成 24 年度に国際救援・開発協力看護師コースを開設して、1 年次の入学定員を 115 人から 125 人に増員した。
- 定数管理については、経営会議の方針を受けて、過去の実施状況（歩留率）を考慮しながら、入試委員会における検討を踏まえて、最終的には教授会で審議し、合格者を決定している。
- 合格発表後、入学金の納入状況を確認するとともに、入学の意思確認調査も行う

て、必要に応じて追加合格を出すなど、適切な定員管理に努めている。

- 入学定員に対する入学者数の比率は、平成 21 年度には一時 1.34 となったが、定数管理に努めた結果、平成 22 年度以降は 1.24→1.25→1.17→1.23 と徐々に改善し、平成 26 年度は 1.13 と大幅に改善した。
- 収容定員に対する在籍学生数の比率については、平成 21 年度以降、1.29→1.21→1.23→1.24→1.22 と推移している。平成 26 年度は、収容定員 510 人に対して、在籍学生数は 600 人であり、収容定員に対する在籍学生数の比率は、1.18 と改善している（資料 5-11）。在籍学生数 600 人に対して専任教員を 52 人配置しており、教員 1 人あたりの学生数は 11.5 人となっている。

<看護学研究科>

- 大学院看護学研究科の入学者の過去 5 年間の入学生数の平均は 10.2 人である。在籍比率は 1.0 程度である。ただし、定員割れをしている年度もある（資料 5-12）。平成 26 年度における定員は 20 人であるのに対して、在籍学生数は 31 人である。在籍年数 3 年間の長期履修生が 27 人いるため、収容人員に対する在籍学生数比率は概ね適正な水準である。

- (4) 学生募集及び入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

<看護学部>

- 毎年度の実績を踏まえた上で、学生募集委員会及び入学試験委員会が、学生募集及び入学者選抜方法の適切性を検証し、必要に応じて改善を行い、安定的な入学者の確保に努めている（資料 5-3<資料 1・3>、資料 5-13）。
 - i) 平成 26 年度入試から、センター試験利用入学試験を【前期】・【後期】とし、選抜方法は【前期】については 4 教科 4 科目、【後期】については 3 教科 3 科目として、文系及び理系の受験生が受験できるようにした（資料 5-1、p.9-12）。
 - ii) 公募推薦入試（募集人員 10 名）は、1 校当たり 1 人としていたが、より多くの受験者から優秀な入学者を選抜できるよう、平成 25 年度入試からは 1 校当りの推薦人数の制限を廃止した。
 - iii) 平成 24 年度入試から、公募推薦入試の定員を 10 名から 15 名に増やした。

<看護学研究科>

- 入学者選抜方法は、小論文審査（専門科目）と面接で総合判定をしている。小論文審査用の入試問題は作成依頼から印刷にいたるまで、限定された担当者や委員のみが関わるよう厳重に取扱っている。試験問題の適切性については、各領域の担当教員が問題作成したのち、最終的には研究科長、入試小委員長及び学長が適切性を確認している。

2. 点検・評価

学生の受入方針を明確化した上で、公正・適切な学生募集・入学者選抜、適正な定員管理に努めている。また、学生募集・入学者選抜が公正・適切に行われているかを定期的に検証しており、基準 5「学生の受け入れ」を充足している。

(1) 効果が上がっている事項

<看護学部>

- 学生募集要項に、学生の受け入れ方針を明記して広報し、本学を志望する受験者に周知徹底している。オープンキャンパスや進学相談会のみならず、高校訪問の際にも、本学の理想とする学生像を伝えており、本学の受け入れ方針は受験者や高校の進路指導部などに浸透してきている。
- 毎年度の入学者選抜試験の実施状況をふまえた上で、学生募集及び入学者選抜方法の適切性を検証し、必要に応じて改善を行い、優秀な入学者の確保に努めている。

<看護学研究科>

- 学生募集要項に、学生の受け入れ方針を明記して広報し、本学を志望する受験者に周知徹底している。また、平成 25 年度からは入学者受け入れ方針をアドミッション・ポリシーとして明確にし、ホームページで公表している。
- 大学院入試説明会の開催により、大学全体の教育方針や学修環境の提示ができるようになった。その結果、どの領域を受験すべきかわからない志願者への助言ができ、さらに専門領域での個別面接へとつなぐことができている。

(2) 改善すべき事項

<看護学部>

- 「高大接続改革実行プラン」(平成 27 年 1 月、文部科学大臣決定)により、大学入試・選抜試験を取り巻く環境が大きく変わりつつある。
- 公募推薦入試・地域特別推薦入試Bでの入学者は、入学後の成績が相対的に低いという結果が出ており、推薦基準等の見直しを検討する必要がある。

<看護学研究科>

- 博士課程開設に向けて、修士課程から博士課程へと継続し、一貫性のある学生の受入方針について検討していく必要がある。
- 試験問題の難易度及び採点基準等について、改善していく必要がある。
- 適切な定員管理に向けて、看護系の大学院が増えており、過去には定数割れをしている年度もあることから、各教員の広報活動に加えて、より組織的な学生募集を展開する必要がある。

3. 将来に向けた発展的方策

(1) 効果が上がっている事項

<看護学部>

- 「高大接続改革実行プラン」を踏まえて、今後の入学者選抜試験のあり方について検討し、必要な措置を講じる。
- より優秀な学生の確保に向けて、学生の受入方針をより洗練化していくとともに、学生募集及び入学者選抜方法の適切性を検証して、改善に取り組む。
- オープンキャンパスや高校訪問、進学説明会において、高校生や保護者、教師に対して、赤十字の理念に基づく本学の求める学生像をさらに浸透させていくとともに、優秀な学生を確保するため、多様な入試制度について継続して検討していく。

<看護学研究科>

- より優秀な学生の確保に向けて、学生の受入方針をより洗練化していくとともに、学生募集及び入学者選抜方法の適切性を検証して、改善に取り組む。
- 大学院説明会等において、本学の求める学生像を浸透させていくとともに、優秀な学生を確保するための入試のあり方について継続して検討していく。
- 安定的な定数確保に向けて更なる広報活動を展開する。特に、本学卒業生が進学する時期になっており、卒業生に特化した広報活動を展開する。

(2) 改善すべき事項

<看護学部>

- 優秀な学生を確保していくため、公募推薦入試・地域特別推薦入試Bの推薦基準等の見直しを検討する。

<看護学研究科>

- 修士課程から博士課程へと連続し、一貫性のある学生の受け入れ方針について検討していく。
- 入試問題作成基準・採点基準等について明確にしていき、より透明性の高い入試体制を構築していく。
- 赤十字系医療機関や実習病院と連携して、本学卒業生を含む看護師のキャリア形成を促進できるよう、広報活動を強化するとともに、ネットワークの強化に努める。

4. 資料

- 5-1 看護学部学生募集要項（既出資料 1-14）
- 5-2 看護学研究科学生募集要項（既出資料 1-15）
- 5-3 平成 25 年度委員会活動報告（既出資料 1-16）
- 5-4 高校訪問実績（平成 21～26 年度）
- 5-5 学生募集関係イベント実施・参加状況一覧（平成 21～26 年度）
- 5-6 オープンキャンパス 2014 案内チラシ
- 5-7 進学説明会開催状況（平成 21～26 年度）
- 5-8 大学案内「GUIDE BOOK 2014」（既出資料 1-9）
- 5-9 平成 26 年度一般入学者選抜試験実施要領
- 5-10 大学院説明会開催状況（平成 24～26 年度）
- 5-11 看護学部の入学者数、在籍者数の状況（平成 21～26 年度）
- 5-12 看護学研究科の受験者・合格者・入学者、在籍者数の推移（平成 21～26 年度）
- 5-13 入学者選抜試験実施の点検状況（平成 26 年度）

第6章 学生支援

1. 現状の説明

(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

- 学生が主体的かつ意欲的に、豊かな学生生活を送り、社会との接触をもてるよう支援するために、修学支援、健康管理支援、学生活動支援、進路支援の方針を定め、学生支援委員会を中心にきめ細かな学生支援に取り組んでいる（資料 6-1<資料 5>）。
- 健康管理支援の方針として、学生が充実した学生生活を送っていくために、心身ともに健康であることが基本であるため、健康の自己管理を心がけるように支援することとしている（資料 6-2、p61）。
- 学生活動支援の方針として、学生が有意義な学生生活が送れるように、チューターを中心に、学修や生活面、将来の就職などについて相談に乗り、支援することとしている（資料 6-2、p55）。
- 進路支援の方針として、学生が早期に自らの進路についての目標を立て、活動ができるように支援することとしている（資料 6-2、p76-77）。

(2) 学生への修学支援は適切に行われているか。

- 履修指導については、平成 20 年度より、成績判定の結果、単位修得が出来なかった場合、原則としてその科目は翌年に再履修させている（資料 6-3）。再履修者には科目担当者やチューターが学生を指導しながら履修計画をたて、教務委員会に報告し、教授会において全学的に支援を行っている。
- 退学者の状況については、平成 21 年度から平成 25 年度までの本学の退学者数は 14 人であり、学年別にみると 1～2 年次に多い。主な理由としては、i) 進路変更、ii) 学業成績不振、iii) 学修意欲の低下などである（資料 6-4、表 1）。在籍者数に対する退学者の割合は、0.5%程度である。
退学を希望する学生には、チューターは学生及び保護者と面接を行い、将来の進路などについて本人の意思を確認するなど、学生が慎重に意思決定ができるように様々な面からサポートしている。
- 休学者の状況については、平成 21 年度から平成 25 年度までの休学者数は 31 人であり、学年別にみると 3 年次に多い。主な理由としては、i) 体調不良、ii) 学業成績不振、iii) 就学意欲の低下などである。半年もしくは 1 年休学して復学した学生は、その後チューターなどのフォローを受けながら、順調に履修している（資料 6-4、表 2）。在籍者数に対する休学者の割合は、0.9%程度である。
- 学生の学修を支援するため、チューターが履修や学修状況、大学生生活全般を把握し、特に 1・2 年次には学修及び生活指導に力を入れている。チューターは、適宜、チューター長・学部長・教務委員会・学生支援委員会に連絡や相談を行い、協働して学生を支援している。学生支援委員会で、休学の予兆となる授業の遅刻・欠席状況を早期に把握するため、各学年で欠席が多いとか何らかの問題がある学生がいれ

ば、その都度、教務学生課に連絡することになっている（資料 6-5）。

また、学生自治会では、教員や先輩学生との交流会を企画するなど在学生と教職員全員が新入生を支援する機会を設けている。

- 保健師・助産師・看護師国家試験対策については、3年生に対しては基礎学力の確認と盤石な試験対策を目的に、4年生に対しては基礎力の定着度を確認し、応用力・判断力の習得を目的に、模擬試験を実施している。

学生支援委員会の国家試験対策班が、保健師・助産師・看護師の国家試験模擬試験の年間計画を立案・実施している（資料 6-1<資料 5>）。保健師模試は4年生に3回、3年生に1回、助産師模試は4年生に2回、看護師模試は4年生に5回、3年生に2回実施している。模擬試験の実施は、国家試験委員を3・4年生から各5名、助産師教育課程から2名選出し、委員が主体となっている。

- 模擬試験の結果を基に、特に4年生に対して、学生の得点率の低い科目や内容について弱点強化のための補習教育を行っている。また、学生個別の模擬試験結果に関しては、チューターから学修方法のサポートを個別に行っている。模擬試験結果は、国家試験対策班が分析し、学生支援委員会・教員会議での報告を行い、今後の学生への対応を協議している（資料 6-1<資料 5>）。

また、大学内の学務ポータルからアクセスできる市販のWEB国試ソフトを導入し、学生がいつでも必要な時にアクセスして、看護師・保健師国家試験過去問題と模擬試験を受験できるよう、かつ不得意問題を検索して集中的に学修できるようにしている。WEB国試を有効活用するために、平成24年度には利用状況のモニターと、平成24年度末に4年生と教員へのアンケート調査を行い、調査結果を学生と教員に情報提供した（資料 6-6）。

- 保健師・助産師・看護師国家試験の合格状況については、例年全国平均を上回る合格率となっている。平成25年度国家試験の新卒者の合格率は、保健師94.4%、助産師100%、看護師100%であった。（資料 6-7）
- 障がいのある学生に対する修学を支援するため、各フロアに障がい者用のトイレを設置している。また、ソフィアホールには、車いす専用の場所を確保している。階段教室を含め、各教室にも車いす用の場所の確保を行っている。建物は、事務棟研究棟に分かれているが、そのどちらにもエレベーターを設置している。さらに、建物全般がバリアフリー設計になっており、スロープを使って車いすで移動できるようになっている。
- 奨学金等の経済的支援については、日本赤十字病院の奨学金（年間60万円程度）をはじめ、学生支援機構や地方自治体の各種奨学金制度の導入に努めている。また、本学独自の特待生制度（各学年の成績優秀者上位5人に対して、年間50万円の授業料免除）を設け、学修意欲があり経済的理由で修学困難な学生に対して、安心して学業に専念し、自立した学生生活を送れるよう充実した経済支援体制の強化に取り組んでいる（資料 6-2、p57-60）。

（3）学生の生活支援は適切に行われているか。

- 養護教諭の資格を有する相談員（以下「健康相談員」という。）を保健室に配置し

ている。

- 定期健康診断は年 1 回、4 月上旬～中旬に実施している。受診率とフォローアップ状況で確認を行っており、平成 19 年度～25 年度の定期健康診断当日の受診率は、95%～99%であった。健康診断当日に受診できなかった学生に対しては、近医で受診し検査結果を大学に提出するように指導した。その結果、全学生に健康診断が実施できており、定期健康診断は適切に行われている。

健診の結果で経過観察を要することは、年度により約 14% (84 名) ～約 3% (30 名) の学生が低血圧で要経過観察者に該当すること、また、BMI が 30 以上の太りすぎの学生が毎年 10 名前後、16.5 以下のやせすぎの学生が 5 名前後いることである。

健診の結果は、健康相談員から学生本人に通知している。ただし、所見がある場合は校医に今後の方針を確認のうえ、健康相談員が個別に指導を行い、その後の医療機関への受診状況等のフォローを行っている。

- 感染症対策として、小児看護学実習や母性看護学実習等で、学生や患者を保護する観点から、実習生のウイルス抗体の検査を求める施設が多くなってきた。本学では、平成 18 年度より小児看護学実習を行う全学生を対象に、麻疹、水痘、風疹、流行性耳下腺炎の抗体検査を行っていたが、平成 19 年 5 月、全国的に麻疹が大流行したため、一般病棟での実習施設からもウイルス抗体の検査を求められるようになった。そのため、平成 19 年度より抗体価検査を、実習を行う前の 1 年次に実施している。

3・4 年次の領域別看護学実習において、健康教育とともに、血液や尿・便検査等を実施するなど、必要な対策を講じている (資料 6-8、表 1)。

- インフルエンザ予防接種については、毎年 10 月に接種法を紹介している。インフルエンザの流行時期には、手洗いと含嗽を中心とした感染予防についてポスターや看板を学内掲示し啓発活動を行い、ヒビスコール(手指消毒薬)の設置を行っている。平成 21 年度には、メキシコとアメリカ合衆国に端を発した新型インフルエンザ (H1N1) が世界的に大流行し、本学でも罹患者は 75 名に達した。その際は、インフルエンザ対策本部を設置・対応し、感染拡大を防ぐことができた。

- 学生の健康相談活動については、保健室の健康相談員及び学生相談室の臨床心理士資格を有するカウンセラーが協働して学生相談に応じ、学生生活の基盤となる心身の健康保持・増進に努めている。検証は学生相談室と保健室の利用状況で行っており、平成 21 年度より健康相談員が常駐し、保健室の利用者が増加傾向にある。内容としては相談が多く、その内容は心身の健康にとどまらず、生活全般に関することに至る。健康相談員と学生支援委員会の健康管理系の教員及びチューターが連携して、学生に対応している (資料 6-8、表 2)。

平成 23 年度からは週 1 回、平成 25 年度からは週 2 回のカウンセラーによる学生相談が行われている。カウンセリングを希望する学生や必要と思われる学生に対し、健康相談員、カウンセラー、チューターと連携を図りながら、メンタルヘルスケアの充実を図っている (資料 6-8、表 3)。

- 平成 20 年度に大学敷地内全面禁煙を施行した。しかし、敷地内で吸殻等がみられ

るため、ポスター掲示による啓発を行った。年々、発見される吸殻の量は減少してきており、平成 25 年度以降、吸殻等はみられていない。

- 健康教育については、全学生を対象として、外部講師による性教育、交通安全や薬物乱用防止に関する講演会を定期的実施している。(資料 6-8、表 4)。また、安全教育については、バイクや自動車通学は登録制にしており、これらの利用者には交通安全教室の受講を義務化している。また、交通事故状況については適時公表し注意を喚起するとともに、地元警察署の協力を得て交通安全教室を開催している(資料 6-8、表 5)。
- 大学のホームページを活用して、定期的に感染症情報、予防接種、海外旅行中の健康管理等についての情報を提供している(資料 6-9)。特に感染症や交通事故については、情報を提供するとともに、注意を喚起している。
- 学生活動を支援するため、自治会役員と大学祭運営員との会合を定期的に行い、活動や運営資金の使い方について助言するとともに、新入生交流会や、大学祭、キャンドル・サービスなどの学生自治会主催の活動への支援も積極的に行っている。サークルや部の活動については、円滑に進められるように必要に応じて支援している。また、学内外のボランティア活動、地域社会との交流、課外活動、講演会などの参加を奨励するために、ポイント制の導入とボランティア参加記念カードを活用している。学内や学生専用マンションにおけるマナーの向上に取り組むとともに、自律した学生生活ができるように指導している。
- 自由で快適な大学生活を保障し、お互いを尊重しあえる教育環境を整備するため、人権倫理委員会を設置し、相談体制を整備し、学生に周知するとともに、教職員を対象に研修会を開催するなど、ハラスメントの防止に努めている(資料 6-1<資料 14>)。

(4) 学生の進路支援は適切に行われているか。

- 学生の進路選択及び卒業後のキャリア形成を支援するため、チューターによる個別指導及び学生支援委員会による計画的な進路相談を行うとともに、キャリア教育の一層の推進を図っている。チューターによる個別指導では「就職指導の手引き」を教員に配付することにより、就職指導に一貫性をもたせている(資料 6-10)。
チューターが中心となり、各学生の個性と要望を尊重し、多様な相談にも対応しながら、的確なアドバイスや指導を行っている。また、学生支援委員会では、就職説明会を行うばかりでなく、中四国や九州、関西、関東などの主要な医療施設を招待し、病院説明会も年に 2 度開催している。卒業後の学生のキャリア形成に資するため、計画的に進路指導を行うとともに、キャリア教育の推進に努めている(資料 6-1<資料 5>)。
- 就職指導については、学生支援委員会が 3 年生の 4 月から本格的に取り組み、就職ガイダンスを年 2 回実施している(資料 6-11)。
1 回目は本学教員が担当し、3 年生には、自己分析・キャリアデザイン・職業観の確立という観点から、自分の生涯設計を考え長期的視点に立って就職先を考えられるよう就職の手引きに沿って指導・助言を行っている。4 年生には、具体的な就

職活動・受験対策という観点から、履歴書・エントリーシートの書き方から病院訪問時のマナー、面接試験まで具体的に指導している。

2回目は、病院の看護管理者による講演会と本学卒業生によるパネルディスカッションを実施している。看護管理者には、病院選択の基準や新人看護師としての準備と新人を受け入れる病院の現状などを分かりやすく講演してもらう。そして、卒業生には就職活動や国家試験対策について具体的な体験を発表してもらい、学生は活発な質疑応答により貴重なアドバイスを受けることが出来るように運営している。なお、講演会は3・4年生を対象としているが、パネルディスカッションは1・2年生にも積極的な参加を呼びかけている。

- 求人先への対応としては、中国・四国の病院はもとより、本学卒業生が就職をしている病院を中心として全国的に求人情報資料の提供を教務学生課が呼びかけている。求人先から送られてきたデータは、学内に就職情報コーナーを常設し、全国各地の求人情報を学生が常時検索できるようにしている。また、就職コーナーには、パソコンやコピー機を設置し、学生が必要な情報を入手できる体制を整えている。

また、中国・四国ブロック赤十字病院とそれ以外の病院の2回に分けて、学生支援委員会が病院説明会を開催している。説明会には全国各地の病院から看護部長や就職担当者が参加して、各病院の施設や新人看護師教育を紹介している。施設ごとにブースを設置し、個別相談に応じてもらっている。学生は、自分が希望している病院のブースを2～3か所回り情報を得て、比較検討し、最終的に自分の求める条件にあった就職先を保護者やチューターと相談しながら決定している(資料6-11)。

- 3・4年生の4月には、教務学生課が就職先希望調査を実施し、調査用紙をもとにチューターが面接を行っている。また、4年生の10月には、教務学生課が就職状況調査を行い、その時点で就職先が決定していない学生にはチューターによる個別指導を強化している。4年生の就職内定状況は、チューター及び担当教職員が随時把握するほか、主要病院の内定が決まった段階で、就職・進学状況調査を実施している。

- 就職先を決定した学生に対しては、教務学生課が就職・進学先についての報告書、就職・進学活動内容報告書の提出を依頼している。その内容は、就職先、合格したにもかかわらず辞退した就職先、就職活動内容、後輩へのアドバイスなどである。特に、「就職・進学活動内容報告書」(資料6-12)は学生の了解を得て、学生名を伏せたうえで後輩学生に公開しており、後輩学生の就職活動の実践的な手引き書として活用されている。

また、学生には「就職の手引き」(資料6-13)を、教員には「就職指導の手引」(資料6-10)を学生支援委員会が作成して配布している。手引書は、毎年最新の情報に改定し、全学的に一貫性のある就職指導を行っている。

- 学生の進路状況についての検証は就職率、進学率で行っているが、就職を希望する学生の就職率は100%である。就職先としては、本学の特性として、赤十字関連の医療機関がほぼ毎年過半数を占めており、次いで、各地の基幹的な医療機関の国公立病院、公的病院、その他一般病院の順となるのが例年の傾向である。保健師として行政機関に就職するものもある。それ以外は、大学院や助産師学校への進学がほ

とんどである（資料 6-14）。

- 大学院生については、研究指導教員が個別相談にあたっている。また、学内での病院説明会の案内を行っている。

2. 点検・評価

学生支援に関する方針に基づき、学生に対する修学支援、生活支援、進路支援に取り組んでおり、基準 6「学生支援」を充足している。

(1) 効果が上がっている事項

- 学生支援の方針を定め、学生支援委員会を中心に組織的に学生支援に取り組んでおり、学生の満足度も高い（資料 6-15）。
- 休学や退学を希望する学生に対して、チューター、チューター長、学生支援委員会を中心に教職員が相談・助言を行っており、退学者や休学者は比較的少ない状況にある。休学した学生の大半は復学し、順調に履修している。
- 国家試験対策に積極的に取り組み、保健師・助産師・看護師国家試験の合格状況については、例年全国平均を上回る合格率となっている。
- 学生への生活支援については、保健室の健康相談員及び学生相談室のカウンセラーとの連携・協力のもとに学生相談に応じ、適切な支援と指導を行い、健全で安全な修学環境を確保できている。
- 定期健康診断については、当日にほぼ 100%の学生に実施できており、実施できなかった学生も近医に受診後、検査結果を大学に提出し、良好な結果を得ている。
- 感染症対策については、各種、抗体検査を全員に施行できており、ワクチン接種の対象となる学生の把握が確実にできるようになっている。病院実習前には全員のワクチン接種が完了している。
- 健康相談活動では、保健室の存在、健康相談員が常駐していることを周知することにより、軽微な問題でも健康相談員に相談できるようになり、保健室の利用が増えてきている。また、学生相談室は、週 2 回、カウンセラーが対応できるようになり、精神的に不安定な状況に一人で悩むのではなく、相談できる環境が整備できている。
- 学生への進路支援については、就職ガイダンス・説明会を開催するとともに、きめ細かく個別指導を行い、就職を希望する学生は、100%の就職率である。大学院や助産師学校への進学する学生もいる。
- 就職を希望する学生の就職率は 100%である。これは、就職ガイダンス、病院説明会等が有効に機能しているのがその理由の一端であると考えられる。
- 就職ガイダンスについては、本学から参加を依頼した講演者や卒業生のパネリストが出席し、学生からは高い評価を得ている。また、就職・進学活動内容報告書は次年度卒業見込学生にとって貴重な資料となっている。

就職ガイダンスや就職説明会についての、検証は学生へのアンケートで行っているが、それによると「病院説明会での全体的な説明では様々な病院の特色が分かり比較ができた」「個別相談ではより詳しい相談ができた」という意見であった。また、卒業生のアドバイスは「現実的で、参考になった」「進路計画のイメージがで

きた」との意見が寄せられている（資料 6-16）。

（2）改善すべき事項

- 大学全入時代の到来により、進路変更や学業成績不振に悩む学生、修学意欲が低い学生が増加してくることが想定される。
- 健康診断の結果、校医により医療機関を受診することが好ましいと診断されたものに対しては医療機関を受診するよう指導しているが、4割程度がすぐには受診していない。
- 健康教育については、内容に関する参加者の印象は良好であるが、自由参加としているため、参加者数にばらつきが多い。また、禁煙が必ずしも徹底していない。
- 就職・進学関連事業については、学生が就職先の決定及び国家試験対策に可能な限り早い段階からアプローチができるよう、開催時期や内容を工夫する必要がある。
- チューターが不在の場合の対策として、チューター長や学生支援委員長によるサポート体制の強化をする必要がある。
- 経済情勢の悪化に伴い、学費負担が困難な家庭が増加しており、奨学金の人数枠の拡大等を図る必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

（1）効果が上がっている事

- 社会経済情勢の変化などに対応して、学生支援に関する方針を見直すとともに、学生支援委員会を中心に、きめ細かな学生支援対策を講じていく。
- 休学や退学を希望する学生に対して、引き続き、チューター、チューター長、学生支援委員会を中心に教職員が相談・助言を行う。また、学生支援委員会、教務委員会で学業成績不振者及び就学意欲の低下した長期欠席者に対しチューターと共に学修支援を進める。
- 国家試験 100%合格を目指して、国家試験受験に向けた修学支援に取り組む。補習教育に関しては、保健師・助産師・看護師の国家試験模擬試験の結果から教育効果を確認し、その内容や時期について検討し改善していく。
- 定期健康診断については、医療者の一員として、自己の健康管理をしっかりと行えるよう各人が個人カルテを利用できるようなシステムを構築していく。
- 今後も学生に広報を着実にいき、学生の参加を促しながら、これらを継続して実施して行く。

（2）改善すべき事項

- チューターをはじめ全教職員が協力して、学生の学修状況や生活態度の変化から不適應の予兆を早期に察知し、対策を講じていく。
- 健診結果を学生に速やかにフィードバックするとともに、要経過観察者と要精密検査者、要治療者には健康相談員が直接面談するなど、フォローアップを徹底する。
- 健康教育については、講演会の開催日時を学生が必ず大学内にいる時に設定し、出席をとるなどの工夫により、学生の出席率を向上させていく。また、禁煙をサポートする取組みを強化する。
- 就職ガイダンスや病院説明会は、本学の教育プログラムの一環として、講演テー

マや内容を設定する。また、学年を限定せずに全学生が参加しやすい実施時期や時間配分を検討する。

- チューター長や学生支援委員長によるサポート体制の強化をするとともに、学生にも計画的な行動ができるように指導していく。
- 学費負担が困難な家庭の増加に対応して、学生が安心して学業に励むことができるよう、日赤系病院等へ、奨学金の人数枠の増加を働きかける。

4. 資料

- 6-1 平成 25 年度委員会活動報告（既出資料 1-16）
- 6-2 学修ガイドライン「Campus Life HandBook 2014」（既出資料 1-3）
- 6-3 履修取扱要領（大学規程 4-4）
- 6-4 学生の退学・休学の状況（平成 21～26 年度）
- 6-5 チューターの役割（既出資料 4-3-6）
- 6-6 WEB 国試に関するアンケート調査結果
- 6-7 国家試験結果（平成 21～25 年度）
- 6-8 健康診断等の実施状況（平成 21～26 年度）
- 6-9 感染症等の情報提供（大学HP > 学生生活 > 学習・生活・健康サポート体制）
<http://www.jrchn.ac.jp/07lifestyle/support.html>
- 6-10 「就職指導の手引」（平成 26 年度）
- 6-11 就職支援事業（平成 25 年度）
- 6-12 「就職・進学活動内容報告書」
- 6-13 「就職の手引き」
- 6-14 学部卒業生及び大学院修了生の進路状況（平成 21～25 年度）
- 6-15 学部 4 年生及び教職員に対するアンケート調査結果（既出資料 4-1-13）
- 6-16 就職ガイダンスや就職説明会に対する学生の意見

第7章 教育研究等環境

1. 現状の説明

(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

- 学生の学修環境及び教員の教育研究環境の整備については、中期計画（平成26～30年度）において、i) 良好な教育研究環境を維持するための長期的視点にたった施設整備の計画的推進、ii) 情報ネットワークシステムの最適化・再構築、iii) 環境に配慮した施設の整備・管理を、教育研究環境の整備に関する方針を明示している（資料7-1、p.9）。
- 校地・校舎、施設・設備に係る整備については、「施設設備の長期修繕計画」（資料7-2）に基づき、既存の施設設備について適切に維持管理を行うとともに、長期的な展望で施設設備の整備や改修を行っている。

(2) 十分な校地・校舎及び施設・設備を整備しているか。

- 本学は、廿日市市内の宮島を一望できる高台に位置しており、敷地面積は約41,000㎡、校舎面積は約19,000㎡で、大学設置の際に基準とされる敷地面積26,775㎡、校舎面積8,925㎡を十分に満たしている（資料7-3）。

校舎は、管理棟と教育棟の2つに分かれ、中廊下で連絡している。また、キャンパス内には、学生や教職員が集うためのアメニティ豊かな空間を創出し、中庭や廊下などテーブルや椅子を設置している。

管理棟には、事務室に加え、ヒューマン・ケアリングセンター、保健室、非常勤講師室、カウンセリング室などを配置している。ソフィアホール（講堂）は、約550席あり、講演会や式典など活用するほか、地元幼稚園や日本看護協会の総会など地域の行事に開放している。また、管理棟2階には、学長室、事務局長室のほか、大会議室や小会議室を配置し、教授会や委員会を開催している。

教育棟1階から3階には、学生用の食堂、ローカールーム、大講義室4室、小講義室6室、多目的実習室、調理実習室、情報処理室、ラーニングランゲージセンター、看護シミュレーションセンター、看護学実習室（5種類）を整備している。

体育施設としては、体育館に加え、テニスコート（3面）、フィットネスルームを整備している。課外活動のためのクラブ室10室を体育館2階に配置している。

- 教育棟4階には、教員研究室（34室）、助手・助教の共同研究室（4室）をはじめ、大学院共同研究室（2室）や大学院情報処理室（1室）を設けている。また、優先して大学院の講義に利用される演習室（6室、うち4室は間仕切り移動で2室に）も設けている。研究室内は無線LANを整備している。また、大学院生用情報処理室には統計処理用ソフトSPSSをインストールした専用のパソコンを設置している。また、仮想クライアントシステムを利用し、統計処理用ソフトSPSSを学内パソコンでも自宅パソコンからでも無償で利用可能な環境を整備している。大学院共同研究室は、OAフロアとし、パーティションで区分した16台の机を配置し、プライバシーの保護などへの配慮とともに、研究に集中できる環境としている。大学院情報処理室においては、パソコン9台（うち4台には統計解析ソフト）

を設置し、夜間 22 時まで院生に開放している。また、学生には個別に机と椅子を確保し、自由に学修できるように配慮している。

- バリアフリーの設備として、点字ブロック、車椅子で操作できるスロープ、点字でのエレベーターの案内など行っている。
- 施設・設備の管理については、管理業務委託を行い、空調や照明、施設管理を行っている。また、施設設備の点検・更新は定期的に行っている。雨漏りやひび割れなど異常の早期発見に努めている。
- 職場の労働環境を確保するため、労働安全衛生法第 18 条の規程により衛生委員会を設け、事務局長を委員長として健康の保持増進や疾病の予防に努めている（資料 7-4）。同法第 13 条の規程により衛生管理者を選任・配置している。さらに同法第 13 条の規程により、産業医を選任し、健康管理を行っている（資料 7-5<資料 16 >）。また、平成 26 年度には、「心の健康問題により休業した職員の職場復帰支援プログラム」を整備した（資料 7-6）。
- 消防計画を定め、消防訓練を定期的実施している（資料 7-7、7-8）。
- 施設・設備に整備・更新については、毎年の予算編成や中期計画策定時に検討している。

(3) 図書館、学術情報サービスは十分機能しているか。

- 図書館は、床面積は 1,199 m²、収蔵可能冊数は 10 万冊である。現在約 6 万冊の蔵書は、図書はオープン書架へ、雑誌のバックナンバーは集密書庫へそれぞれ配架している。図書館の閲覧席は、一般閲覧席 100 席、共同学習室 24 席、個人学習室 4 席、総席 128 席である。図書館資料を使用してグループで学修するための学習室が 4 室、個人が学修するための学習室が 4 室設置されている。無線 LAN 環境がすべての部屋に整備された。AV コーナーは 4 ヶ所、各席 3 個の合計 12 個のヘッドフォンを使用してビデオと DVD を視聴する環境となっている（資料 7-9、資料 7-10 p.84）。
- 図書、学術雑誌、電子情報等の整備に当たっては、文献の活用状況の調査、教職員による購入希望の文献調査、学生希望による購入など、学生及び教職員の学修ニーズに対応して整備を進めている（資料 7-11）。また、情報化社会における情報の収集・活用能力を高めるため、インターネットなどを利用した資料・情報の検索等についてのガイダンスの充実を図っている（資料 7-12）。担当教員と連携をとりながら、学年に対応した到達目標を考慮した内容の講習会を実施している。講習会終了後に質問紙調査を行い、講習会実施の効果を検証している。
- 平成 26 年 3 月末現在の蔵書数は、63,235 冊である。平成 25 年度に受け入れた蔵書は、和書 2,532 冊、洋書 203 冊、視聴覚 41 点、合計 2,776 冊であった。図書購入費については、平成 25 年度における図書購入費は、1,140 万円である。内訳は、図書 397 万円、雑誌 408 万円、データベース 310 万円、製本 25 万円となっている。図書は、領域別（一般・専門基礎・専門）選書 187 万円、図書館選書が 210 万円（視聴覚資料 70 万円を含む）となっている。また、図書館の利用状況はたいへん活発で、学生一人当たりの年間貸出冊数は 34.3 冊である。（資料 7-11）

学術雑誌については、平成 26 年 3 月現在、継続購入中の雑誌は 133 誌で、うち 40 種が洋雑誌である。継続購入雑誌については、購入雑誌の利用状況を把握するために、雑誌利用頻度調査を実施するとともに、教員対象のアンケートを実施し、次年度の購入雑誌を決定している。

電子情報等のデータベースについては、医学中央雑誌 WEB、CINAHL with Full Text 等の契約データベースをホームページに掲載し、大学内であればどこからでもアクセスできる環境を提供している。また、研究を支援するため、電子的資料・データベースサービス等を一層拡充するとともに、インターネットを活用した図書館の諸サービスの情報システム化を推進している。

- 図書館の運営体制については、司書資格を有する常勤の司書 2 名、非常勤の司書 1 名、夜間アルバイト職員 1 名を配置している。司書資格を有する常勤職員は、文献検索講習会の実施や展示会の企画等、学修、教育、研究を支援している。開館時間は、月曜日から金曜日は、午前 9 時から午後 8 時、土曜日は午前 9 時 30 分から午後 5 時となっている（資料 7-10、p. 80-83）。
- 図書館システムについては、WEB 上で貸出状況のチェック、図書の予約、予約図書の返却通知、在学中の貸出履歴の参照等、利用者の情報アクセス環境が整備されている。図書館システムは、平成 23 年 10 月の大学全体のシステム更新時にバージョンアップを行い、入館システムと貸出システムは IC カード対応となった。ホームページからは、マイライブラリ機能により、貸出状況のチェック、図書の予約、予約図書の返却通知、在学中の貸出履歴を参照することができる。また、予約図書の返却通知及び延滞図書の督促については、Gメールによる配信サービスを実施している。
- 情報検索設備については、平成 23 年 10 月にシステム更新し、利用者端末は 19 台となった。そのうち、5 台は蔵書検索専用、14 台は学生利用端末となっている。システム更新を機に、図書館内の無線 LAN の環境を整備した。
また、学年別に文献検索方法の学修支援として文献検索ガイダンスを年複数回実施している。平成 24 年度からは、新カリキュラムに対応し、「基礎ゼミ」において全学生が参加する文献検索講習会を開催している（資料 7-12）。
地域貢献の一環として、平成 19 年度から図書館司書が地域の看護職を対象に文献検索ガイダンスを実施している。講習会実施の効果を検証するとともに、参加者のニーズを把握し次年度の講習会開催に反映させるために、講習会終了後に質問紙調査を行っている。例えば、平成 25 年度には、アンケートの意見により、講習会終了後に課題解決編を導入した（資料 7-13）。
- 学術研究と教育の成果を地域社会に還元し、知的・文化水準の向上に寄与するために、提供し得る範囲で図書館を開放している。
- 国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムの整備については、国立情報学研究所（NII）の目録システム（NACSIS-CAT）に参加し、国内の教育研究機関との間で学術情報の相互提供を実施している。図書館ホームページ上に「蔵書検索（OPAC）」を設け、図書館からも研究室からも自宅からも、いつでもどこでも利用者が蔵書を検索できる環境を提供している。また、本学に所蔵が

ない場合は、広島県内の図書館の所蔵状況を表示し、広島県内に所蔵がない場合は、次に国内の所蔵機関の状況を提供している。本学で所蔵のない場合でこの文献を手に入れたい場合は、検索結果画面からマイライブラリに入り文献複写依頼申込をインターネットに接続したパソコンから手続きができるように環境を整備している。

- 大学の研究成果を広く世界に発信するため、広島県大学図書館協議会を母体とする広島県大学共同リポジトリ（HARP）に参画し、広島県内の複数の大学（平成26年5月1日現在16機関が参加）で共同運営によりリポジトリを構築している。平成20年度は研究紀要の登録を開始し、平成21年度からは科学研究費報告書の登録を開始した（資料7-14）。平成26年3月現在の機関リポジトリの登録数は161件、コンテンツは紀要と科研費報告書となっている。平成24年度年間ダウンロード数は11,056件であった。
- 図書館・学術情報サービスのあり方については、図書委員会や情報センター運営委員会で検討している（資料7-5<資料8・9>）。

（4）教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

- 本学の教育課程は講義のみでなく、看護学の演習や実習という授業形態である。教育方法として、講義形式だけでなく、グループワークや少人数教育（ゼミ形式）、視聴覚やコンピューターを活用した教育設備を整えている。また、看護シミュレーション教育のための施設・設備の充実に取り組んでいる（資料7-15）。

施設・設備としては、1学年最大150人程度の学生を収容できる大講義室4室、机や椅子が可動式でグループワークが可能な講義室5室、演習室8室、視聴覚教室1室、パソコン設置の情報処理室2室、看護学実習室3室が整備されている。また、学生の自己学修支援のために、演習室とは別に自習室があり、図書館にも学習室が整備されている（資料7-15）。

- 大学院生に将来の指導者としての研鑽を積む機会を提供することにより、資質の向上を図ることを目的として、大学院生による看護学部の学生を対象に講義または演習を実施している。「教育・研究者コース」の大学院生が、専攻している看護学領域の専門科目の講義、演習を科目担当教員の指導のもとに学部生に実施している（資料7-16）。

また、学部生の演習科目で技術教育の支援として、平成21年度から臨床看護師が参加する学修サポート制度（赤十字看護教育サポーター）を取り入れ、実習施設から多数の看護者の協力を得ている（資料7-17）。

なお、リサーチ・アシスタント（RA）の制度は、設けていない。

- 本学の教育の特色の一つとして、平成21年度より大学教育・学生支援推進事業 学生支援推進プログラムにおける事業の一つとして、OSCE（客観的臨床能力試験）の導入に取り組んできた。平成22年度から実習前OSCE、卒業前OSCEを実施し、評価協力者として、実習施設の実習指導者や看護師の協力を得ている（資料7-18）。
- 教員の研究支援については、平成26年度の研究費予算は、個人研究費18,831千円、研究旅費1,000千円、共同・奨励研究費3,000千円であった。個人研究費は、

経営会議で配分を決定し、教授会に報告した後、職位に応じて各教員に分配している（資料 7-19）。平成 26 年度の個人研究費の教員割り当ては、学部を担当する教員において、教授 435 千円、准教授 350 千円、講師 265 千円、助教 245 千円、助手 225 千円であった。大学院を担当する教員において、主研究指導一人あたり 60 千円、副研究指導一人あたり 30 千円であった。さらに、活動状況に応じて個人研究費の追加配分を行っている。平成 24 年度の個人研究費執行率は、概ね 80%以上である（資料 7-20）。

- 研究旅費は、国内の学会のシンポジスト、座長及び演者として役割を持って参加する教員に対し当該年度につき 1 回に限り研究旅費として上限 5 万円を支給している。研究旅費の執行状況は年々、増加傾向にあることから、研究費予算内での執行を鑑み、平成 26 年度から対象とする教員を講師以下とした（資料 7-19）。また、共同研究費は、本学の研究者を育成する目的で、奨励研究費及び共同研究費の助成の制度を設けている。奨励研究費は本学の教員が 1 人で研究をする際に、共同研究費は本学の教員が研究代表者として共同研究をする際に、研究費として助成されるものである（資料 7-19）。
- 学外からの研究費として科研費等の申請を推進するために、FD/SD 委員会が研究計画書並びに申請書の書き方などの学内説明会を年 1~2 回、実施している。他の外部資金獲得についても、研究助成の募集があるたびに教職員ポータルに掲示板を使用して、随時情報が共有できるようなシステムをとっており、各教員が助成金等の情報収集をしながら、研究テーマに即して申請している（資料 7-21）。
- 研究室の環境については、講師・准教授・教授は、個人研究室を使用している。助手・助教は全 4 室を各室 5~6 人で使用している。また、共同研究室（全 4 室）を設け、会議や演習、学生の面接場所として使用している。教授、准教授、講師用の個人研究室については約 28~43 m²、助教・助手研究室については約 47~56 m²、共同研究室については約 28 m²の面積を確保するとともに、各室ごとに給湯設備や冷蔵庫を設けている。教育研究を行うための備品として、書架、デスク、椅子、パソコンなどを整備している。また、学生や訪問者との対応のために、テーブルと 6 脚の椅子が設置している。併せて、各研究室において LAN 設備を完備している。
- 研究専念時間の確保については、教員は、講義、演習、実習等の教育、学会や研修活動、委員会や会議活動、他施設の講師や職能団体への貢献といった社会活動を行っている。このような状況の中で、研究専念時間は、他の職務を並行し、工面をしながら確保している。
- 教育・研究を支援する環境や条件の整備については、毎年の予算編成や中期計画策定時に検討している。

(5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

- 平成 18 年度に「看護研究における倫理指針」（日本看護協会）、臨床研究における倫理指針」（厚生労働省）、「疫学研究に関する倫理指針」（文部科学省・厚生労働省）などを遵守することを前提として、研究倫理審査要項（資料 7-22）に基づき、研究倫理審査委員会（資料 7-23）を設置し、研究倫理の審査を開始した（資料 7-5<資

料 14>)。

平成 21 年度より研究倫理審査委員会が大学院生の特別研究についても倫理審査を担当することになり、同年 5 月に倫理審査に必要な諸書類の検討・作成をおこなった。なお、研究倫理審査申請書を提出するに当たり、どのような評価項目及び基準が必要なかがわかりやすいように、倫理項目を具体化し申請者がチェックして提出できるように「チェックリスト」を作成した(資料 7-24)。

また、利益相反管理ポリシー(資料 7-25)を定めるとともに、利益相反管理委員会を設置し、本学における利益相反に係る管理体制を整備した(資料 7-26)。

- 教職員の研究倫理審査は、毎月 1 回締め切りを設け、定期的に審査している。研究倫理に問題点があった場合、審査結果と詳細な内容について提出者に文書で通知し、申請者が加筆・修正後に再審査を行っており現在まで研究倫理上の問題は発生していない。(資料 7-27、7-28)

大学院生の研究倫理審査については、毎年 4 月の入学時に、研究倫理審査の手続きについて予め審査手順、審査内容、提出書類に関するオリエンテーションを行っている。(資料 7-5<資料 14>)。審査の方法は、提出された申請書に対してそれぞれ研究倫理審査委員を 2 名配置し、事前に審査した後、委員会で改めて全員で審査を行っている。「要望付き合」の場合は、研究倫理審査結果報告書に書かれている修正箇所を主研究指導教員が指導し、学生が修正を行い、研究倫理審査委員会で再審査している。

2. 点検・評価

教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、キャンパスや図書館などの教育研究施設を整備している。また、教育研究等を支援する環境や条件の整備に努めており、基準 7「教育研究等環境」を充足している。

(1) 効果が上がっている事項

- 教育研究等環境については、開学時に必要な校地・校舎及び施設・設備の整備されており、中長期的な方針に基づく計画的な施設・設備の更新が行われている。
- 図書館は、学生・教職員に対して、学修・教育・研究上必要な資料や学術情報の収集、整備及び提供している。図書、学術雑誌、電子情報等については、学生及び教職員の学修ニーズに対応して整備を進めている
- 国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムの整備については、国立情報学研究所(N I I)の NACSIS-ILL システムに接続・参加してしている。
- 平成 23~25 年度における大学院生による学修環境の整備状況に関する評価は、概ね「満足・やや満足」の評価が多かった(資料 7-29)。
- 個人研究室は講師以上の教員全員に整備され、教育研究に専念する環境は整えられている。教育研究棟 4 階に全教員の研究室が設置されており、教員間のコミュニケーションは図りやすい環境である。
- 個人研究費の配分額は減額することなく維持できている。外部資金の獲得については多いとは言えないが、科研費申請は毎年全教員が申請できるよう説明会を開催し、多くの教員が申請を行っている。

- 研究倫理を遵守については、研究には倫理審査が必要であるということが、教員に浸透してきており、研究倫理を遵守する意識も醸成されている。研究倫理上問題があると考えられた研究計画書には、委員会から改善案を提案し、申請者は、委員会です承が得られるまで、研究計画の変更・改正に努めている。

(2) 改善すべき事項

- 学生の主体的な学修を育む、アクティブ・ラーニング環境の整備を進める必要がある。
- 少人数教育の対応のために演習室等が整備されているが、授業や演習が重複した際に、一度に同時間に使用できないことから演習室の使用が困難な場合がある。現在は、空いている講義室等を使用して対応しており、改善が必要である。
- 看護シミュレーションセンターを活用することより教育の充実を図っているが、現在は人形やベッドを設置した状態であり、学生が演習するには十分な空間がとれない配置となっている。また、シミュレーション教育の更なる充実のため、追加機器等の整備が必要となってきた。
- 教員へのアンケート調査（資料 7-32）で、「研究のための時間は確保しやすいですか」という問いに対して、66.7%の教員が「そうは思わない」、27.8%の教員が「どちらかというそうは思わない」と答えており、教員の研究時間の確保が大きな課題である。
- 研究倫理の審査申請が増加傾向にあり、申請者への回答まで 1~2 ヶ月を要しているため、迅速な審査体制を整える必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

- 教育研究等環境の整備に関する方針・計画を明確にし、中長期的観点から計画的に施設・設備の整備を進める。
- 時代に応じた必要な図書や学術雑誌の充実、学術情報サービスの機能充実をはかるための方策を検討していく。特に、電子ジャーナルの配信と印刷媒体による図書整備とをどのように組み合わせるのが効果的か検証していく。また、図書館の開館日時のある方について、検討していく。
- 他大学との相互協力については、NACSIS-ILL の参加館として、文献複写料金相殺サービスの加入を実現し、大学間相互協力関係を構築し、他館及び自館の利用者に迅速な資料提供を継続して実施する。
- FD研修を通じて、各教員の学会発表 1 件/年、論文投稿 1 件/年を目標に、研究に積極的に取り組む機運を醸成する。
- 研究倫理の遵守のため「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 27 年 4 月摘要）に沿って FD研修を実施する。

(2) 改善すべき事項

- 学生の主体的な学修を育むアクティブ・ラーニングについて、そのあり方を検討し、必要な施設整備を行う。
- 演習室の不足に対応するため、机が固定されている講義室を順次、移動できる机

と椅子の講義室にリニューアルする。

- 看護シミュレーションセンターを活用した教育やOSCEが円滑かつ効果的に実施できるよう、空間の確保及び使用上の工夫などを行う。また、老朽化したAVコーナーの再生機器等を更新する。
- 教員が積極的に研究活動を行えるよう、研究室の環境を今後も維持していくとともに、教員が研究に専念できる時間の確保のための方策を検討し、必要な措置を講じる。
- 研究倫理審査が増加傾向に対応して、迅速に審査できる体制を整える。

4. 資料

- 7-1 日本赤十字広島看護大学中期計画（既出資料 1-5）
- 7-2 施設設備の長期修繕計画
- 7-3 施設配置図
- 7-4 衛生委員会規程（大学規程 2-12）
- 7-5 平成 25 年度委員会活動報告（既出資料 1-16）
- 7-6 職場復帰支援プログラムの概要
- 7-7 消防計画書
- 7-8 消防訓練の実施状況（平成 21～26 年度）
- 7-9 図書館の概要
- 7-10 学修ガイドライン「Campus Life HandBook 2014」（既出資料 1-3）
- 7-11 図書・学術雑誌、電子情報等の整備状況（平成 21～25 年度）
- 7-12 文献検索ガイダンス・講習会の開催状況（平成 21～25 年度）
- 7-13 看護職対象文献検索ガイダンスの実施状況（平成 21～25 年度）
- 7-14 リポジトリダウンロードの状況（平成 21～25 年度）
- 7-15 主な教育研究施設・設備の概要
- 7-16 TA（ティーチング・アシスタント）制度の概要と導入状況（平成 25 年度）
- 7-17 学修サポート制度の概要と実施状況（平成 25 年度）
- 7-18 OSCEの実施状況（平成 21～25 年度）
- 7-19 個人研究費、研究旅費、共同・奨励研究費の配分基準
- 7-20 研究費の配分・執行状況（平成 21～26 年度）
- 7-21 科学研究費等の外部資金研究費の採択状況（既出資料 3-36）
- 7-22 研究倫理審査要綱
- 7-23 研究倫理審査委員会規程（大学規程 2-11）
- 7-24 修士（看護学）学位論文倫理申請書類提出時のチェックリスト
- 7-25 利益相反管理ポリシー（大学規程 2-14）
- 7-26 利益相反管理委員会規程（大学規程 2-13）
- 7-27 教職員研究倫理審査委員会審査結果報告
- 7-28 研究倫理の審査状況（平成 21～25 年度）
- 7-29 平成 25 年度大学院授業評価アンケート結果の概要（既出資料 3-35）
- 7-30 学部 4 年生及び教職員に対するアンケート調査結果（既出資料 4-1-13）

第8章 社会連携・社会貢献

1. 現状の説明

(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

- 本学の社会との連携の基本方針は、「本学の教育・実践・研究機能を学外に開き、社会との連携・協力しながら、地域の保健医療福祉に貢献する社会資源として活用できる生涯学習拠点として活動する」と定めている。この基本方針に基づき、次の3点を重点として、社会との連携・協力に取り組んでいる（資料8-1）。
 - i) 赤十字施設ならびに実習施設など地域の保健医療施設と連携・協力し、専門職を対象にニーズに合った生涯学習の機会を提供する。
 - ii) 廿日市市との包括協定を活かして、地域住民を対象にニーズに合った生涯学習の機会を提供する。
 - iii) 自治体と連携・協力し、地域住民の健康の保持増進に寄与するための健康学習と支援体制の仕組みを作る。
- 推進組織として、本学の教育・実践・研究機能を学外に開き、地域の保健医療福祉に貢献することを目指して、平成21年4月にヒューマン・ケアリグセンターを開設し、センター内に地域支援室と認定看護師教育室を設置し、活動している。
センターにおける事業の企画・運営は、センター長（学長兼任）のリーダーシップのもとに、教員で構成される地域支援推進委員会と認定看護師教員会で行っている。センターには専任の職員を1名配置している。センターの組織及び運営は「ヒューマン・ケアリングセンター規程」（資料8-2）、「センター長選考規程」（資料8-3）「地域支援推進委員会規程」（資料8-4）「認定看護師教員会規程」（資料8-5）の各種規程に定めて、行っている。
- 平成25年度に、将来に向けた発展方策を検討し、「本学が地域共助の拠点になるよう、地域と大学が知を共有することによる地域健康力の増進を目指すこと」を今後の方針として、明確化した（資料8-6）。
- 本学教職員への基本方針の明示と共有については、ヒューマン・ケアリングセンター地域支援室の年間活動計画の配布、教員会議における地域支援室長の説明により周知している（資料8-7）。また、学外者への方針の明示は、本学ホームページに掲載し、広く周知している（資料8-8）。
活動状況については、教職員には、年度ごとに活動報告書を作成して配布し周知している（資料8-1）。学外者へは、各事業が終了するごとに、本学ホームページにブログ記事を掲載し、周知している。また、地元である広島県及び廿日市市のマスコミに積極的に情報提供をし、広報誌や新聞に各事業の記事が掲載されるよう働きかけている。
- 地元自治体・病院との連携については、産・学・官との連携した活動の実践として、平成21年5月に大学が立地している廿日市市との包括協定を締結した（資料8-9）。平成22年からは年に1~2回程度の会議をもち、お互いの相互理解と協力関係について強化している。廿日市市では、地域住民の高齢化を踏まえた健康の保持・増進への寄与を要望しているため、本学では看護系大学としての特性を生かし

た活動を行っている。

平成 21 年度には、本学と廿日市市、そして廿日市市の中核病院である J A 広島総合病院の三者で包括的連携協定（以下「三者協定」という。）を締結し（資料 8-10）、J A 広島総合病院の看護継続教育などに協力している。

平成 24～25 年度には、廿日市市と協働して「阿品台いきいきプロジェクト」を立ち上げ、阿品台地域の住民の健康力と地域力の活性化に取り組んだ。なお、このプロジェクトは、事業費の半額について廿日市市から経済的支援を受けて実施した（資料 8-11）。また、平成 26 年度より、廿日市市が主催する国際活動に、学生がボランティアとして積極的に関わるよう、情報を収集し、学生に提供している。

- 国際交流については、「国際的な視野で教員と学生の研究・教育活動を促進・援助する。海外の機関との研究・教育活動の分野で関係を深め、持続する」との方針のもとで、次の 3 点を重点として取組みを進めている（資料 8-12）。

- i) 本学の国際活動に関する情報を国内外へ発信する。
- ii) 学生の国際活動への関わりを促す。
- iii) 教員の国際的な研究や学問的な活動を促進し、その援助を行う。

- 本学独自の国際活動、学生が関わる国際活動、そして、教員の国際的な研究や学問的な活動の促進に関しては、国際交流委員会が担当している（資料 8-13<資料 7>）。平成 21 年～22 年には、スウェーデンからの日本赤十字看護大学への交換留学生 2 名を受け入れている。また、平成 23 年から平成 25 年には、韓国の慶南大学校看護学科の学生が本学を訪問し、学生と交流を行っている（資料 8-14）。

国際的な教育交流を推進していくために、国際的な看護や救援活動の観点から、著名な研究者・教育者による特別講演会を毎年開催している。また、コロラド大学との学術協定を平成 24 年度に締結した（資料 8-14）。さらに、海外での学会の情報を収集し、教員に広報することによって、国際学会への積極的な参加を促している。

（2）教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

- 教育研究の成果を社会へ還元していくため、地域支援室では、看護職を中心とした専門職対象ならびに地域住民対象の研修会を行っている。研修会等開催回数は年々増えており、参加人数も増えている（資料 8-15）。

専門職対象研修会等の主なものは、中四国赤十字関連施設・看護継続教育研修会、摂食・嚥下認定看護師教育課程公開講座、看護管理カンファレンス、看護リーダー研修会である。地域住民対象研修会等の主なものは、公開講座、救急法講習会である（資料 8-15）。

- 三者協定に基づく J A 広島総合病院への支援として、平成 24 年度に J A 広島総合病院看護職の学位取得を支援するため、放送大学受講による単位取得支援や本学の科目等履修についての研修会（3 回）を開催し、希望者には個別に履修指導を実施した。また、継続教育の支援として平成 25 年度に看護倫理に関する研修会を 2 回開催し、101 名の参加者があった（資料 8-15）。

- 地域支援室活動における平成 25 年度の公開講座等の開催数は、地域支援室企画が 54 件、教員が自主的に行う自主企画が 9 件であり、集客数の合計は 2,662 名であっ

た。その他、廿日市市認知症高齢者支援会議への参加（1回/2ヶ月）及び認知症シンポジウムの共同企画（1回/年）、生涯学習フェスティバルへの参加（1回/年）、地域からの依頼による講師派遣、木工事業への介護用品等のアイデアの提供も行っている（資料8-1）。

- 認定看護師教育室では、西日本で唯一となる摂食・嚥下障害看護に関する認定看護師養成を行い、看護専門職者に対してより高度な知識と技術の提供をしている（資料8-16）。平成21年度から平成26年度までで95人の修了者を出し、そのうち91名が摂食・嚥下障害看護認定看護師の資格を取得して、看護実践の場で活躍している（資料8-17）。
- 地域支援室や認定看護師教育室での各事業への参加を広く得るために、研修会等のチラシを作成して、専門職対象事業は医療機関や教育機関に配布し、地域住民対象事業は行政・市民センター・町内会などに配布している。また、本学ホームページに案内記事を掲載している。本センターにおける事業終了後は、活動実績を広く学内外に周知するために、ホームページに活動報告を掲載し広報に努めている（資料8-18）。
- 本学の特色ある取組みの一つである阿品台いきいきプロジェクトについては、地域住民への広報活動、地域のまつりへの学生ボランティアの参加、地域看護学実習の地区診断として導入が開始され、順調に活動が進行している。住民と学生の交流は、阿品台住民の生き甲斐を活性化させ、学生の人間関係の形成力にも効果を発揮している。

平成24～25年度は、阿品台いきいきプロジェクトにおいて、大学・住民・廿日市市の連携強化により交流が深まった。また、廿日市市で開催される生涯学習フェスティバルと健康フェスティバルに出展し、300人～1,500人の大規模イベントにおいて、地域住民の健康管理・保持増進について貢献している。さらに、阿品地区の救急法講習会への協力依頼を受け、本学教員が大学院生や学部生ボランティアの参加協力を得て、地域住民の希望に添った講習会を実施し、地域住民との交流を促進すると共に地域の減災対策の一翼を担っている。

阿品台いきいきプロジェクトを地域看護学実習の機会にすることで、地域住民が本学の教育に参加・協力できる機会を提供している。また、JA広島総合病院との連携として、同病院の看護師が本学の演習や実習前OSCE（客観的臨床能力試験）に参加して、同病院と本学の連携による教育を推進している。

- City College（広島市主催）に平成23年度から4～5回のシリーズで公開講座を行っている。看護系大学の教員の強みや特色を活用したプログラムを作成し、広島市の中心部で開講している（資料8-19）。さらに、平成26年度には、中国新聞文化セミナーを4回シリーズで開催した（資料8-20）。
- 平成21年にヒューマン・ケアリングセンターを開設して以来、地域支援推進委員会が年度末に地域支援室活動報告書を作成し、教職員に配布して周知することにより、より効果的・効率的な活動へと改善している（資料8-1）。また、適切性の検証では、参加者のアンケート結果の基づき、経営会議、教授会、研究科委員会、教員会議などで検討を行い、次年度の活動に反映している。

- 教育研究の成果を適切に社会に還元しているかについての検証は、毎月実施している地域支援委員会の事業評価を毎年度末に実施している（資料 8-1、p.19）。

2. 点検・評価

社会との連携・協力の拠点となるヒューマン・ケアリングセンターを設置し、本学の教育研究の成果を積極的に社会に還元しており、基準 8「社会連携・社会貢献」を充足している。

(1) 効果が上がっている事項

- 社会との連携・協力に関する方針については、大学ホームページなどで学内外に周知できている。社会との連携・協力に関する部署として、ヒューマン・ケアリングセンターを設置し、活動を集約していることにより、社会との連携・協力を行う部署が一元化でき、スムーズな活動に繋がっている。
- センターを設置して以降、教育研究の成果を社会に提供するよう努め、各事業は定着してきた。各事業を進める中で、地域の少子・高齢化に対応するべく、これからは自助・共助を主体とした活動に転換する必要性が明らかになってきた。
- 研修会等の開催について、専門職を対象とした事業においては、各研修会・公開講座等に対して、臨床看護師や看護教員を中心として 200 名前後の専門職の参加を得られた。参加者アンケートの結果においても、「満足した」が 80～90%であり、専門的な知識や技術の提供をすることで、目的を達成することができた。
- 地域住民を対象とした公開講座に対しても、約 200 名の参加を得られた。参加者アンケートの結果においても、「満足した」が 80～90%であり、社会への貢献としての目的を達することができた。
- 地元自治体等との連携については、平成 21 年の廿日市市との包括協定後、同市福祉保健部との連携を密にして地域住民の健康保持、増進に係る活動を実施し、平成 24・25 年度には阿品台いきいきプロジェクトの実施へ発展し、成果を得ている。また、同市環境産業部と木工事業の商品開発への取組みをスタートし、連携関係を構築しつつある。
- 地域社会との連携・協力の推進や教育研究の成果の社会の還元などに取り組んだことにより、平成 25 年度及び 26 年度において文部科学省「私立大学等改革総合支援事業」のタイプ 2「特色を発揮し、地域の発展を重層的に支える大学づくり」に採択された（資料 8-21）。

(2) 改善すべき事項

- 地域支援室や認定教育課程に所属している教員は、大学内の教育研究活動を行いながら兼務をしている状況である。教員の教育研究活動と社会連携・貢献活動を両立させていくことが課題である。
- 木工事業については、アイデアを提供しているが、商品開発に当たっては時間を要することもあり、商品化されたものはまだ 1 件しかない。今後は、廿日市市との連携を取りながら、商品開発に貢献できるようにしていくことが課題である。
- 国際的にテロ活動が活発化している。国際看護学演習に参加する学生・教員の安全を確保し、演習を実施する必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

- 廿日市市等とより一層の連携を持ちながら、地（知）の拠点として、地域支援室と認定看護師教育課程を主体として、社会連携・貢献活動を展開する。
- 公開講座等を年間 30 講座、参加者数 3,000 人を目標に、ヒューマン・ケアリングセンターの事業について、地域の広報誌やラジオ等を活用した広報活動を展開する。

(2) 改善すべき事項

- 教員の教育研究活動と社会連携・貢献活動を両立できるよう、全教員が参画する社会連携・貢献活動を推進する。
- 廿日市市との連携を取りながら、地域の商品開発に貢献するよう努める。
- 日本赤十字社や現地の関係機関との連携を密にして、学生・教員の安全確保を図りながら、国際看護演習を推進する。

4. 資料

- 8-1 平成 25 年度地域支援室活動報告書
- 8-2 ヒューマン・ケアリングセンター規程（既出資料 2-7）
- 8-3 ヒューマン・ケアリングセンター長選考規程（大学規程 3-8）
- 8-4 ヒューマン・ケアリングセンター地域支援推進委員会規程（大学規程 2-28）
- 8-5 ヒューマン・ケアリングセンター認定看護師教育課程教員会規程
- 8-6 ヒューマン・ケアリングセンターの今後の方針
- 8-7 平成 26 年度地域支援室活動計画
- 8-8 ヒューマン・ケアリングセンターの概要（大学HP＞ヒューマン・ケアリングセンター）
<http://www.jrchcn.ac.jp/04human/index.html>
- 8-9 廿日市市との包括協定書
- 8-10 廿日市市・JA広島総合病院との三者協定書
- 8-11 「阿品台いきいきプロジェクト報告書」
- 8-12 国際交流の推進方針
- 8-13 平成 25 年度委員会活動報告（既出資料 1-16）
- 8-14 国際交流活動の状況（平成 21～25 年度）
- 8-15 公開講座、研修会等の開催状況（平成 21～25 年度）
- 8-16 認定看護師教育課程の概要（既出資料 2-10）
<http://www.jrchcn.ac.jp/04human/cns.html>
- 8-17 認定看護師教育課程の受講状況（平成 21～26 年度）
- 8-18 地域支援室の概要（大学HP＞地域支援室）
<http://www.jrchcn.ac.jp/04human/region.html>
- 8-19 シティカレッジの開催実績（平成 21～26 年度）
- 8-20 中国新聞文化セミナーの開催状況（平成 26 年度）
- 8-21 平成 26 年度私立大学等改革総合支援事業の申請状況（タイプ 2）

第9章 管理運営・財務

9-1 管理運営

1. 現状の説明

(1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

- 中長期的な管理運営方針の策定については、日本赤十字学園第二次中期計画（平成26～30年度、資料9-1-1）に基づき、本学の中期計画（平成26～30年度、資料9-1-2）を策定している。

この計画では、本学の理念・目的と本学を取り巻く環境変化を踏まえて、本学が目指すべき姿を明らかにした上で、その実現に向けて、「教育の充実・強化」「研究の充実・強化」「知の拠点としての大学の機能の発揮」「業務運営の改善」の4つの分野について、取り組むべき施策を明示している。また、この計画に基づき、年度ごとの事業計画（資料9-1-3）を策定し、その実績を毎年度、点検・評価し、その翌年度の事業計画の策定、予算編成に反映することとしている。

- これらの計画の策定及び実績の点検・評価にあたっては、教育の質保証委員会（資料9-1-4）や自己点検・評価委員会（資料9-1-5）を中心に、学内の各種委員会等で検討・協議した上で取りまとめを行い、教員会議や事務局連絡会議において説明するとともに、学内情報システム「教職員ポータル」に掲載し、教職員への周知と情報共有を図っている。
- 意思決定プロセスや権限と責任については、学園寄附行為（資料9-1-6、第6条～27条）や学園理事会業務委任規程（資料9-1-7）、学園看護大学規程（資料9-1-8、第8条～13条）などにおいて、意思決定にかかる職制や組織を定めている。組織分掌規程（資料9-1-9、第13条～14条）に基づき、経営に関する重要事項について審議する「経営会議」を、また、専ら教学関係について学部や研究科内の意見を取りまとめる「教授会」「研究科委員会」を置き、大きくは、「各種委員会等→教授会・研究科委員会→経営会議→学長」という意思決定プロセスを明確に定めている。
- 法人組織（理事会等、資料9-1-10）の権限と責任については、学園理事会業務委任規程（資料9-1-7、第2条～4条）において明確に定めている。また、大学の管理運営責任者である学長の責任と権限は、学園理事会業務委任規程（資料9-1-7、第5条）において明確に定められている。具体的には、理事会権限のうち、収支予算及び決算の承認、事業計画、借入金、学則等の変更、重要な契約などの理事会や常務理事会の業務を除く業務は、学長に委任され、その責任と権限が明確になっている。
- 教授会や研究科委員会は、組織分掌規程（資料9-1-9、第14条）に基づき、授業科目の編成、単位、履修に関することや学生の募集、入学・退学・休学等に関すること、卒業認定・学位の授与に関すること、学生の保健・生活の指導に関すること等、教育研究や学生にかかる事項について審議している。

(2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

- 本学の管理運営に関する諸規程の主要なものは、学園寄付行為（資料 9-1-6）をはじめに、多くは日本赤十字学園が設置する 6 大学共通の規程として、平成 21 年 3 月に全面・一部改正もしくは準則として制定された。これを受けて、関係規程を平成 21 年 4 月に改正するとともに、その後も必要な改正を行っている。具体的には、学則（資料 9-1-12）や大学院学則（資料 9-1-13）、組織分掌規程（資料 9-1-9）、職員就業規則（資料 9-1-14）などの管理運営に係る諸規程を改正し、学長の業務決定をたすける審議機関である経営会議や各種会議・委員会の運営等をはじめ、職員の人事サービス、施設管理などの管理運営全般にわたって必要な規程を整備している。

大学の管理運営に当たっては、これらの規程に基づいた管理運営に努めるとともに、教職員向けの学内情報システム（資料 9-1-15）や学生用のハンドブック（資料 9-1-16、p. 90-159）により、教職員や学生に必要な情報を周知している。

- 学長と学部長・研究科長の権限と責任については、学長の行う職務について、学長を補佐するとともに、学長の命を受けて、学部長は教授会の議長並びに学部の教学に関する事項を、研究科長は研究科委員会の議長並びに研究科の教学に関する事項を担当することを分掌化して、権限と責任を明確にしている（資料 9-1-8、第 9 条）。なお、学長決裁事項のうち比較的軽微な決裁権限の一部について、伺い定めにより学部長・研究科長が代行できる内規（資料 9-1-17）を定め、学長の事務負担を軽減する措置をとっている。

- 学長の任免については、学園本部の理事会の同意を得て、理事長が行う（資料 9-1-8、第 8 条）。学長の選考については、学長候補者選考委員会を設置し、委員長を務める理事長と理事会選出委員 3 名、学長が教職員から経営会議の議を経て選出した委員 3 名の計 7 名の委員により選考することとされ、学園本部と大学の意向を反映しながら選考する体制となっている（資料 9-1-18）。

学部長及び研究科長の任命については、学園看護大学規程（資料 9-1-8、第 8 条）により、学長の意見を聴いて理事長が行なっている。学部長及び研究科長の選考については、選考規程（資料 9-1-19、9-1-20）により、それぞれ学長と所属の専任教授 3 人の計委員 4 人で構成する選考委員会において候補者を選考し、経営会議の議を経て学長から学園理事長に報告している。なお、学部長及び研究科長は、経営会議の構成員として本学の管理運営そのものを担う重要な職であることから、それまでの教授会又は研究科委員会構成員による選挙方式から、平成 23 年 12 月に学長の選考と同様な選考委員会方式に変更している。

(3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分機能しているか。

- 事務組織の構成と人員配置については、事業計画や課題に対応して、毎年見直している。学生募集対策や地域貢献事業の強化充実等の課題に対応するため、平成 21 年 4 月に事務局の組織改編を行い、開学以来の「総務課、経理課、教務課、学生課、図書館」を「総務課、経理課、教務学生課、入試課、図書館」の体制に変更している。この組織改編に併せ、認定看護師教育課程の開設や地域貢献事業の本格実施に対応するため、当該業務を担当するヒューマン・ケアリングセンターを設置し、そ

の業務は教務学生課の分掌としている。

また、平成 23 年度下期に整備した新学内情報システムの本格稼動に併せ、平成 24 年 4 月から当該システムの管理運営を担当する情報センターを附属施設に加え、入試課の事務分掌としている（資料 9-1-21 p.2、資料 9-1-22）。

- 事務局に配置している正規職員数は、平成 26 年 4 月 1 日現在、21 人（平成 20 年度から 2 人増員、平成 25 年度育児短縮勤務者 1 人を含む。）である。国等の補助事業の獲得拡大や新規事業の実施などに伴うここ最近の事務量の増加に対して、本学の経営環境では正規職員を容易に増員できないことから、スタッフ（臨時職員）の活用により対応している（資料 9-1-23）。

平成 23 年度に整備した新情報システムの管理運営に当たって、既存職員では専門的な対応が困難なことから、民間の情報関連会社からそれまで派遣を受けていた情報技術に関する専門知識を有する職員を、平成 24 年秋から任期付職員として採用している。

- 大学の運営全般についてそれを下支えする役割を担う事務部門は、大学が今後とも持続・発展するよう、事務事業の効率化や経費の削減を図るとともに、現状の分析・課題の把握と将来計画への反映など、教学組織との連携協力の下、経営会議をはじめとする各種会議に事務職員も委員として参画し、教職協働で改革・改善に取り組んでいる（資料 9-1-24）。
- 本学の正規事務職員は、すべて日本赤十字社広島県支部から出向している。職員の採用に当たって、毎年度、職員採用方針（資料 9-1-25）に基づき、県支部・病院・血液センター・大学の日本赤十字の各施設が「人事交流等推進委員会」を設置し、合同採用を行うとともに、全職員を対象にした人事交流を行っている（資料 9-1-26）。事務職員の昇格や昇任等については、職員就業規則（資料 9-1-14）により適切に運用している。

（4）事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか

- 事務職員の志気の高揚と組織の活性化を図るため、学園職員勤務評価実施要綱（資料 9-1-27）に基づき、「期首面談→自己評価→評価者等による評価→期末面談」といった一連の流れで業務評価を行う勤務評価制度を導入している。

この勤務評価は、直接給与面へ反映することとはなっていないが、昇任や昇格などの人事異動面で活用されている。また、毎年実施している「職員等意向調査」により、職場や職務内容等に対する事務職員の意見を聴取し、職場管理や人事異動の参考としている。

- 事務職員の資質の向上を図るため、日本赤十字社及び同県支部、日本赤十字学園が実施する新規採用職員・中堅職員・新任役付職員などの職階に応じた階層別研修や教務、経理などの職能別研修に参加させるとともに、文科省や学術機関、各種団体等が実施する専門研修にも積極的に参加させている。平成 23 年度からは地元大学コンソーシアムが主催する大学職員の研修会や交流会などに教職員を参加させるなど、大学職員としての専門知識の習得と資質の向上を図っている（資料 9-1-28）。また、「事務連絡会議」を毎月開催し、各課の課題や取組方針を協議しているほ

か、事務職員の参加するFD/SD研修会を開催している（資料9-1-29）。

- 広島県内の日本赤十字関係施設が合同で実施している「職員新規採用試験」が軌道に乗り、平成26年度で見ると、正規事務職員21人中、この制度で採用された者が9人在籍しており、若年層を中心に優秀な人材の確保が進みつつある。また、広島県支部内の赤十字施設間の人事交流を行い、優秀な人材の確保に努めている（資料9-1-30）。

2. 点検・評価

明文化された規程に基づき、学長を中心とした管理運営体制が構築に努めている。また、事務局機能の強化と優秀な事務職員の確保・育成にも努めており、基準9-1「管理運営」を充足している。

(1) 効果が上がっている事項

- 本学の管理運営方針を明確にする5年間の中期計画及び毎年度の事業計画を策定して、教員会議で説明し周知を図っている。
- 重要な管理運営事項について、学長の意思決定を補佐する機関として「経営会議」を設置し、学長を中心に経営面・教学面に十分配慮した管理運営体制が定着しつつある。
- 管理運営に関する諸規程等については、日本赤十字学園全体での見直しなどの結果を踏まえて行った大改正に引き続き、平成23年度には、新情報システムの整備に併せて当該システムの管理運営やセキュリティ対策などの規程や就業規則準則の改正に伴う本学就業規則の改正など、適宜適切に規程の整備を行っている。
- 学長、学部長、研究科長等の選考方法は適正に実施されており、権限・責任についても、規程において明確化されている。
- 事務職員については、平成23年度から勤務評価を実施するとともに、教員については平成25年度から業績評価を実施して、業務の改善を図っている。

(2) 改善すべき事項

- 事務局の組織・人員については、新たな中期計画（平成26～30年度）を踏まえて、組織体制、人員配置のあり方を検討し、適切な措置を講じる必要がある。特に、事業の企画調整・広報及び情報推進体制の強化が課題として求められていることから、事務局全体の組織及び配置の見直しを行う必要がある。
- 役付職員を中心にした中堅層が量・質において薄く、人事異動がままならない状況にあり、各種研修などを活用しながら各職場内での一層の育成を図る必要がある。
- 大学を取り巻く環境が厳しく、経営面を中心に事務職員のみならず教員の意識改革が必要である。大学が安定して発展いくためには、教員と事務職員がそれぞれの立場で企画立案や折衝・調整等の業務遂行応力を高め、教員と事務職員の協働体制を構築していくことが不可欠である。このため、情報の学内共有や、職員全員を対象としたマネジメント能力の向上に繋がるFD/SD活動を充実する必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

- 事務局の体制強化を図るため、広島県内の日本赤十字関係施設の新規採用試験の合同実施を今後も継続実施していくとともに、各赤十字施設間の人事交流を活発化し、適切な職員配置を進める。

(2) 改善すべき事項

- 新たな中期計画を踏まえた、組織・体制を見直し、持続的に経営ができる財務と人員体制を構築していく。
- FD/SD研修を開催し、全教職員に現状を踏まえた本学の新たな発展方策の検討やコスト意識の徹底等をさらに進める。
- 各種委員会に事務職員が委員として参画し、教職協働による大学運営体制の構築を進める。

4. 資料

- 9-1-1 日本赤十字学園第二次中期計画（既出資料 1-4）
- 9-1-2 日本赤十字広島看護中期計画（既出資料 1-5）
- 9-1-3 平成 26 年度事業計画
- 9-1-4 教育の質保証委員会規程（既出資料 1-17）
- 9-1-5 自己点検・評価委員会規程（大学規程 2-8）
- 9-1-6 日本赤十字学園寄付行為（学園規程 1-1）
- 9-1-7 日本赤十字学園理事会業務委任規程（学園規程 1-23）
- 9-1-8 日本赤十字学園看護大学規程（学園規程 2-1）
- 9-1-9 組織分掌規程（既出資料 2-2）
- 9-1-10 日本赤十字学園理事会名簿
- 9-1-11 日本赤十字学園常務理事会規程（学園規程 1-27）
- 9-1-12 学則（既出資料 1-1）
- 9-1-13 大学院学則（既出資料 1-6）
- 9-1-14 職員就業規則（大学規程 3-1）
- 9-1-15 教職員ポータル
<http://cybozu.jrchcn.ac.jp/cgi-bin/cbgrn/grn.cgi/portal/index?>
- 9-1-16 学修ガイドライン「Campus Life HandBook 2014」（既出資料 1-3）
- 9-1-17 学長の決裁に係る学部長及び研究科長への決裁の代行に関する申し合わせ事項（大学規程 3-37）
- 9-1-18 日本赤十字学園看護大学・短期大学学長候補者選考規程（学園規程 3-30）
- 9-1-19 看護学部長候補者選考規程（大学規程 3-7）
- 9-1-20 大学院研究科長候補者選考規程（大学規程 3-6）
- 9-1-21 日本赤十字広島看護大学の現況（既出資料 2-1）
- 9-1-22 事務局事務分掌
- 9-1-23 事務局職員数の推移（平成 21～26 年度）
- 9-1-24 各種委員会の委員構成及び開催予定

- 9-1-25 日本赤十字社広島県支部総合職の職員採用試験について
- 9-1-26 人事交流等推進委員会の概要
- 9-1-27 日本赤十字学園職員勤務評価実施要綱（既出資料 3-25）
- 9-1-28 事務職員の研修状況（平成 21～25 年度）
- 9-1-29 F D / S D 研修の開催状況（既出資料 3-24）
- 9-1-30 日本赤十字社広島県支部人事交流等推進委員会設置要綱

9-2 財務

1. 現状の説明

(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

- 平成 21 年度に「中期事業計画（平成 21～25 年度）」を策定し、財政面への効果の検証や進捗調整をしながら、目標の達成に向けて取り組んでいる（資料 9-2-1、p. 17-28）。
- 開学以来赤字となっていた翌年度繰越収支超過額が毎年度徐々に改善され、平成 20 年度から平成 19 年度決算において残っていた翌年度消費収支超過額△1 億 7 千万円余を「3 ヶ年で解消する」という財政目標を掲げ、予算編成及び予算執行において、収入増と経費の削減などに取り組んだ結果、平成 22 年度決算において翌年度消費収支超過額が 3100 万円余の黒字と、財政状況は計画どおり改善された（資料 9-2-2）。
- 平成 22 年度決算において支出超過が解消され黒字化することが見込めたことから、当面の大きな課題であった「情報システムの全面更新」に係る費用（約 2 億 4 千万円）を平成 23 年度予算に計上するとともに、「施設設備の長期修繕計画」の前提となる専門業者による事前調査を実施し、情報システムを含む施設・設備等の改修計画を策定した。また、建物等の長期修繕計画については、平成 23 年度を初年度とする 10 年程度の長期修繕計画を策定し、この計画に基づき建物・設備の更新、修繕を行った。情報システムの更新や建物・設備の修繕等に伴い、単年度消費収支が赤字基調となったことから、平成 24 年度から 27 年度までの計画について、緊急性、経済性を重視して見直しを行い、更新・修繕に取り組んでいる（資料 9-2-3）。
- 科学研究費については、平成 20 年度 1466 万円だった採択金額は、平成 21 年度 2850 万円となった。その後も、外部講師又は学内の講師、経理課職員による科学研究費補助金の申請についての研修会を毎年開催するなど、積極的に取り組んでいる。その結果、平成 22 年度 1620 万円、平成 23 年度 1430 万円、平成 24 年度 900 万円と減少傾向にあったが、平成 26 年度は 2520 万円と持ち直した。なお、新規採択率については、平成 20 年度 27.3%から平成 24 年度には 30%、平成 26 年度 50%と上昇している（資料 9-2-4）。
- 外部資金獲得の一環として、本学が補助申請した「もっと世界とクロスする救済ナースの育成」及び「看護学生のための早期離職予防シミュレーション・ナビゲーター」が、文部科学省の平成 21 年度～平成 23 年度大学教育・学生支援推進事業の「大学教育推進プログラム」と「学生支援推進プログラム」にそれぞれ採択され、大学を挙げて事業を実施した。なお、補助事業終了後の平成 24 年度からは、この 2 つの事業の継続的な実施ができるよう独自予算を計上し、実施している。

また、平成 23 年度の情報システムの更新に当たっては、その整備費に対する補助金を獲得すべく、事前の補助申請を行い、文部科学省補助金「平成 23 年度私立学校研究施設整備費補助金」と「平成 23 年度私立学校施設整備補助金」にそれぞれ採択された（資料 9-2-5）。

なお、寄付金については、例年経常的に関係施設などからの寄付を受けている。

- 本学の主な消費収支計算書関係比率については、次のとおりとなっている（資料 9-2-2、資料 9-2-6）。※（データは、本学：平成 25 年度決算、平均：日本私立学校振興・共済事業団編「今日の私学財政」平成 25 年度版（全国保健系学部 40 校）
 - i) 人件費比率 49.7%（全国平均 52.7%）
 - ii) 人件費依存率 61.4%（全国平均 64.4%）
 - iii) 教育研究費比率 36.6%（全国平均 28.2%）
 - iv) 管理経費比率 2.7%（全国平均 7.3%）
 - v) 消費収支比率 94.2%（全国平均 95.9%）
 - vi) 学生等納付金比率 80.9%（全国平均 81.8%）
 - vii) 補助金比率 8.9%（全国平均 10.9%）
 - viii) 寄付金比率 1.0%（全国平均 1.4%）
- 本学の主な貸借対照表関係比率は、次のとおりとなっている（資料 9-2-6、9-2-7）。
 - ※（データは、同上）
 - i) 固定比率 96.4%（全国平均 103.9%）
 - ii) 固定長期適合率 92.4%（全国平均 95.0%）
 - iii) 流動比率 293.5%（全国平均 177.2%）
 - iv) 総負債比率 5.2%（全国平均 14.1%）
 - v) 負債比率 5.4%（全国平均 16.4%）
 - vi) 退職給与引当預金率 100.0%（全国平均 62.3%）
 - vii) 基本金比率 100%（全国平均 97.4%）

(2) 予算編成及び予算執行は適切に行っているか。

- 予算の編成に当たっては、学園本部の予算編成方針を受け、本学の予算編成方針を作成し、この予算編成方針に沿って、経営会議などにおいて、事業の妥当性などの検討や収入支出両面にわたる必要経費などの精査をしながら、翌年度の事業計画と予算編成を行っている。なお、平成 25 年度からは、経営会議が直接、予算編成を行っている。
- 予算の執行については、学園経理規程（資料 9-2-8）に基づき適正に行っており、その透明性や適切性の一層の確保するため、入札制度の導入などの競争的原理を積極的に取り入れている。

なお、本学の監査システムとしては、学園監事による「監事監査」、学園が契約する監査法人による「監査法人監査」、学園本部による「内部監査」の 3 種類である。監事監査と内部監査は 2 年に 1 回程度、監査法人監査は毎年 2 回実施されており、その際あった指摘や会計処理の改善等には適切に対応している（資料 9-2-9、9-2-10）。
- 予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みについては、事業計画や予算編成等の過程において、学生募集対策における受験者数の推移や国家試験対策における合格者数など、数値化できるものはその数値を基に成果を検証し、改善策を含め、次年度の事業計画や予算に反映させている（資料 9-2-11）。このほか、平成 24 年 5 月に日本赤十字学園の 6 大学がそれぞれ今後の財政運営に生かせるように、決算におけ

る学納金や補助金、人件費、教育研究費の額、あるいは現預金をはじめとする財産の保有額といったものを主要項目毎に比較資料を作成している（資料 9-2-12、9-2-13）。

2. 点検・評価

中長期的な財政計画を策定し、計画的な財政運営に努めるとともに、外部資金の獲得に積極的に取り組んでいる。予算編成・執行の適正化に努めており、基準 9-2「財務」を充足している。

(1) 効果が上っている事項

- 財政的基盤の確立については、「中期事業計画」（平成 21～25 年度）を策定し、財政面への効果の検証や進捗調整をしながらこの計画目標の達成に向けて取り組んだ結果、平成 22 年度決算において黒字化することができた。また、平成 23 年度に全面更新した情報システムの更新費用についても、施設整備備品特定資産を充当せず、次年度繰越支払資金を充当し整備することができた。
- 消費収支計算書関係比率は、全国平均と比較して概ね良好であり、特に、収支のバランス状況を判断する指標である消費収支比率が情報システム全面更新を行った平成 23 年度以外は全国平均を下回った。以上のとおり、寄付金比率などの一部を除き、消費収支計算書及び貸借対照表の両関係比率とも大半が全国比率に比べて、概ね良好な財務状況にある。
- 外部資金の受入については、科研取得に向けた学内研修会の開催等の積極的な取り組みの効果により、採択額が増加し、新規採択率についても、向上している。
- 予算編成と執行のプロセスの明確性、透明性、適切性は確保している。
- 「施設設備の長期修繕計画」を策定し、長期的観点から計画的に施設・設備の更新に取り組んでいる。
- 消費収支が今後とも赤字基調となることを見込まれるため、平成 24 年度には当該年度の計画のみならず、平成 24 年度から平成 27 年度までの計画について、緊急性、経済性を重視して見直しを行い、その結果に基づいて平成 25 年度から、予算編成及び予算執行を行っている。

(2) 改善すべき事項

- 平成 23 年度に情報システムを全面的に整備したことから、平成 23 年度決算において赤字となった。今後は、翌年度繰越収支超過額が毎年度徐々に改善するよう努力しており、今後より一層経営基盤の強化に努める必要がある。
- 科学研究費については、その継続的な獲得に向けて、具体的な目標を設定して取り組む必要がある。
- 寄付金についても、その継続的な獲得に向けて、具体的な目標を設定して取り組む必要がある。
- 平成 23 年度決算において「情報システムの全面更新」の更新などのため、285,387 千円余りの赤字を計上しており、累積赤字の解消に向け収入増と経費の削減などを反映した予算編成を行う必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上っている事項

- 施設設備等の更新・修繕計画を含む中期的な財政計画が明らかにした上で、収入の増加と支出の削減に取り組み、より健全な財政基盤を確立していく。
- 予算編成にあたっては、本学の中期計画（平成 26～30 年度）を踏まえて、予算編成方針を作成するとともに、見直し後の長期修繕計画が着実に実施できるよう、減価償却費の減少時を見越しながら、中長期的な観点から財政運営を行う。

(2) 改善すべき事項

- 学納金をはじめ現在以上の収入増策がなかなか見込めないことから、職員の年齢構成等に配慮した計画的な人件費の圧縮と入札制度などの競争原理の導入などによる経費節減策を一層徹底し、翌年度繰越収支超過額の改善に努め、経営基盤の強化を図る
- 科学研究費については、「教員一人 1 件の申請」という目標のもと、「教員一人 1 件の申請」並びに「交付額 3 千万円」を目標に取り組む。このため、全教員が科研費等の研究費補助金申請を行えるよう、引き続き申請に関する説明会の開催や説明会の企画の充実など、教員の外部資金申請を支援していく。
- 寄付金については、ホームページ等を活用して積極的な募集を行うとともに、平成 31 年の開学 20 周年に向けて、関係施設及び卒業生等への寄付金募集を展開する。
- 消費収支計算書関係比率等の指標を活用しながら、寄付金や外部資金の獲得等の収入増を図るとともに、徹底した経費の縮小策を講じ、収支バランスのとれた経営に努める。一方で、全国平均に及ばない寄付金比率、補助金比率、基本金組入率については、その改善を図る。

4. 資料

- 9-2-1 日本赤十字学園中期計画（平成 21～25 年度）
- 9-2-2 消費収支の推移表（平成 21～25 年度）
- 9-2-3 施設設備の長期修繕計画（既出資料 7-2）
- 9-2-4 科学研究費等の外部資金研究費の採択状況（既出資料 3-36）
- 9-2-5 財務関係書類（平成 21～25 年度）
- 9-2-6 財務比率表（平成 21～25 年度）
- 9-2-7 貸借対照表の推移表（平成 21～25 年度）
- 9-2-8 日本赤十字学園経理規程（学園規程 4-1）
- 9-2-9 監事監査報告書（平成 21～25 年度）
- 9-2-10 独立監査法人の監査報告書（平成 21～25 年度）
- 9-2-11 平成 25 年度事業報告
- 9-2-12 財産目録（平成 25 年度末現在）
- 9-2-13 計算書類 学校法人（平成 21～25 年度）

第10章 内部質保証

1. 現状の説明

(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

○ 本学が自らの責任で、教育・研究・地域貢献・大学経営についての自己点検・評価を行い、その結果をもとに新たな改善・改革につなげていく、内部質保証に取り組むという方針に基づき、その仕組みづくりを進めてきた。

○ 平成19年度に自己点検・評価報告書を作成し、平成20年度に大学基準協会の認証評価を受けた。その結果、「大学基準に適合している」旨の認定を受け、平成21年4月1日付けで同協会の正会員として加盟・登録が承認された。この認証評価の結果については、「大学評価報告書」(資料10-1)で公表している。また、平成25年度に自己点検・評価委員会(資料10-2)を設置し、平成24年度までの取組みについて、「自己点検・評価報告書」をとりまとめた(資料10-3)。

○ 優秀な学生を確保するとともに、社会に対する説明責任を果たしていくため、大学情報の積極的な発信と公開に努めている。大学の様々な情報については、受験生、在学生、保護者、卒業生、医療・看護専門職及び一般向けに、それぞれ大学ホームページ(資料10-4)で情報を提供するとともに、必要に応じて、リーフレット、パンフレット、報告書等を配布している。また、学校教育法により公表するが義務付けられている教育研究活動等の状況については、大学ホームページの「大学情報の一覧」(資料10-5)で一括して公表している。本学の財務の状況については、毎年度、大学ホームページの「財務公開」(資料10-6)で公表している。

なお、情報公開請求への対応については、「情報の公開に関する実施要綱」(資料10-7)に基づき、個人情報の保護に配慮したうえで、原則として情報を開示することとしている。

(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

○ 日本赤十字学園第2次中期計画(平成26~30年度、資料10-8)を踏まえて、平成26年3月に本学の中期計画(平成26~30年度、資料10-9)を策定し、本学の理念・目的とビジョンを明確にしたうえで、教育・研究・地域貢献・経営の改善・改革に向けた取組みを明らかにした。この計画では、内部質保証に向けて、i) 質保証システムの構築・展開、ii) 到達目標の明確化・可視化、iii) 自己点検・評価の実施と評価結果の活用、iv) 第三者評価の受審と評価結果の活用に取り組むこととしている。

○ 内部質保証を担保する組織については、平成21年4月に大学の将来構想、予算の編成・執行、自己点検・評価に関する事項を一元的に審議する経営企画委員会(資料10-10)を設置し、PDCAサイクルの構築に努めた。また、平成25年4月に自己点検・評価委員会(資料10-2)を設置し、自己点検・評価報告書を作成し、翌年度以降の取組みの改善に努めている(資料10-3)。

さらに、平成25年9月に、教育の質保証委員会(資料10-11)を設置し、全学

的な教学マネジメント及び内部質保証の確立に向けた活動を開始した（資料 10-12 <資料 11>）。この委員会では、i）人材育成目標及び教育プログラム編成の基本的事項に関すること、ii）教職員の資質・能力の向上と開発に関する基本的事項に関すること、iii）中期計画及び年度計画、自己点検・評価に関することについて、審議することとしている。この委員会は、全学的な教学マネジメント及び内部質保証を図るため、学長を委員長とし、経営会議の委員、FD/SD委員長、自己点検・評価委員長、教務委員長、教務小委員長及び学生支援委員長、総務課長、教務学生課長が委員として参画している。

- 自己点検・評価を改革・改善に繋げるため、日本赤十字学園中期計画（平成 21～25 年度、資料 10-13）に基づき、毎年度、事業実施状況を点検した上で、事業計画（資料 10-14）を作成し、この計画に基づき事業を実施してきた。また、毎年度の事業実績を事業報告（資料 10-15）としてとりまとめている。

平成 26 年度以降は、本学の中期計画に基づき、毎年度、事業計画を作成（P）し、予算を編成した上で、事業を実施（D）し、その事業実績等を点検・評価（C/A）して、翌年度の事業計画の作成（P）に反映することとしている。中期計画の最終年度である平成 30 年度には、平成 26～30 年度の事業実績等の点検・評価を踏まえて、新たな中期計画を策定することとしている。

- 構成員のコンプライアンス意識の徹底を図るため、職員倫理要綱（資料 10-16）を定め、教職員が高い倫理基準に基づく公正で誠実な教育研究活動を展開するよう努めている。

また、透明性確保と説明責任などの社会的要請に応えるため、大学情報や財務情報などの積極的な公表に努めている。また、情報セキュリティポリシー（資料 10-17）を定め、情報資産のセキュリティの確保に努めるとともに、プライバシーポリシー（資料 10-18）を定め、個人情報の保護に努めている。

- 研究者の行動規範（資料 10-19）や利益相反管理ポリシー（資料 10-20）を定め、研究者が適正に研究活動を行うよう努めている。また、公的研究費の不正防止に関する取扱要領を定め、毎年度、研究費の適正使用について周知・徹底を図っている。
- 研究倫理審査委員会（資料 10-21）を設置し、研究活動における倫理性の確保に努めている。また、FD/SD研修会などを通じて、教職員のモラルの向上や人権への配慮などに努めている。
- 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 26 年 2 月、文部科学大臣決定）に沿って、責任体制を明確にするとともに、必要な規程を整備した（資料 10-22）。

（3）内部質保証システムを適切に機能させているか。

- 全学レベルでは、教育の質保証委員会を中心に、中期計画の策定、毎年度の事業計画の作成、自己点検・評価書の作成及び外部評価の受審に取り組むこととしている（資料 10-23）。

学部、研究科、各センター、各委員会などの部局レベルでは、毎年度の事業計画案の作成、事業の点検・評価に取り組んでいる。また、教務委員会やFD/SD委

員会を中心に、授業改善に取り組んでいる。

教職員レベルでは、教員業績評価（資料 10-24）を実施し、教員の教育・研究・大学運営に関する業績を自己評価（振り返り）及び所属上長が評価・面談することにより、教育・研究・大学運営に関する教員の活動の向上と大学運営の改善に努めている。事務職員についても、勤務評価（資料 10-25）を通じて、自己評価と上司による評価・面談を実施し、大学運営の向上に努めている。

- 教育研究活動のデータベース化の一環として、大学ホームページの「教員紹介」（資料 10-26）で、各教員の専門分野、学歴・学位、主要職歴、担当授業、主な研究テーマなどを公表している。また、毎年作成する大学紀要（資料 10-27）に、各教員の研究・社会活動（著書、学術雑誌等掲載論文、学会発表、受賞等、社会活動、学外からの研究助成）の一覧を掲載している。
- 学外者の意見を大学運営に反映するため、平成 25 年 8 月に外部評価委員会（資料 10-28）を設置し、本学の教育・研究・地域貢献・経営に関して、第三者の視点から意見を聴取（資料 10-29）し、取組みの改善や大学運営の改革に繋げていくこととしている。

また、中国・四国ブロック各県支部・病院連絡協議会（資料 10-30）等を通じ、学外の関係者等に本学の現況などについて報告を行うとともに率直な意見を伺うことによって、大学運営に係る諸施策に反映させるなど、大学運営の信頼性・透明性などの一層の確保・充実に努めている。

- 平成 20 年度に受審した認証評価の際、大学基準協会から示された問題点の指摘に関する 7 点の助言に対して、平成 24 年度に同協会に改善報告書（資料 10-31）を提出し、審査を受けた。その結果、「助言を真摯に受け止め、意欲的に改善に取り組んでいることが確認できる」旨の評価を得たが、iv) 学生の受け入れ及びvii) 専任教員の年齢構成の 2 点について、「一層の改善が望まれる」との指摘があった（資料 10-1）。指摘を受けた 2 点については、その改善に努めている。

i) 目的の明示（看護学研究科）

・大学院学則第 1 条「目的」の記載内容を改正し、「人材養成の特徴」を明記した。

ii) シラバスの改善（看護学部）

・記載に工夫を要すると指摘された授業科目について助言に基づき、シラバスの記述を統一し、より詳しく記載するように充足した。

iii) 学位授与基準、論文の審査基準及び審査過程の学生への明示（看護学研究科）

・「履修ガイド」の記載内容を改正し、大学院学生に対して、学位授与基準及び論文の審査基準を明示した。

iv) 学生の受け入れ（看護学部）

・入学定員に対する入学者数の比率は、平成 21 年度には一時 1.34 となったが、その後、1.24→1.25→1.17→1.23 と徐々に改善し、平成 26 年度は 1.13 大幅に改善した。これに伴い、収容定員に対する在籍学生数の比率についても、平成 21 年度以降、1.29→1.21→1.23→1.24→1.22 と推移している。平成 26 年度は、収容定員 510 人に対して、在籍学生数は 600 人であり、収容定員に対する在籍学生数の比率は、1.18 と改善している（資料 10-32）。

- v) 学生の健康相談の体制整備
 - ・保健室に学生の健康相談を担当する専任の職員を雇用配置した。
- vi) 研究時間の確保など研究条件の整備
 - ・外部資金の獲得の向上を目指して、文部科学省や厚生労働省の科学研究費補助金の申請を奨励してきた。
 - ・文部科学省の大学教育・学生支援推進事業に2件採択され、その関連事業に教員が従事するとともに、研究発表に精励している（資料10-33、10-34）。なお、補助事業終了後の平成24年度からは、この2つの事業の継続的な実施ができるよう独自予算を計上し、実施している。
- vii) 専任教員の年齢構成
 - ・定年退職の教員の後任人事は年齢構成を考慮して行っている。平成21年度と26年度の教員の年齢構成を比較すると、60歳代（16.3%→11.5%）、50歳代（20.4%→25.0%）、40歳代（20.4%→36.5%）、30歳代（36.7%→26.9%）、20歳代（6.1%→0.0%）と、これからの本学の教育・研究・運営の中心的役割を担う40歳代の教員が最も多くなっている（資料10-35）。

2. 点検・評価

自己点検・評価を行い、その結果を公表するとともに、本学独自の中期計画の策定や、学長を委員長とする教育の室保証委員会の設置など、内部質保証に関するシステムを整備し、大学の教育の質保証に取り組みつつあり、基準10「内部質保証」を充足している。

(1) 効果があがっている事項

- 自己点検・評価委員会を設置し、自己点検・評価報告書の作成に取り組むなど、大学運営のPDCAサイクルが構築されつつある。
- 大学情報の積極的な発信と公開に努めている。
- 教育の質保証委員会を中心とした質保証システムの整備が進みつつある。
- 毎年度、事業計画を作成し、事業を実施し、事業実施状況を点検・評価した上で、翌年度の年度事業計画を作成するなど、PDCAサイクルの構築に努めている。
- 中期計画（平成26～30年度）を策定し、中長期的な観点から大学運営に取り組んでいる。また、この計画に基づき、年度計画を作成し、PDCAサイクルの構築に努めている。
- 全学的な教学マネジメント体制の構築、教育の質向上に資するPDCAサイクルの確立などに取り組んだことにより、平成26年度において文部科学省「私立大学等改革総合支援事業」のタイプ1「建学の精神を生かした大学教育の質向上」に採択された（資料10-36）。

(2) 改善すべき事項

- 教育の質保証の取組みについて、積極的に外部に公表し、取組みの透明性を高める必要がある。
- 教職員一人ひとりが大学の一員として、内部質保証の向上に取り組む必要がある。
- 大学基準協会から指摘されている学生の受け入れ及び専任教員の年齢構成の適正化については、引き続き、改善に取り組む必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果があがっている事項

- 引き続き、自己点検・評価に主体的に取り組み、教育・研究・地域貢献・大学運営の改善・改革に取り組んでいく。
- 引き続き、教育の質保証委員会を中心とした質保証システムの構築に取り組む。
- 引き続き、事業計画の作成、事業の実施と点検・評価といったP D C Aサイクルの構築に取り組む。

(2) 改善すべき事項

- 毎年度の事業計画、事業実績報告、自己点検・評価報告書をはじめ、本学の内部質保証に関する情報を積極的に公表していく。
- S D / F D 研修会などを通じて、教職員に研究費の適正使用や教職員のモラルの向上などについて、周知・徹底していく。
- 教員会議等において、内部質保証に関する取組みの情報を共有するとともに、S D / F D 研修会などを通じて、大学改革に取り組む機運の醸成に努める。
- 教育研究活動のデータベースの充実に取り組む。
- 学生の受け入れ及び専任教員の年齢構成の適正化については、引き続き、改善に取り組む。

4. 資料】

- 10-1 「大学評価報告書」(大学H P > 情報公開 > 大学評価)
<http://www.jrchcn.ac.jp/00root/financial.html>
- 10-2 自己点検・評価委員会規程 (既出資料 9-1-5)
- 10-3 自己点検・評価の実施状況 (既出資料 4-1-11)
- 10-4 大学H P <http://www.jrchcn.ac.jp/index.html>
- 10-5 「大学情報の一覧」(大学H P > 情報公開 > 大学情報の一覧)
http://www.jrchcn.ac.jp/00root/id_list.html (既出資料 1-8)
- 10-6 「財務公開」(大学H P > 情報公開 > 財務公開)
<http://www.jrchcn.ac.jp/00root/zaimu.html>
- 10-7 情報の公開に関する実施要綱 (学園規程 2-100)
- 10-8 日本赤十字看護学園第二次中期計画 (既出資料 1-4)
- 10-9 日本赤十字広島看護大学中期計画 (既出資料 1-5)
- 10-10 経営企画委員会規程
- 10-11 教育の質保証委員会規程 (既出資料 1-17)
- 10-12 平成 25 年度委員会活動報告 (既出資料 1-16)
- 10-13 日本赤十字学園中期計画 (既出資料 9-2-1)
- 10-14 平成 26 年度事業計画 (既出資料 9-1-3)
- 10-15 平成 25 年度事業報告 (既出資料 9-2-11)
- 10-16 職員倫理要綱 (大学規程 3-3)
- 10-17 情報セキュリティポリシー

- 10-18 日本赤十字学園プライバシーポリシー
- 10-19 研究者の行動規範（大学規程 5-9）
- 10-20 利益相反管理ポリシー（既出資料 7-25）
- 10-21 研究倫理審査委員会規程（既出資料 7-23）
- 10-22 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン改正について
- 10-23 内部質保証システムの構築について
- 10-24 平成 25 年度教員業績評価の実施について（既出資料 3-26）
- 10-25 平成 25 年度職員勤務評価について
- 10-26 「教員紹介」（大学HP > 看護学部 > 教員紹介）
<http://www.jrchcn.ac.jp/teacher/>
- 10-27 「日本赤十字広島看護大学紀要」（平成 25 年度）
- 10-28 外部評価委員会規程（大学規程 2-7）
- 10-29 外部評価委員からの意見
- 10-30 中国・四国ブロック各県支部・病院連絡協議会設置要綱（大学規程 11-5）
- 10-31 提言に対する改善報告書（平成 24 年 8 月）
- 10-32 看護学部の入学者数、在籍者数の状況（既出資料 5-11）
- 10-33 大学教育・学生支援推進事業「学生支援推進プログラム」最終報告書（既出資料 4-2-5）
- 10-34 大学教育・学生支援推進事業「大学教育推進プログラム」最終報告書（既出資料 4-2-6）
- 10-35 専任教員の年齢構成の推移（既出資料 3-5）
- 10-36 平成 26 年度私立大学等改革総合支援事業の申請状況（タイプ 1）

終章

1. 理念・目的、教育目標等の達成状況

基準1～10について、次のとおり充足している。

- (1) 基準1「理念・目的」については、本学の教育理念・目的を明確に定め、それらを公表するとともに、その適切性について検証している。また、教育理念や目的の実現に向けて、教育目標の明確化とそれに基づく教育課程の編成に取り組んでいる。
- (2) 基準2「教育研究組織」については、本学の理念・目的に沿って、看護学部、看護学研究科、ヒューマン・ケアリングセンター、情報センターなどを設置し、経営会議、教授会、各委員会で運営している。
- (3) 基準3「教員・教員組織」については、求める教員像、教員組織の編成方針を明確にした上で、本学の教育理念や目的及び教育課程に相応しい教員組織の整備、教員の募集・採用・昇格、教員の資質向上に取り組んでいる。また、前回の認証評価の際に指摘を受けた専任教員の年齢構成の改善を図っている。
- (4) 基準4「教育内容・方法・成果」については、教育目標に基づき、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を定め、定期的に検証するとともに、教育課程の編成・実施方針に基づき、教育課程を体系的に編成している。また、シラバスに基づいた教育を展開し、適切な成績評価と単位認定に努めるとともに、教育成果について定期的な検証を行い、教育課程や教育内容・方法の改善を図っている。
- (5) 基準5「学生の受け入れ」については、学生の受入方針を明確化し、公正・適切な学生募集・入学者選抜に努めてきている。また、前回の認証評価の際に指摘を受けた定員管理についても適正化を図っている。
- (6) 基準6「学生支援」については、学生支援に関する方針に基づき、学生に対する就学支援、生活支援、進路支援に取り組んでいる。
- (7) 基準7「教育研究等環境」については、教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、キャンパスや図書館などの教育研究施設を整備するとともに、教育研究等を支援する環境や条件の整備に努めている。
- (8) 基準8「社会連携・社会貢献」については、社会との連携・協力の拠点となるヒューマン・ケアリングセンターを設置し、本学の教育研究の成果の積極的な社会への還元に努めている。
- (9) 基準9「管理運営・財務」については、明文化された規程に基づき、学長を中心とした管理運営体制の構築や、事務局機能の強化と優秀な事務職員の確保・育成に努めている。また、中長期的な財政計画を策定し、計画的な財政運営、外部資金の獲得、予算編成・執行の適正化に努めている。
- (10) 基準10「内部質保証」については、自己点検・評価を行うとともに、新たに本学独自の中期計画の策定や教育の質保証委員会を設置するなど、内部質保証に関するシステムの整備・充実に努めている。

2. 今後の展望

本格的な超高齢・成熟社会を迎えるとともに、グローバルな知識基盤社会が到来する

時代にあって、本学には、地域包括ケアやチーム医療の要請など保健・医療・福祉を取り巻く環境変化に適応できる人材を育成するとともに、生命の尊厳と人類の叡智を基調としたヒューマン・ケアリングを探究していくことが求められている。また、看護系大学の新設が相次ぐ中で、本学の経営基盤のより一層の強化が求められている。

3. 優先的に取り組むべき課題

今回の自己点検・評価を通じて明らかになった、教育・研究・地域貢献・大学経営に係る課題に取り組み、人材育成を機軸に、地域や社会における「ヒューマン・ケアリングの実践」に貢献する大学を目指していく。

(1) 教育の充実・強化

- ① これからの時代を生きる基礎力を身につけた社会人の育成
 - ・アクティブ・ラーニングの推進
 - ・「教養から専門へ、そして専門から教養へ」という往還型教育プログラムの構築
- ② これからの保健・医療・福祉を支える質の高い専門能力を有する職業人の育成
 - ・地域包括ケアやチーム医療の要請などを踏まえた、教育理念・目的の検証と、人材育成目標の明確化、教育課程・教育組織の再編成
- ③ 保健・医療・福祉の向上を先導するリーダー人材の養成
 - ・教員の負担軽減と効果的な教育方法展開のためのカリキュラム改正
 - ・専門看護師課程の38単位化
 - ・大学院博士後期課程の共同大学院の設置

(2) 研究の充実・強化

- ④ 地域や社会に貢献する研究の推進
 - ・教員の研究時間の確保
 - ・研究倫理の遵守

(3) 地域貢献の充実・強化

- ⑤ 地（知）の拠点としての機能の発揮
 - ・地域に根ざした活動の推進
 - ・海外の教育・研究機関との連携

(4) 経営基盤の強化

- ⑥ 大学運営体制の強化
 - ・教職協働体制の構築
 - ・教職員の能力開発（業績評価の活用、効果的なSD/FD活動の展開）
 - ・博士後期課程開設に向けた、博士（看護学）の学位をもつ教員の確保・育成
 - ・学生の定員管理の適正化
 - ・専任教員の年齢構成の改善
- ⑦ 財務基盤の強化
 - ・外部資金の積極的受け入れ
 - ・財政指標の一層の改善
- ⑧ 質保証システムの構築
 - ・内部質保証システムの実質化